

令和6年度 土壤汚染対策検討委員会 次第

日時：令和7年1月10日（金曜日）午前10時00分から午前12時00分まで 場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室25
--

1 開 会

2 議 題

- (1) 土壤汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見
- (2) 条例制度の点検・見直し

報告事項

- ・都内の地形・地質及び地下水の現況調査等
- ・工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策事業
- ・土壤汚染対策届出情報のデジタル化

3 閉 会

【配布資料】（HPに掲載）

- 資料1 土壤汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見（要約）
- 資料2 条例制度の点検・見直し
- 資料3 都内の地形・地質及び地下水の現況調査等
- 資料4 工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策支援事業
- 資料5 土壤汚染対策届出情報のデジタル化

【参考資料】

- 参考資料1 土壤汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見（本文）
- 参考資料2 土壤汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見（付録）
- 参考資料3 土壤汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性（報告書）
（中央環境審議会水環境・土壤農薬部会土壤制度小委員会資料）

土壤汚染対策制度の見直しに 向けた東京都の意見（要約）

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課
土壤地下水汚染対策担当



目次

- 1 制度全般について
- 2 有害物質使用施設の廃止等について【法3条関係】
- 3 土壤汚染状況調査の報告者等について【法3条関係】
- 4 ただし書き確認中の土地の形質変更【法3条7項、8項関係】
- 5 土壤汚染状況調査【法3条、法4条関係】
- 6 区域指定手続きの簡素化等【法6条、11条関係】
- 7 詳細調査【法7条、法12条関係】
- 8 土壤搬出関係【法16条関係】
- 9 認定調査関係【法16条関係】
- 10 台帳・情報公開・情報承継【法15条、61条関係】
- 11 自然由来等土壤の規制の見直し
- 12 届出書類の様式化

各ページの右上に意見書の該当項について記載

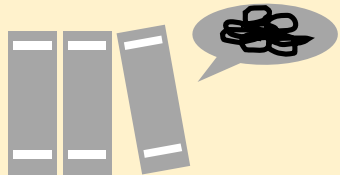


1.制度全般について

法制度見直しに向けた意見書全体方針

現状・課題

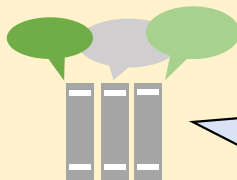
①制度が複雑化



制度が難解で、関係者が追いつけておらず、制度として使用されない条項も多い

- ✓自然由来・埋立由来の調査
- ✓臨海部特例区域
- ✓認定調査、目標土壌溶出量 など

②運用事項が多い



法令に記載はないが、汚染拡散防止等の観点から運用でカバーしている事項が多い

【都の運用(一例)】

- ✓区域指定前の12条、16条
- ✓4条1項・2項分割提出

③アンバランスな規制



人為由来による高濃度汚染と自然由来・水面埋立由来の規制が同じ尺度

- 人為と自然由来等が同列に扱われることで過剰な対策が行われている
- ✓自然由来等による区域指定を忌避
 - ✓掘削除去して指定を解除する など

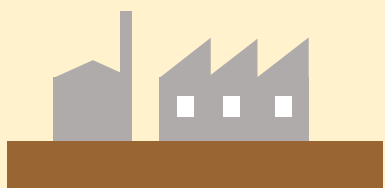
現行制度は、自治体・調査機関・事業者等、関係者全体の負担が大きい

意見・提案

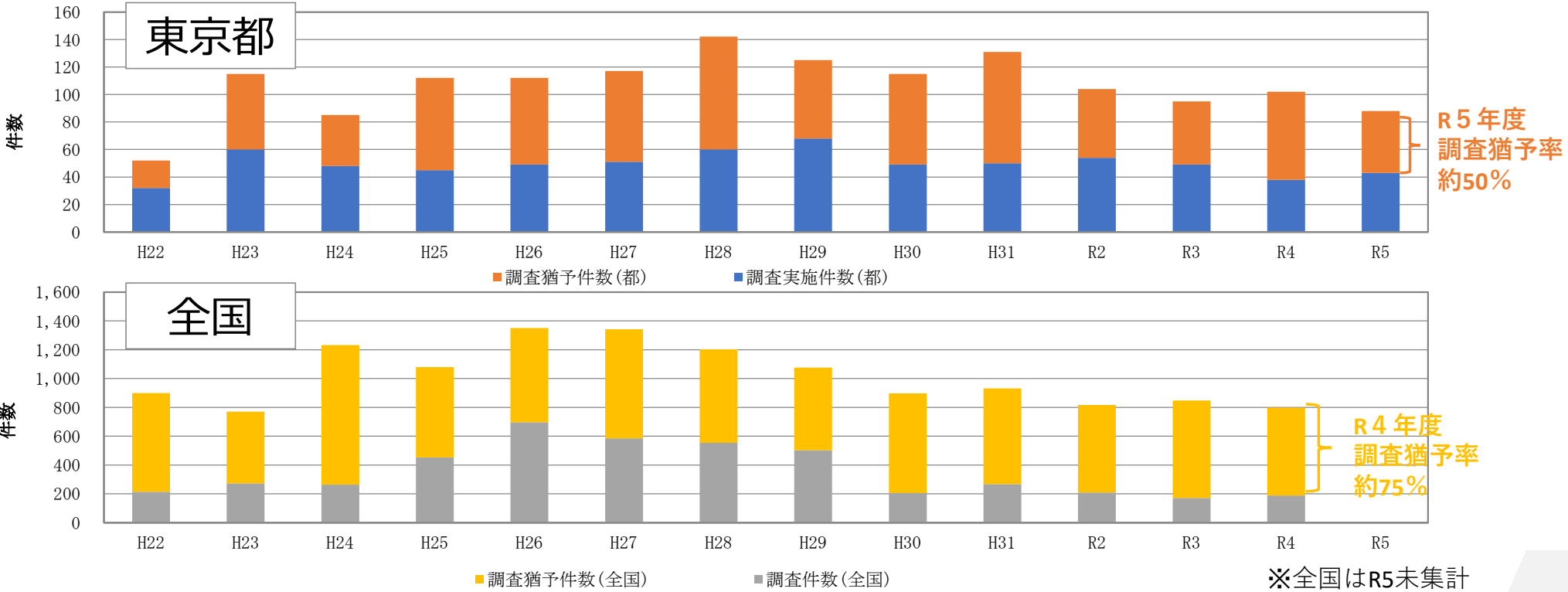
- 既存制度をベースに特例を設ける方向ではなく、制度の在り方についてその必要性を吟味した上で抜本的に見直していくなど、**簡素で実効的な規制**（**理解・運用しやすい制度**）となるよう意識して検討を行うべき
- 運用事項について、その**法的位置づけ等を整理**する必要があるのではないか（調査、対策関わらず全般的に）
- **環境リスクに応じた合理的な規制**となるように制度を見直すべき

現状・課題

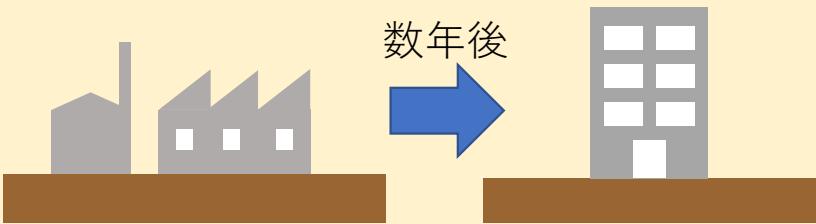
①有害物質使用特定施設の廃止時における調査義務



- ✓廃止時の調査義務のため、資金不足（水道光熱費などの物価高騰を含む）により調査や対策ができないことにより調査猶予を選択することが多い
- ✓廃止理由としては、高齢による廃業や相続による廃業が多い
 - 都内は、土地の流動性が高いため、全国と比較して調査猶予率は低いが、それでも約50%が選択



②調査猶予中の土地が未調査のまま、次の土地利用がされる



相続や経年による失念等により、調査猶予に関する情報の承継がされず、売却・改変が行われる

①汚染拡散のリスク

例：未調査地での施工により、土壌が汚染土壌処理施設以外に搬出

②不動産トラブル

例：調査猶予地と知らず、不動産を購入し、損害賠償請求訴訟が発生

③調査猶予地に係る情報の問合せ

現行法では公開規定なし

- ✓不動産業者、指定調査機関等からの問合せも多くあり、事務負担となっている
- ✓土壌汚染の有無確定前であるが、土壌汚染地のように扱われ、買い叩かれる
- ✓指定調査機関からの調査に関する営業が行われる

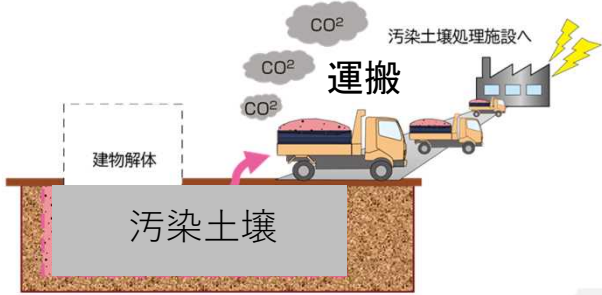
東京都における情報公開
（年平均：H31～R5）

情報開示件数：約30件
開示届出件数：約300件
情報開示枚数：約6000枚
台帳等閲覧数：約6000回

※調査猶予情報以外も含む

④中小事業者等の土地における調査・対策

- ✓土地取引の中で慣例的に掘削除去を求められることが多い
- ✓狭あいな土地における調査対策に要する費用負担が大きい（技術的な面も含む）
- 土壌汚染対策が進まず円滑な土地利用が進まない懸念に加え、環境負荷の懸念



意見・提案

■ H21年の改正前まで運用されていた定期的な現状報告を猶予の条件につけるなどを検討できないか
都では、条例116条において定期報告を継続しており、土地の動きが確認できている

■ 調査猶予を受けた土地や土地取引等でよく問合せのある情報の公開についてメリット・デメリットを整理し、公開すべきかどうか検討してほしい

都では、土壌汚染対策情報公開規定の改正検討において、調査猶予を受けた土地の公開については慎重な意見も見受けられたことから、公開を見送っている

■ 宅地取引における重要事項説明として調査猶予等の情報を必須とできないか

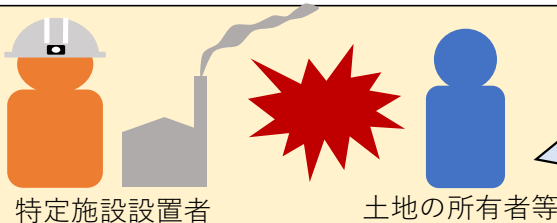
現行は、法令の制限（宅地建物取引業法第35条第1項第2号）において「土地の形質変更の制限（土対法9条、12条第1項及び同条第3項）」のみ規定されている

■ 健康リスクや実状を考慮の上、中小事業者等への必要な負担低減措置等の方策について検討して頂きたい

調査猶予率やその理由、対策の実状などを考慮の上、必要な負担軽減措置等を講じてほしい
また、これ以上の契機拡大は、現状を踏まえると、地歴調査の実施さえも困難な事業者も多く、その拡大の趣旨に反して実効性は薄いと考える ➤廃業やブラウンフィールドが加速する懸念がある

現状・課題

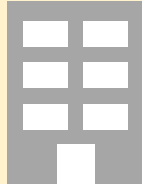
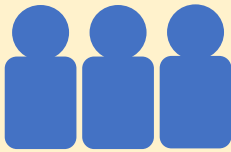
① 特定施設の設置者と土地所有者等が異なる場合のトラブル



- ✓ どちらが調査するのかを巡って闘争
(都条例では、事業者に義務)
- ✓ 土地の所有者等は、汚染原因者でもないのに義務を課されることに大きな抵抗

現実としては、施設の設置者が調査を実施し、土地所有者等の名前で報告されるパターンが大半である
(土地所有者等通知実施案件全体の9割以上)

職員が自治会長やマンション管理会社、マンションの総会等に出向き説明をしたり区分所有者の所在を特定する作業を行い、事務負担が大きい



集合住宅の土地の所有者等

- ✓ 区分所有者として多数存在
- ✓ 所有権だけ有し、当該地に所在していないことも多い
- ✓ 住人全体への説明の調整
→ 調査命令等、調整が非常に困難

② 自治体から土地所有者等への連絡、個別の法令説明を行うことが常態化

- ✓ 都では土壌汚染対策アドバイザーの派遣、総合相談窓口の開設及びチャットボットの運用を行うことで、職員負担の軽減を図っているが、踏み込んだ説明は、職員が行わざるをえない

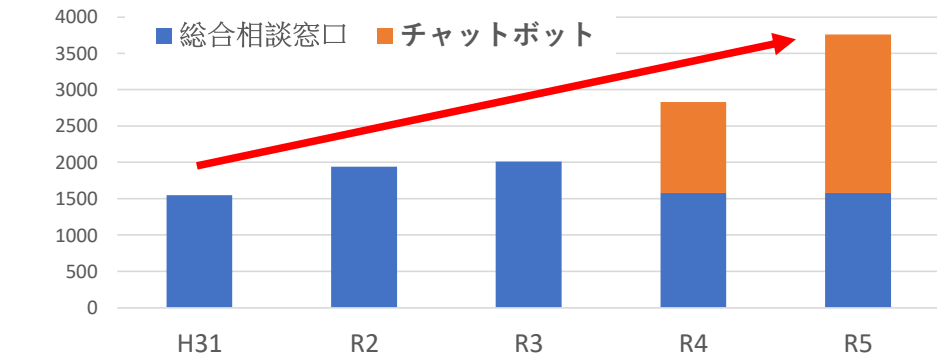


意見・提案

- 調査の費用の求償を汚染原因者に対して行える規定と併せて、法3条でも例えば法4条第2項で形質変更をする者が報告するように土地所有者等だけでなく、特定施設の設置者も報告することができる規定とならないか
- 個別具体的な案件の相談については自治体職員が受けるべきだが、土対法の基本的な相談や各自治体の指定区域情報の掲載先の問合せ等については国が相談窓口を整備して対応いただけないか

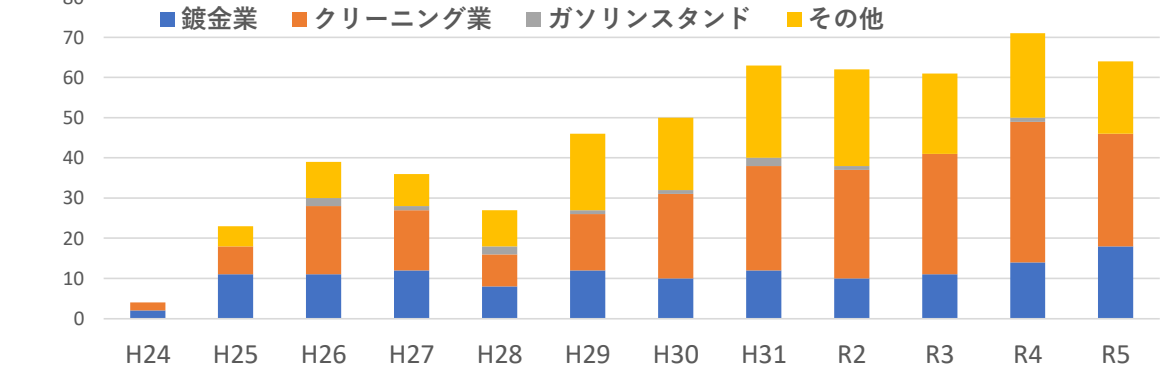
3. 土壌汚染状況調査の報告者等について【法3条関係】

(件) 総合相談窓口+チャットボット相談件数



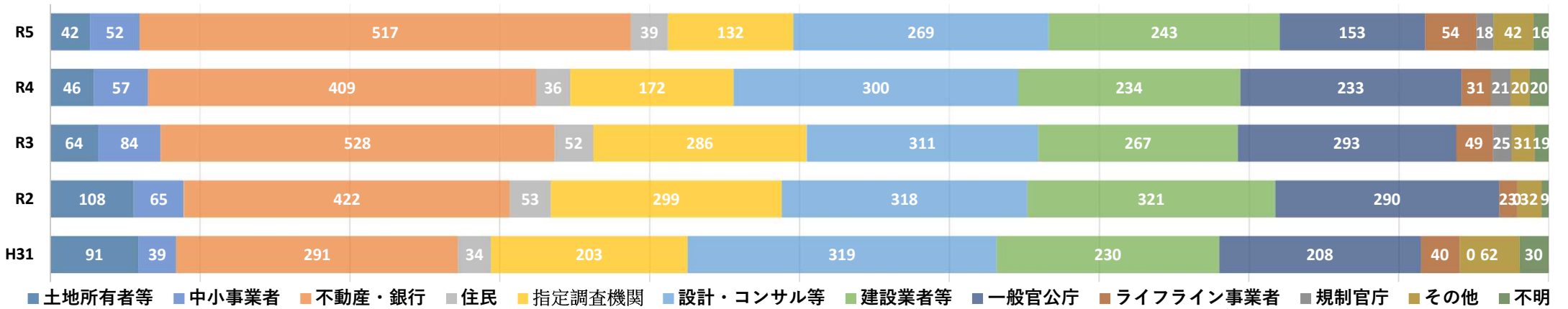
✓H31改正法全面施行以降増加傾向である

(件) 土壌汚染対策アドバイザー派遣実績



✓多くが鍍金業及びクリーニング業であり、需要は増加傾向

総合相談窓口への相談者の業態及びその割合



✓不動産・銀行、設計・コンサル等、建設業者等の順で多く、基本的な内容の質問が多い

4.ただし書き確認中の土地の形質変更【法3条7項、8項関係】

現状・課題

法第3条7項、同条第8項命令

- ✓現状では、法3条7項により形質変更届が出された場合、同条8項の命令が必要とされている
- ✓命令手続きには、行政手続上一定の作業と時間が必要であり、工期への影響が生じている
- ✓事務負担の軽減、事業円滑化の観点から手続の見直しが必要である
- ✓実際に、自治体へのアンケートによれば、**命令を待たずに調査結果を報告できる制度が必要と答えた自治体が9割に上っている**



3条7項及び同条8項の受理件数は、数件程度であり、操業中の工場で調査猶予をとるケースは少なく（複数の特定施設と特定有害物質の使用がある場合に限定される）、ほとんどが同条1項調査へ進む

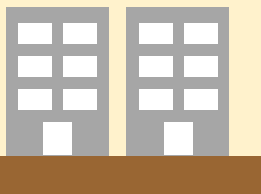
意見・提案

- 法4条第1項・第2項の関係のように、命令を待たずに事業者が自治体に調査結果を報告できるようにすべき
 - 土地利用に変更がなされない場合であっても、形質変更契機を捉えて、部分的な調査猶予解除による第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査報告を認められるように制度を検討すべき
 - 特定施設の廃止ではなくとも、土地の切り離しが行われる際は、廃止と捉えて1項調査義務をかけるべき
- 都では、切り離し時に廃止と捉え、当該範囲について調査を求めており、後々のトラブルを未然防止している

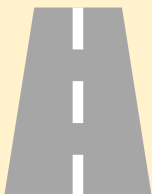
5. 土壌汚染状況調査【法3条、法4条関係】

現状・課題

① 大規模案件の調査・報告時の分割調査



再開発事業



道路事業

- ✓再開発事業や道路事業といった大型案件では、調査に時間がかかる場合がある
- ✓都では上記を鑑みて分割調査を認めている
(他の自治体でも多く事例があると伺っている)

届出範囲の広い事業の場合、土地収用や契約、施工時期等の関係から、調査対象地全てを一括して調査をすることは困難

分割調査の場合でも一括で調査した場合と結果の評価は不変である必要があるが、指定調査機関によっては分割範囲だけで評価する等の不適切な調査事例が散見

② 法定調査への既往調査・自主調査結果の利用

- ✓法施行から20年が経過し、既往調査（法定調査）・自主調査結果（法によらない調査）を行った土地で再度の土壌汚染状況調査の契機が生じた土地が増加傾向

ガイドラインAppendix-27に従っていない

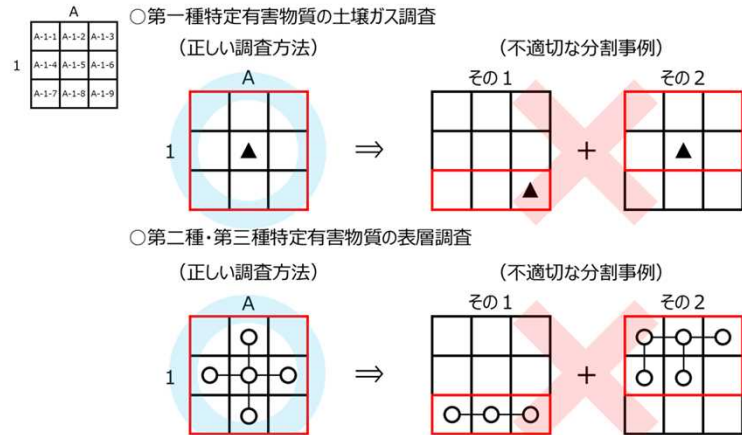
過去調査結果をそのまま添付する、現行法令に沿ってどのように活用し、評価するのか記載もない等といった不適切な調査事例が散見される（指定調査機関の質的な問題）

意見・提案

- 分割調査及び既往調査を活用した場合の調査方法及び評価方法を規則に定めてほしい
- ガイドラインAppendix等に基づき運用されている事項について、その法的位置付け等を改めて整理することが必要ではないか（自主調査や既往調査の扱い等）
- **能力が疑われる指定調査機関（技術管理者）について自治体と指定者（主に国）で情報共有する仕組みを設け、指定者が是正の指導をできないか**

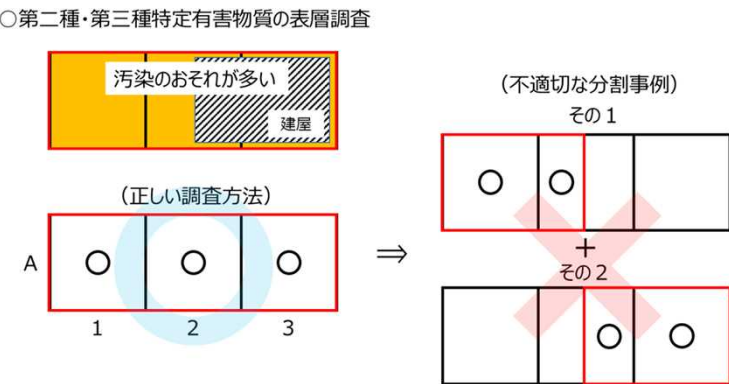
5. 土壌汚染状況調査【法3条、法4条関係】

不適切事例 1：一部対象区画を含む30m格子での分割



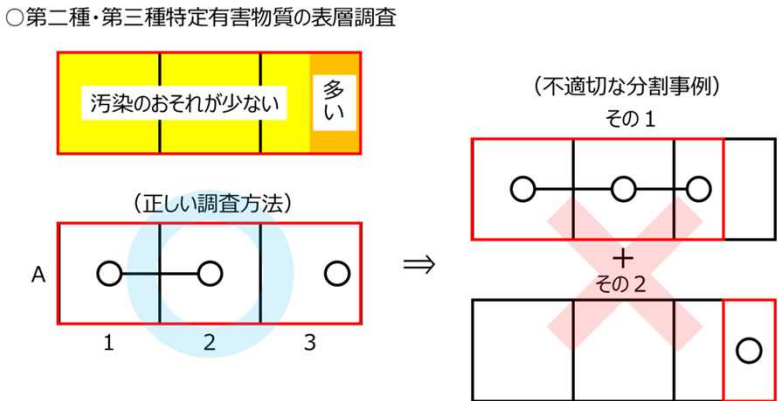
その2の調査結果によって、30m格子全体が再評価されるため、その1の調査結果が覆る可能性あり。

不適切事例 3：単位区画内での分割②



中央の単位区画について、その1調査で基準適合となった場合でも、その2調査で基準不適合であれば、単位区画全体が指定される。

不適切事例 2：単位区画内での分割①



試料採取等区画の設定の仕方が間違っており、本来であれば基準不適合の範囲を基準適合として報告、施工を行ってしまった。

【調査の考え方】

やむを得ず調査結果報告を分割して提出する場合であっても、調査手法やその評価は全体を一括で調査した場合と同様である必要がある

一の契機による土壌汚染状況調査自体を分割し、各々の調査対象地で評価できるという規定は定められていない中、分割して評価が変わることを認めると、**意図的に分割して調査をした方が、区域指定範囲を狭めることが可能となり、評価方法にバラツキが出てしまう**

5. 土壌汚染状況調査【法3条、法4条関係】

自主調査（法によらない調査）の不適切な活用例

不適切な活用例	適切な活用例
地歴等を考慮すると法定調査として明らかに不適であるにもかかわらず、内容を精査せず、過去の自主調査報告書をそのまま法定調査結果報告書として報告した	調査報告時の法令の規定に基づき調査計画を立案し、その上で活用可能な自主調査結果のみを活用して調査結果報告書として報告する
自主調査結果（分析結果）を根拠として、土壌汚染状況調査における汚染のおそれの区分をより少ない区分に変更した	自主調査結果は、あくまで試料採取等の結果への活用に留め、汚染のおそれの区分は使用、保管状況等を考慮した上で区分する

既往調査（法定調査）の不適切な活用例

不適切な活用例	適切な活用例
既往調査を、鑑だけ付け替えて、そのまま	既往調査以降の対策も含めた地歴等を考慮し、現行法令における調査に活用できるか十分検討し、報告する
調査方法、基準値の変更や特定有害物質の追加に対して検証を行わないまま法定調査結果報告書として報告した	既往調査の結果を現行法令に照らし、再評価や追加調査の要否を検討した上で報告する
一つの単位区画内に複数の土壌等の調査結果がある場合に、特に経緯を考慮せず最新の結果のみを利用した	地歴や調査の経緯等を考慮した上で、現行法令に照らして汚染の評価を実施する

現状・課題

区域指定や解除は、その公示をもって効力を有し、都道府県又は令第十条に規定する市の公報に掲載して行うものと規定

- ✓区域指定手続きには告示が必要とされており、都においては、調査結果報告のあと区域指定までに、審査や補正、公示手続きのため1か月以上の時間を要する
- ✓区域指定されるまではその後の規制（法7条、12条、16条等）が適用されないため、空白期間が生じ、汚染拡散のリスクが懸念される

- ✓都条例は区域指定制度はなく、対策着手前までに予め届出を行う規定となっている
- ✓都では、上記のとおり条例とともに、区域指定前であっても運用で法の各条に準じて届け出るよう指導しているが、区域指定されるまで搬出を認めていない自治体も多く工期に影響が出ている

- ✓土地に対して区域指定する制度となっていることで、関係者の対応負担がリスクに対して過大となる弊害が出ている
- ✓詳細調査の結果があるにも関わらず、現行の計算ツールでは、当該結果を指定の判断に反映できない

都では条例で汚染状況調査における地下水調査を規定していることから、深度方向調査結果（詳細調査結果）を併せて報告することが多々ある

意見・提案

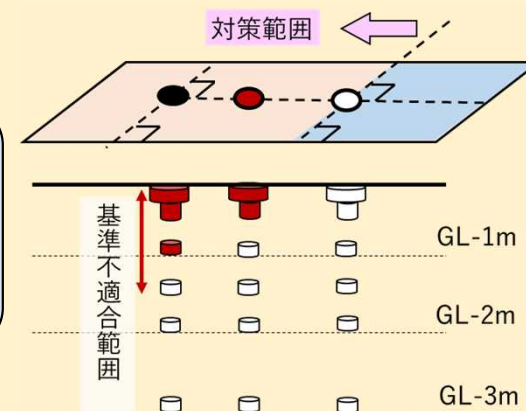
- 区域指定の簡素化による空白期間の短縮が必要ではないか（HPに掲載等公報による掲載の見直し等）
- 区域指定前の形質変更及び搬出についても担保できる規定を整備すべきではないか
- 詳細調査を区域指定前に報告した場合には、三次元での区域指定をできないか
- 土壌汚染状況調査結果に加えてより詳細な結果があった場合、その結果を用いた要措置区域等の判断ができないか（地下水汚染が到達し得る距離の計算ツールをバージョンアップできないか）

現状・課題

措置のための調査

- ✓措置を講じる際に基準不適合土壌の広さ・深さ・地下水汚染の有無等を調べる**詳細調査は、法令でその調査方法は定められておらず、ガイドラインに具体的な方法等が示されている**
- ✓特に平面絞り込み調査については、ガイドラインにはほとんど記載のない中、措置範囲の絞り込み（位置や深さ等）として成立しない調査結果が多く見受けられる

都では、指定調査機関の実施を原則として求め、条例の規定及びガイドラインに従い詳細調査について指導している



意見・提案

- 詳細調査については、**指定調査機関の関与を必須とした上で法的位置付け等を改めて整理**することが必要ではないか（健康リスクを踏まえると基準不適合範囲の把握は、精度よく行う必要あり）
- 平面絞り込み調査に対して、ガイドライン等の記載を充実させてほしい（現行では、少量の記載しかなく、これが返って不適切な平面絞り込み調査を誘引している）
- 能力が疑われる指定調査機関（技術管理者）について自治体と指定者（主に国）で情報共有する仕組みを設け、指定者が是正の指導をできないか（再掲）

8. 搬出規制の適正化【法16条関係】

現状・課題

① 搬出規制の複雑化

✓旧法では、汚染土壌処理施設への搬出行為だけであったが、改正法施行以降、飛び地間移動、区域間移動の規定が追加され、搬出規制が緩和されたものの規定は複雑化

② 区域指定前の搬出行為

都では、条例とともに、区域指定前であっても運用で法16条に準じて届け出るよう指導

✓現行法では、区域指定されるまでは搬出規制が適用されないため、空白期間が生じ、汚染拡散のリスクが懸念される

③ 飛び地間移動の範囲

✓大規模工場等の敷地において複数の契機で調査や対策がなされることがあるが、現行法では一の調査契機で指定された区域間の移動しか認めておらず使い勝手が悪い

✓都では同一敷地内であれば、同一契機でなくとも飛び地間移動を認めている（都では同一敷地内の指定は、1つの指定番号で管理しており、これを飛び地間移動できる範囲として運用している）

④ 搬出の変更届規定

都では、処理施設の追加や工期延長等の変更を法16条第2項を用いて受理

✓要措置区域等外への汚染土壌を搬出する場合に内容に変更がある場合は、その搬出予定日の14日前までに法16条第2項の変更届が必要であるが、その後の変更（処理施設の追加や工期延長等）に係る規定は定められていない

意見・提案

■規制対象を要措置区域等内の土壌ではなく、基準不適合土壌に限定できないか（三次元での規制とできないか）

■飛び地間移動をできる範囲を緩和できないか（例えば、同一事業者が一体的に管理している事業場内全体で移動可能にする、土地所有者が同一で連続している土地内で移動可能にする など）

■搬出に係る変更届の規定を設けることはできないか

9. 認定調査の見直し【法16条関係】

現状・課題

① バランスを欠いた規制

- ✓ 土壌汚染対策法における調査・対策は、ある程度“割り切り”がある中で、認定調査においては、土壌汚染状況調査を行ったにも関わらず、改めて基準適合を確認する必要があり、アンバランスである
- ✓ 認定調査自体を理解していない事業者（指定調査機関含む）も多く、かつ、申請の手間や工期の都合等から基準適合土壌もみなし汚染土壌として搬出する案件が多々見受けられる

都では年間数十件該当

② 要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書（様式24）

- ✓ 認定調査における試料採取等対象物質の絞り込みの過程で、搬入土壌による汚染のおそれの有無の把握（様式24）があるが、実態として機能していない
- ✓ 認定調査においては、指定調査機関が認定時地歴を行うので、搬入土壌の有無等もそこで把握できる

少なくとも都内の届出では、意識して1年ごとに届出を行っている土地所有者等はいない

- ✓ 都における認定調査は9割以上法4条契機であり、かつ、一連の工事の中で申請されることがほとんどであることから、様式24を用いずとも認定時地歴だけで十分に搬入土壌の有無等を把握できている
- ✓ 都では認定申請時において、複数年まとめた届出を可とする等様式24の運用は事案に応じて柔軟に対応している

意見・提案

- 現実に即していない様式24を廃止し、搬入土壌による汚染のおそれの有無は、認定時地歴に集約してしまってもよいのではないか
- 法16条の規制自体を要措置区域等内の土壌ではなく、基準不適合土壌に限定できないか（区域指定制度を見直しつつ、認定調査という考え方自体を改められないか）

10.台帳・情報公開・情報承継【法15条、61条関係】

現状・課題

①土壌汚染対策に係る情報の公開

- ✓現状、区域指定された土地及び指定が解除された土地については台帳により公開されている
- ✓「汚染が確認されなかった土地」についてのニーズも、不動産関係を中心に一定数あるが、公開規定がないことから、自治体側で開示請求対応を行う等事務負担が大きくなっている

- ✓都は、紙台帳、台帳情報公開システムによるweb公開、オープンデータカタログサイトの3種類
- ✓都では公文書の開示請求により対応しているが、件数は増加傾向であり、当局への開示請求のうち**2割が土壌汚染に係るもの**である

②地歴の把握・情報承継

- ✓地歴調査は、汚染状況調査を実施する上で重要な調査だが、**過去の経緯を知っている従業員が退職したり、法制定前の土地所有者の汚染の可能性等の調査が困難といった状況**がある
- ✓そういった経緯から、行政側の情報開示を求められることが多いが、行政側で個々の土地の履歴を全て把握することは困難である

- ✓都では条例に基づく地歴調査結果届出情報はデータベース化しているが、届出情報なので全ては網羅されていない
- ✓都では条例第118条各項の規定により、土壌汚染対策に係る記録の保管、承継及び情報の提供を義務としている（都への届出は求めている）

意見・提案

- 「汚染が確認されなかった土地」等について情報公開が必要かどうか、論点としてあげて検討したい

都では、令和6年度より、都条例による調査報告等については、「汚染のおそれない土地」「汚染が確認されなかった土地」等についても最低限の情報を公開していくよう条例規則の改正を実施

- 法61条において土壌汚染に関する情報の提供等に係る規定があるが、この規定を根拠に「汚染が確認されなかった土地」等の情報を公開することが可能か検討されたい

- 有害物質取扱い情報の承継については、水濁法（下水道法）で規定してはいかがか

11. 自然由来等土壌の規制の見直し

現状・課題

未だ、土地の資産価値や土壌汚染への認識の問題から
区域指定解除を求める傾向がある

① 自然由来等の汚染のおそれの把握

✓ **自然由来等による区域指定を事業者は忌避している**
(自己の責任ではない汚染であって広域に分布しているのに正直者だけが区域指定という制限をうけ、かつ区域指定の解除が事実上できない)

✓ 自然由来等による汚染のおそれを把握してくる事業者等はほぼ存在しない(都条例第117条1項地歴調査)
✓ 都条例では区域指定の概念はなく、自然由来等土壌については搬出時にのみ規制をかけているが、これについて事業者から特段抵抗はない(土地ではなく、搬出土壌の塊単位で規制をかけトレーサビリティを確保する)

② 人為由来等・自然由来等の判別

✓ 沖積低地において、人為由来等による汚染のおそれがあると判断し、第二種特定有害物質を調査した結果、事業場由来の汚染ではなく自然由来等で汚染している事例が少なくはないと推察されるが、その境界の判断が難しい

都の届出分析では、台地部に比べ、沖積層が広がる低地において砒素、ふっ素、鉛の基準不適合土壌が確認される割合が圧倒的に多く、そのうち8割以上が砒素は基準値の10倍以内、ふっ素、鉛は基準値の3倍以内であり、自然由来を含んでいる可能性が示唆されている

意見・提案

■ 自然由来等土壌については、区域指定制度とは別な制度での規制ができないか
(土地ではなく、「搬出時」の土壌に対して規制ができないか)

■ 自然由来等土壌の活用のためには、関係する制度等との連携等が必要なのではないか
(建設その他で土壌を使用する際のガイドライン等)

■ 自然由来等汚染エリアにある飲用井戸は要措置区域の判断から外す(エリアの定め方は課題)

12.届出書類の様式化

現状・課題

法定様式外の書面

- ✓各届出に必要な書面等については法施行規則に定められているが、様式については届出書の鑑しか定められていない
- ✓様式が定まっていないことにより、**届出の作成に苦慮したり、法令必須事項の欠如といった事態が散見**されており、届出者負担や汚染拡散防止の観点から課題となっている
- ✓現行制度が複雑であることから、ポイントを絞って届出者に理解させる必要がある
- ✓様式の不揃いはデータ処理や届出システム開発等デジタル化への課題となっている

都では手引きを作成しており、法令で求めている事項等を明確にしているが、規則等で定めているものでないことから、あくまで参考例示に留まっている

都の手引きをもとに届出指導等を行っている自治体も複数ある

土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく
届出書等の作成の手引

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課

意見・提案

- 鑑以外の様式についても、記載例やポイントとともに参考様式として明示できないか

都では、各書面について順次様式を作成し、記載例等とともに公開し、運用している

- デジタル化対応を見据えた様式とできないか（デジタル処理が可能なファイル形式）

都では、上記様式で作成したものは全て、デジタル処理が可能なファイル形式で受理している

- 土壤汚染情報のデジタル活用に向け、ガイドライン等に起点や単位区画の名づけ方等の方向性を示せないか（統一的なルールを定められないか）

都では、デジタル化を見据えて、単位区画名や回転角度の精度等のルールを定め、運用している

13.全体としての提案

①事業者・行政双方の負担を減らすように複雑化を解消

- 特例を追加するのではなく、既存の仕組みを見直し
- 現状に則していない制度を見直し
- 様式や作成例を提示し、ユーザーに沿ったガイドライン等の整備を
- 中小事業者等の負担軽減を行うとともに、簡素かつ、実効性のある制度を

②割り切りのある制度設計

- すべての基準不適合土壌を把握するのではなく、汚染の拡散リスクを応じた必要な対応ができるように見直し
- ほとんど使用されない規定について見直し

③区域指定制度の見直し

- 過剰な対策を防ぐために制度そのものを見直し
- 自然由来等土壌は別として考えるべき
- 税制、商習慣の転換を促し、基準不適合土壌を除去ではなく管理していく風土の醸成を

資料 2

条例制度の点検・見直し

目次

1. 条例制度見直し経緯及び現行制度の概要
2. 都における土対法及び環境確保条例の施行状況
3. 区市における条例116条の施行状況調査
4. 今後について

1. 条例制度見直し経緯及び現行制度の概要

1 条例制度点検・見直しの背景

■都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）平成31年4月1日 改正条例施行

⇒法との整合を図るとともに、都独自の地下水環境保全の観点から、地下水の調査や地下水汚染に係る措置についての対策要件を見直し

東京都環境基本計画（令和4年9月発行）における土壌汚染対策の2050年のあるべき姿

⇒持続可能な土壌汚染対策が選択されるとともに、
土壌・地下水中の有害物質濃度等の情報が社会全体で共有・管理されている

<今後の土壌汚染対策制度の方向性>

①環境規制に係る制度改善：

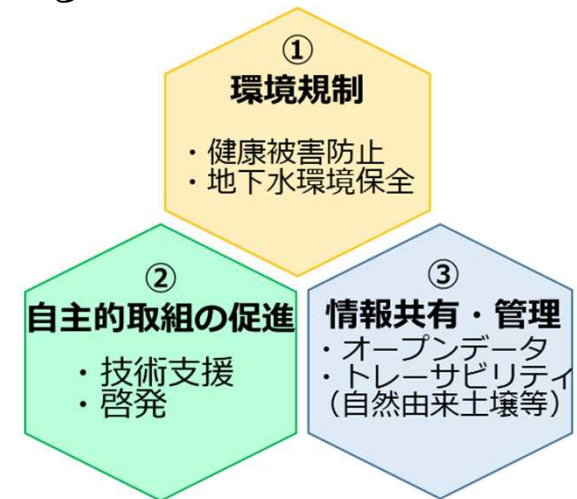
- ・必要な制度改善、国への要望、着実な運用等

②自主的取組の促進：

- ・自主的に持続可能な土壌汚染対策を選択できるための技術支援・啓発等
- ・特に中小事業者に対する取組みの後押し

③情報共有・管理：

- ・自然由来等土壌や地下水状況の実態把握
- ・オープンデータによる土地の利活用や確実な管理



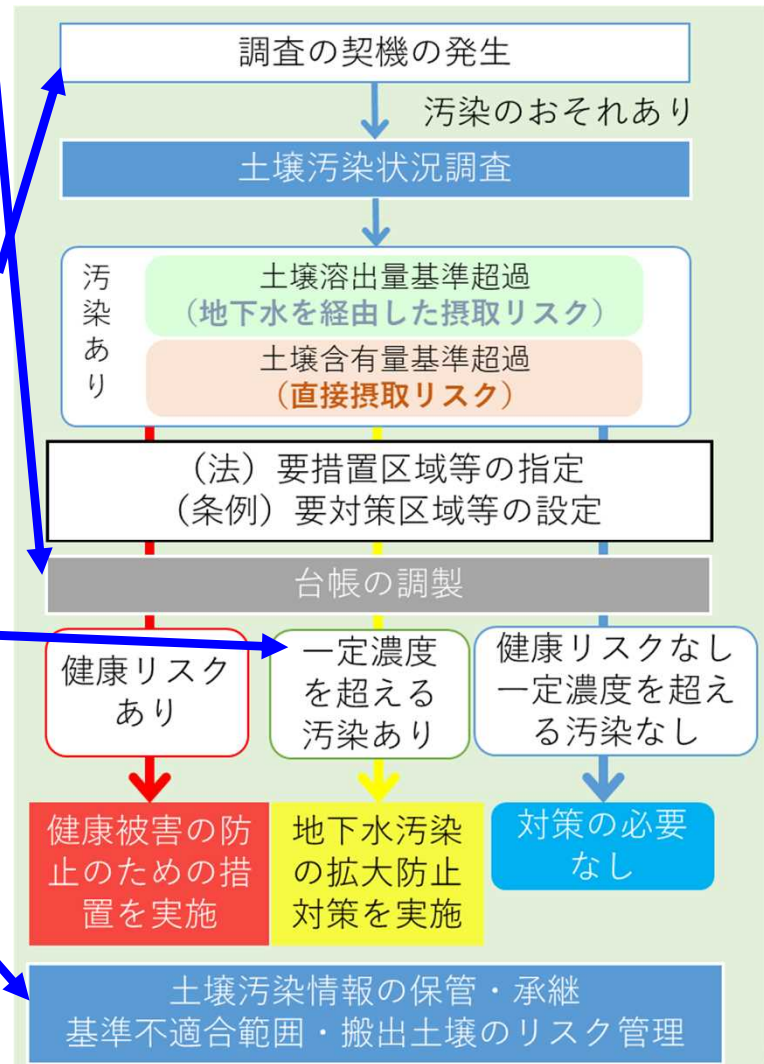
✓ 施行から5年が経ち、都独自の地下水規定をはじめ各規定の施行における運用面の課題

✓ 法においても施行状況を踏まえて法制度の点検・見直しの議論を開始

⇒これらの状況を踏まえて条例制度についても、持続可能な土壌汚染対策や法との整合等の観点から点検・見直しを実施

2 平成31年改正条例の概要

1 条例の目的 規制対象	- 法と同様の「健康リスク」を定義⇒飲用井戸情報収集等の規定追加、独自の「地下水環境保全」の考え方も保持 - 自然由来の基準不適合土壌を、搬出時の規制部分について限定的に規制対象とする
2 土壌汚染 情報の公開	土壌汚染情報を記載した台帳を調製し、公開する規定を整備 ⇒「汚染あり」（R6より無しや地歴も）と評価された土地を公開
3 調査実施の契機	<工場等> - 調査実施期限を工場等廃止後120日以内に変更（法と整合） 調査猶予の規定を明文化(猶予条件:建物をそのまま利用する場合等) 操業中の自主的な調査・対策を条例上の手続きとして報告可能に <土地改変> - 操業中の工場の900㎡以上の土地改変を対象に追加 - 適用除外行為として、①管理行為（上下水道等）、②軽易な行為（300㎡未満の改変）、③災害時の応急措置、を明確化
4 対策の要件等	法と同様の健康リスクベースの対策要件を取り入れつつ、条例の目的である地下水環境保全のため、一定濃度を超える汚染がある時には対策を必要とする規定も導入
5 汚染地の リスク管理	汚染が残置された土地（汚染地）の改変時の届出義務 自然由来等基準不適合土壌の搬出時の届出義務
6 法との重複 整理	調査方法は、地下水調査を除き法の方法と同様とする - 法の調査報告書を、条例の調査報告書に活用でき、一部を合理化
7 その他	- 調査・対策義務違反時の勧告、公表規定を強化 土地所有者等の調査や対策への協力義務を明文化 最適な土壌汚染対策の促進に努める規定を指針に追加



3 土壌汚染対策法と環境確保条例

東京都では、条例と法律に基づいた届出等が必要

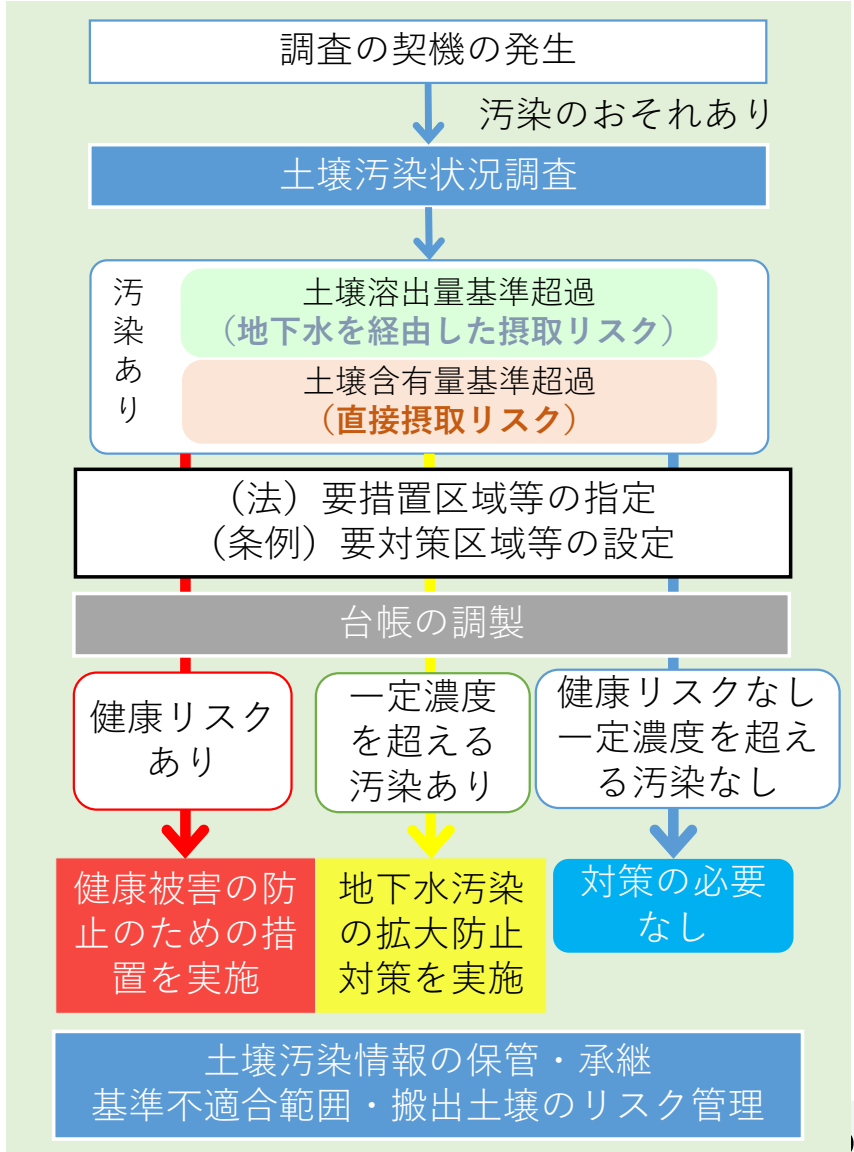
環境確保条例		土壌汚染対策法
守るべき対象	人の健康リスクの回避、 <u>地下水環境の保全</u>	人の健康リスクの回避
責任の考え方	<u>汚染原因者責任</u> <u>土地改変者の行為責任</u>	<u>土地所有者の状態責任</u> (汚染原因者責任、行為責任による規定も一部あり)
汚染への対応姿勢	・人への摂取経路の遮断は最低限必要、 <u>地下水環境の保全も含める</u>	・人への摂取経路の遮断のみ(摂取経路がなければ対策不要)
土壌汚染状況調査	土壌調査+ <u>地下水調査</u>	土壌調査

- ✓地下水環境の保全の観点から条例では地下水調査を状況調査として規定
⇒法との一番の違い
- ✓地下水環境の保全 = 第二地下水基準超えの地下水を対象地から出さない
※土壌汚染に起因するものに限る
(土壌溶出量基準適合で(第二)地下水基準超過だけでは非対象)

水濁法の排水基準と同値

第二地下水基準

措置方法の選択や、地下水汚染拡大のおそれの判断に係る条例独自の基準

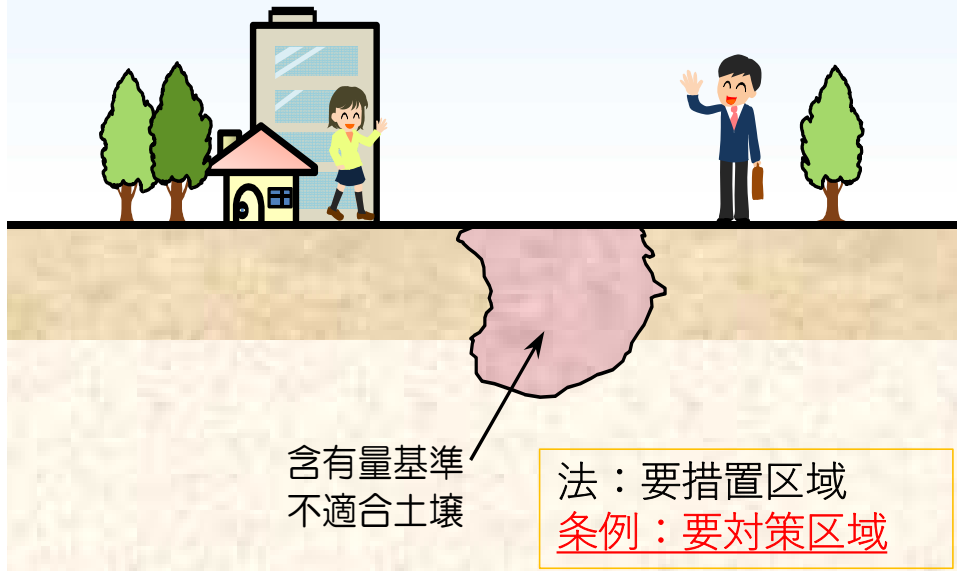


4 直接摂取リスク



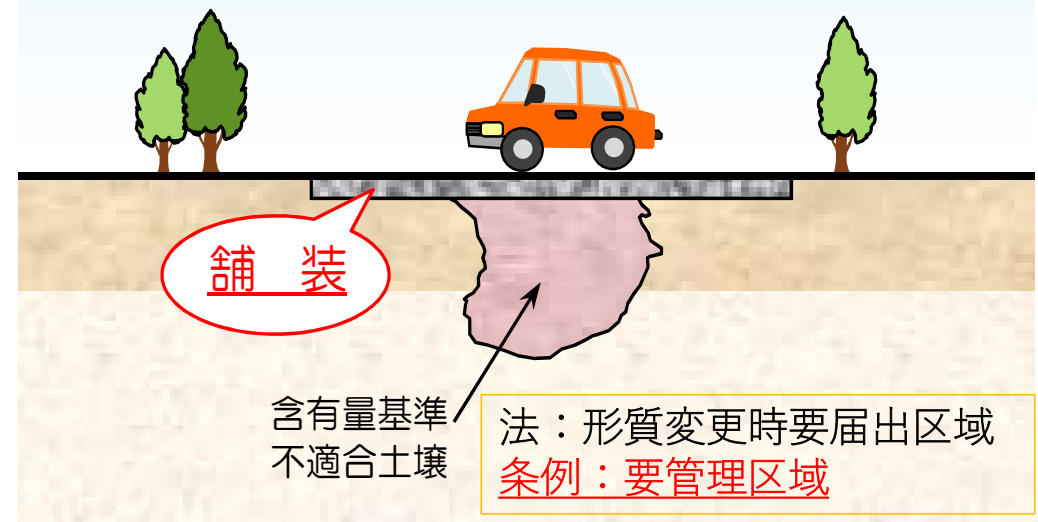
健康リスクあり

A) 人の出入りがあり、含有量基準不適合土壌が露出
人が土壌に触れる
可能性がある。



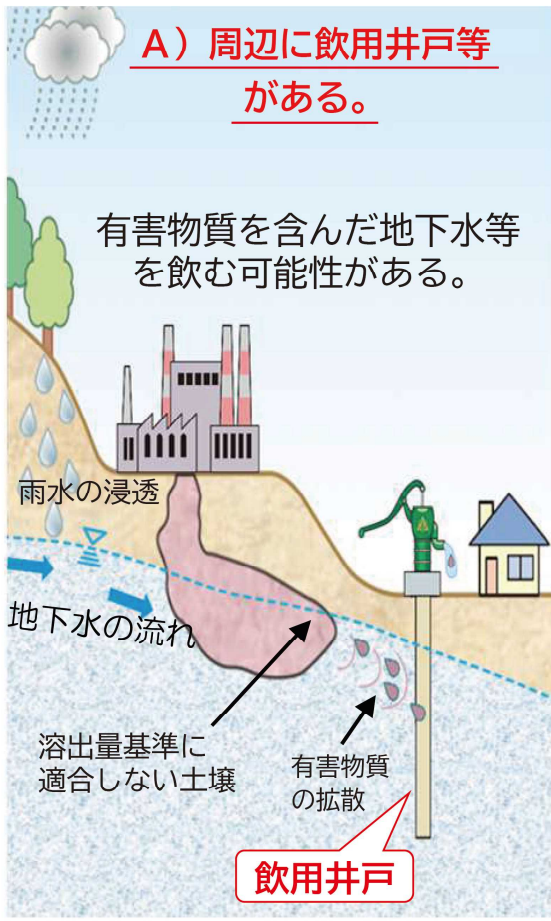
健康リスクなし

B) 人の出入りはあるが、
舗装等により含有量基準不適合土壌
が覆われている。
人が土壌に触れる可能性ない。

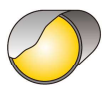




健康リスクあり



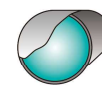
法：要措置区域
条例：要対策区域



汚染拡大リスクあり



条例：地下水汚染拡大防止区域



健康リスクなし



法：形質変更時要届出区域
条例：要管理区域

6 措置が必要な場合

- ・ 法、条例では、その土地に土壤汚染が存在しても、必ずしも土壌を取り除く等の措置は求めている
- ・ 以下の場合には措置が必要

措置が必要な場合—— 人が土壌に触れたり・周辺で井戸水を飲む可能性のある土地では、措置が必要な場合があります。

地下水を人が飲用する

人が土に触れる

【措置範囲】 汚染土壌が存在する範囲
【措置目標】 人への摂取経路の遮断

- ①溶出量基準超過かつ地下水基準超過の場合
溶出量基準超過土壌を処理基準以下とするか、適切に封じ込める
- ②溶出量基準超過かつ地下水基準適合の場合
①の対策又は地下水の汚染状態が地下水基準以下であることを確認する
- ③含有量基準超過の場合
含有量基準超過土壌を除去するか被覆等を実施する

条例独自

第二溶出量基準又は第二地下水基準を超える汚染がある土地では、飲用井戸等がない場合でも、対象地から第二地下水基準を超える地下水が拡散しないように措置が必要です。

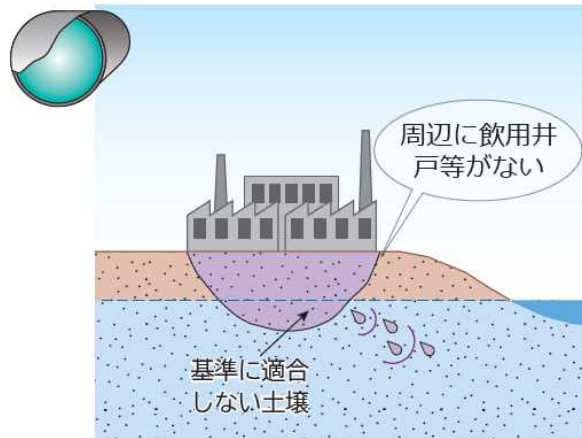
【措置範囲】 第二溶出量基準を超える汚染土壌又は、第二地下水基準を超える地下水が存在する範囲
【措置目標】 第二地下水基準を超える地下水が対象地外へ流出することを防止

- ①対象地境界において地下水が第二地下水基準超過の場合
対象地境界において、地下水が第二地下水基準以下とする 又は封じ込めや地下水揚水等の方法により地下水汚染の拡大を防止する
- ②対象地境界において地下水が第二地下水基準以下の場合
①の対策又は対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下であることを継続監視する

7 措置が不要な場合

- ・ 以下の場合措置不要。ただし、施工に伴う汚染拡散防止は図る必要あり

措置が不要な場合——— 人が土壌に触れず・周辺で井戸水を飲む可能性のない土地では、原則として、措置は不要です。



地下水を人が飲用しない



人が土に触れない

【対策範囲】 改変を行う範囲

【対策目標】 改変に伴う汚染拡散防止

- ・ 土地の改変に伴う土壌及び地下水の汚染の拡大を防止する
- ・ 措置の完了時に一定濃度を超える汚染が拡散しないようにすること及び健康被害が生ずるおそれがない状態とすること



- ✓ 施工に伴う汚染拡散防止の方法として措置の方法を準用する
- ✓ 含有量基準超過の土地において施工完了後には、要措置区域・要対策区域にならないように被覆等が復旧されている必要がある
- ✓ 形質変更時要届出区域の指定を解除する場合は、土壌汚染の除去措置の基準（法施行規則別表第八の五）を満たす必要がある

措置の種類

溶出量基準超過

土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去※¹、封じ込め、不溶化、地下水汚染の拡大の防止、地下水の水質の継続監視※²

※¹：要措置区域・要対策区域では適用できない

※²：要措置区域・要対策区域では、地下水基準超過の場合、地下水汚染拡大防止区域では、対象地境界で第二地下水基準超過の場合は適用できない

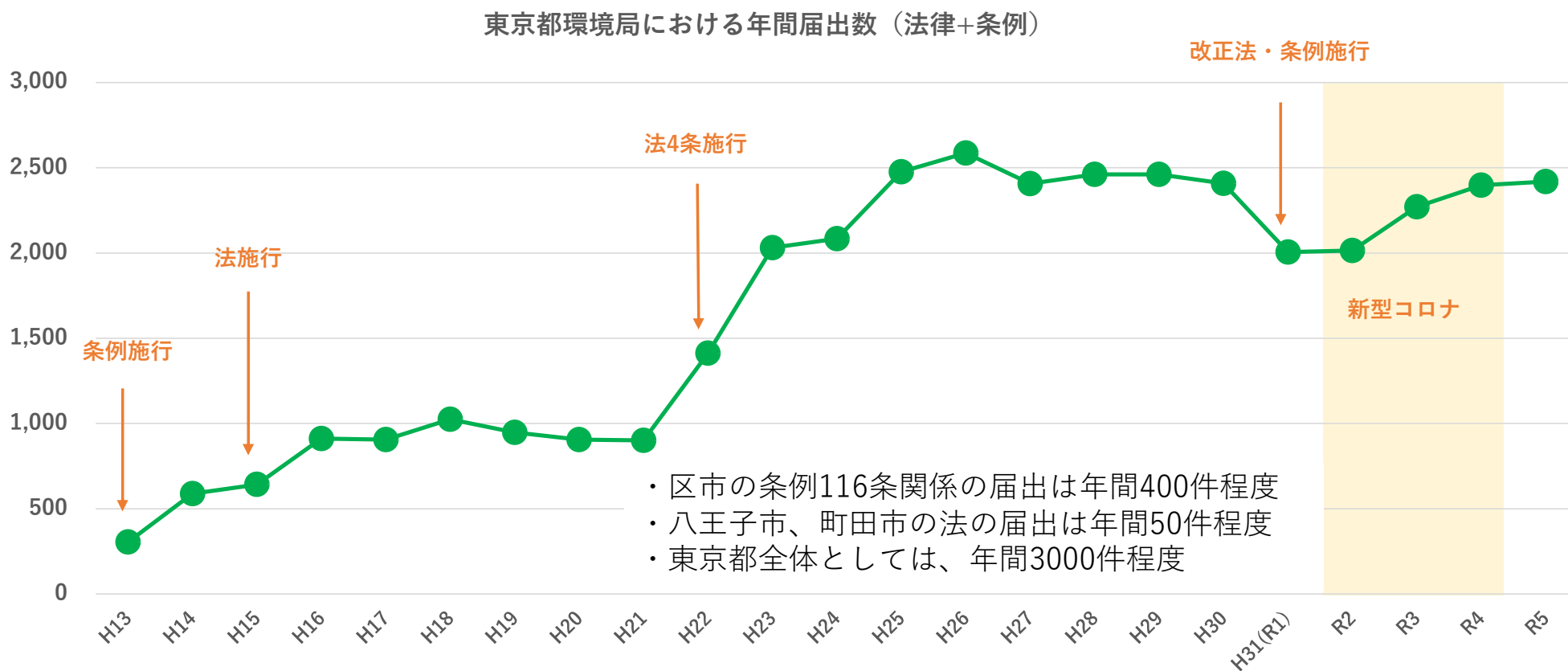
含有量基準超過

土壌汚染の除去、土壌入換え、盛土、舗装、立入禁止

- ①法の見直しによる条例制度への影響調査
- ②都における法及び環境確保条例の施行状況 ←今回報告
- ③区市における条例116条の施行状況調査 ←今回報告
- ④指定調査機関への条例制度に関するヒヤリング
- ⑤上記を踏まえた現行制度の課題等の抽出

2. 都における法及び環境確保条例の施行状況

2-1 土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出件数

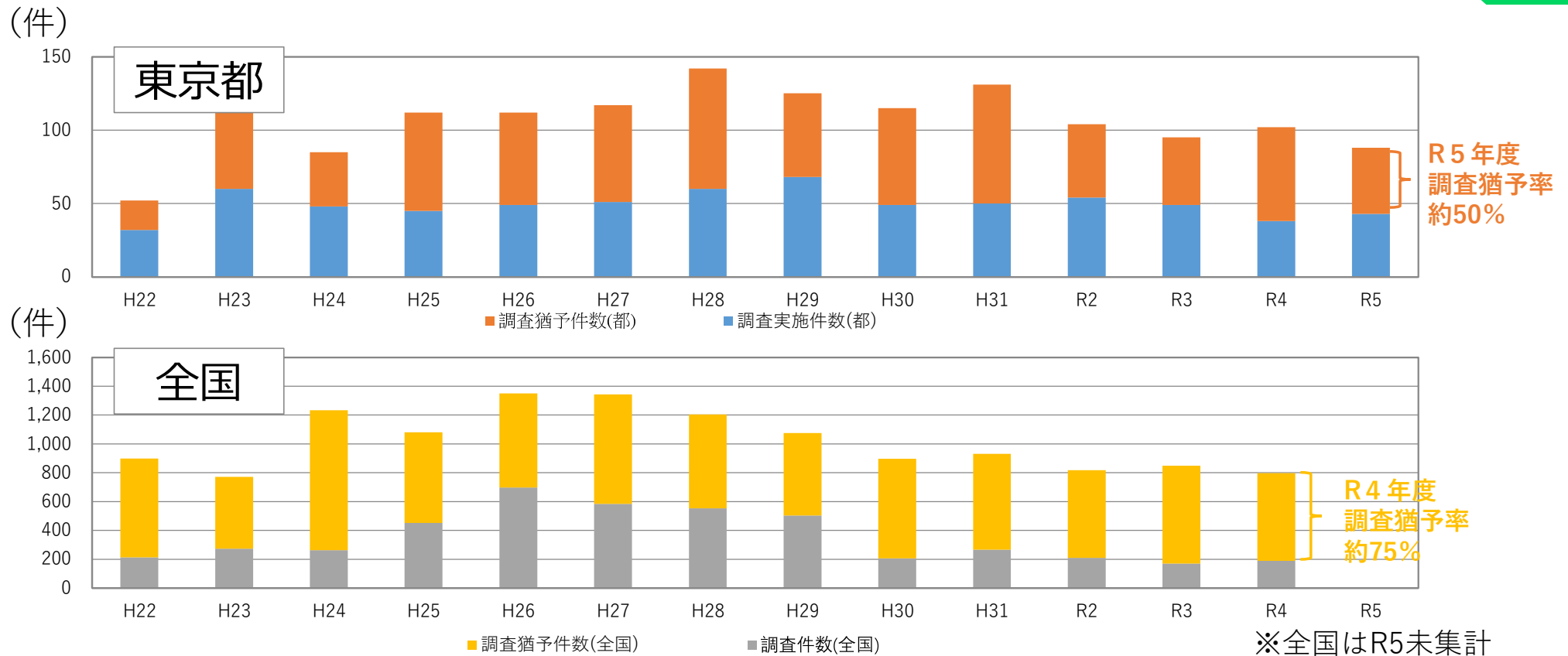


✓東京都環境局への届出数は、**年間2500件程度**

✓オリンピック需要が終わり、一時期届出数が減少したが、**近年増加傾向**に転じている（R5年度/R4年度：106%）

➤多くの案件を抱えている中、適格かつ迅速な審査指導のためには、届出手続き全体の合理化が必要

2-2 土壌汚染対策法の届出等の状況（有害物質使用特定施設の廃止（法第3条第1項））



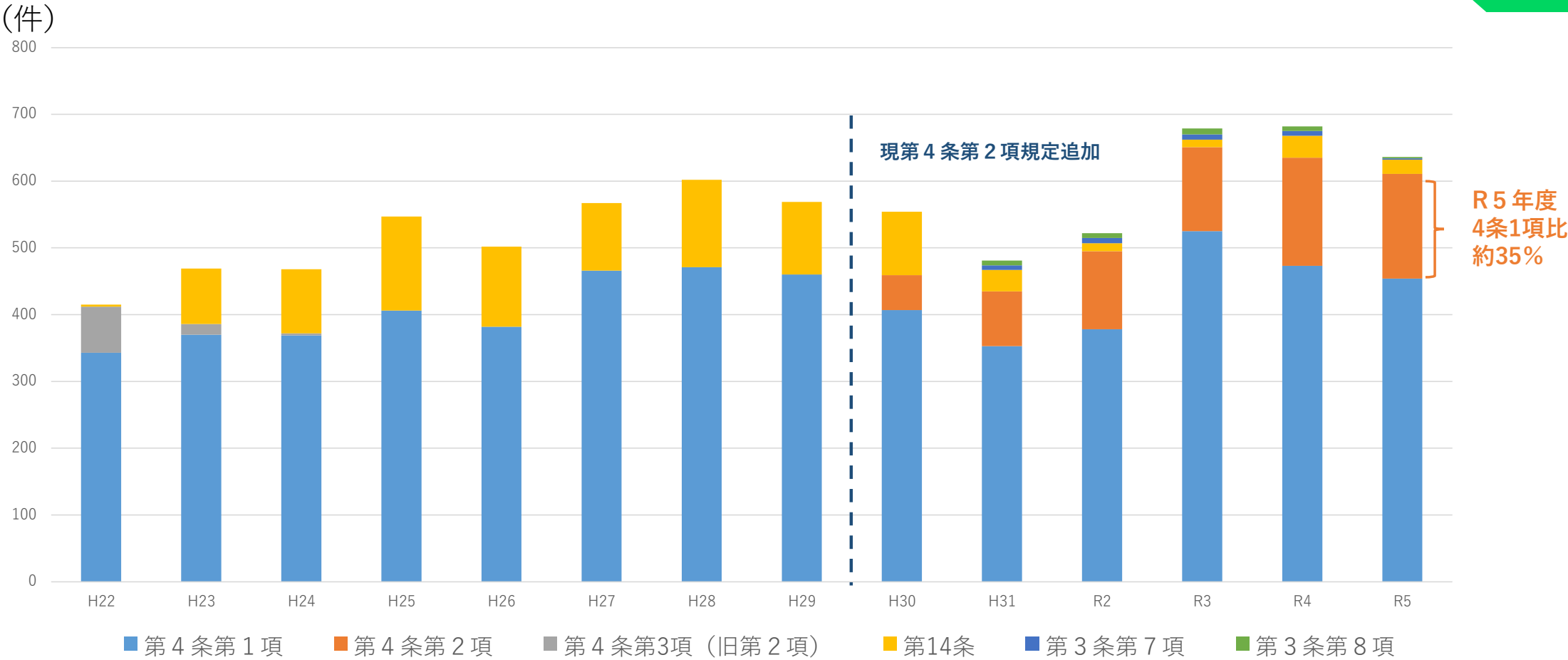
✓法第3条の届出のうち約50%が調査猶予

➤都内は、土地の流動性が高いため、全国と比較して調査猶予率は低い

✓廃止時の調査義務のため、資金不足により調査や対策ができないことにより調査猶予を選択することが多い

➤特に中小事業者の負担軽減のための方策や現状を踏まえた制度見直しが必要

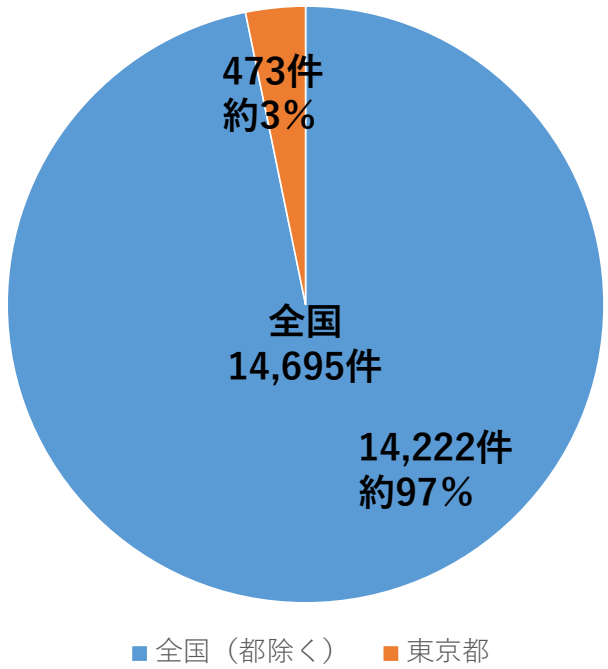
2-3 土壌汚染対策法の届出等の状況(土地の形質の変更(法第3条第7項、第8項、第4条、第14条関係))



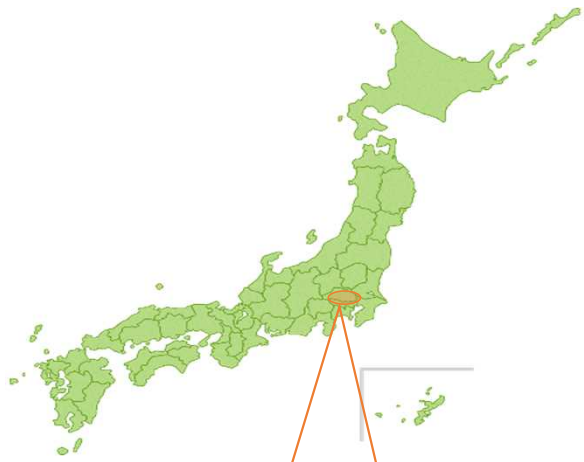
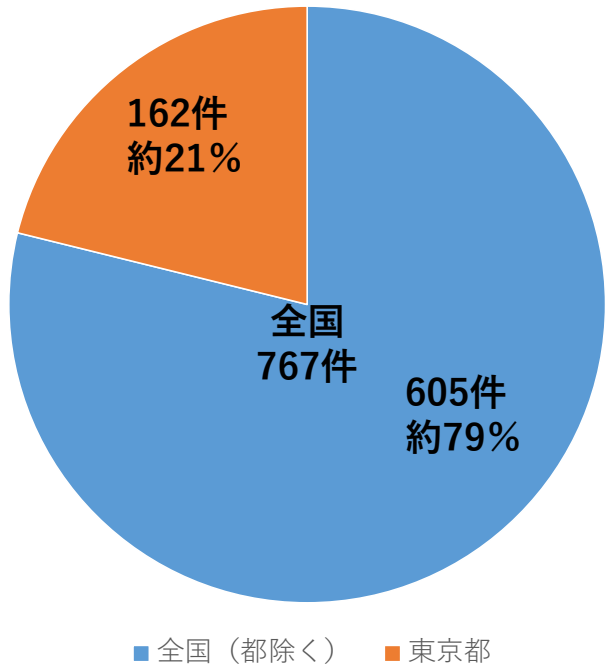
- ✓旧法時代においては、現第4条第2項のような運用をするために、第14条を活用していた
 - 法第4条第1項届出から30日以内に法第14条規定を用いて調査報告を実施
 - 調査結果、基準適合の場合は、法第4条第1項のみで、調査報告は条例で実施
- ✓法第3条第7項及び第8項に基づく届出は年間数件程度であり、ほとんど運用されていない

2-4 土壌汚染対策法の届出等の状況（法4条第1項及び第2項 R4年度 全国との比較）

法第4条第1項届出件数



法第4条第2項及び第3項報告件数

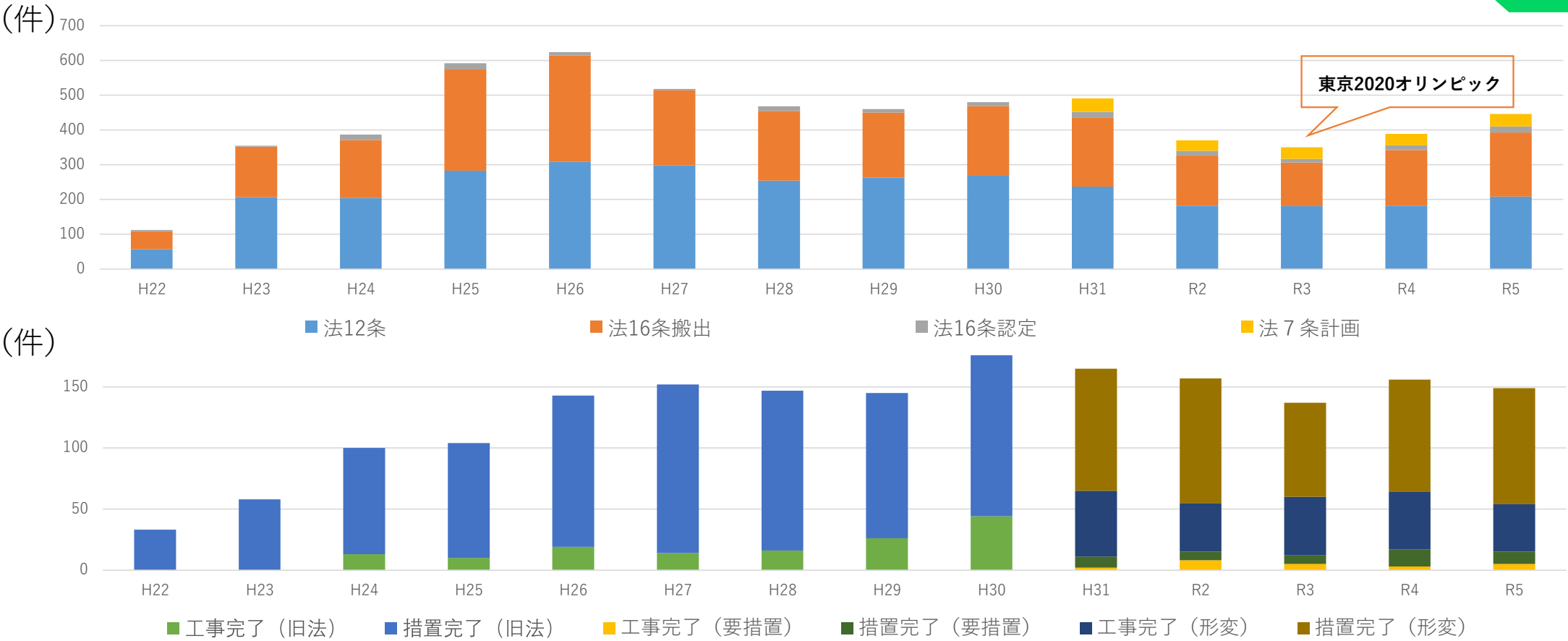


東京都の全国面積に占める
都道府県面積割合は、0.59%

※都は第3項実績なし

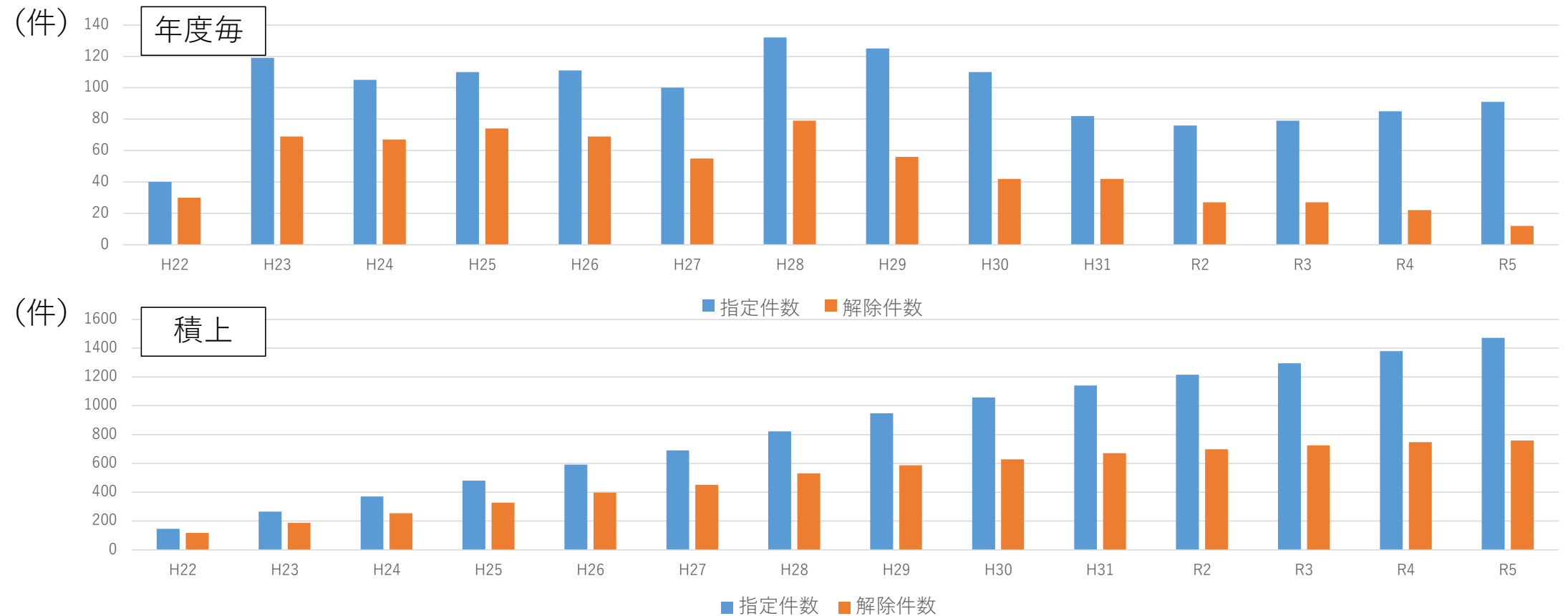
- ✓東京都の全国に占める割合は、形質変更届出件数より調査報告件数の方が大きい傾向
- ✓形質変更届出件数に対する調査報告件数は、全国（都除く）約5%に対して都は約35%
- 都内は過去から多様な土地利用がなされており、また、条例に基づく地歴調査結果を法定調査に活用できるため汚染のおそれ有りとして法定調査に進む事例が多い

2-5 土壌汚染対策法の届出等の状況（第12,第16条,完了報告関係）



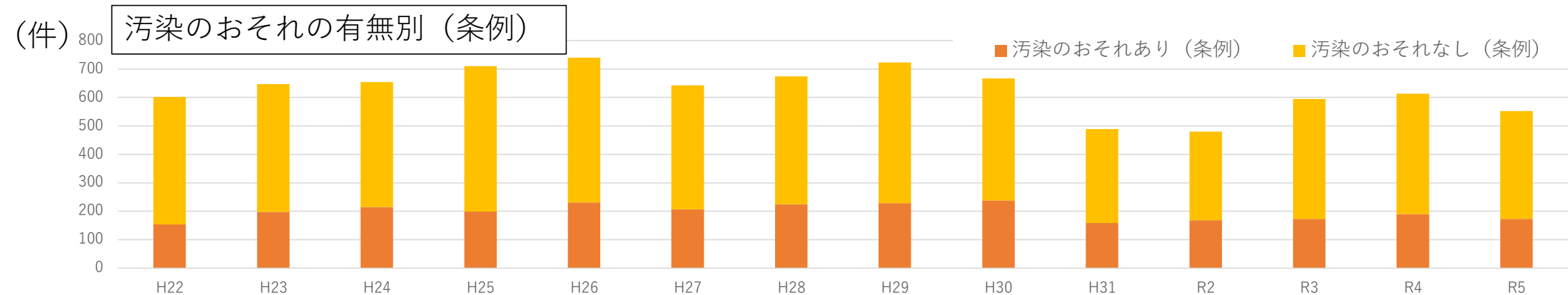
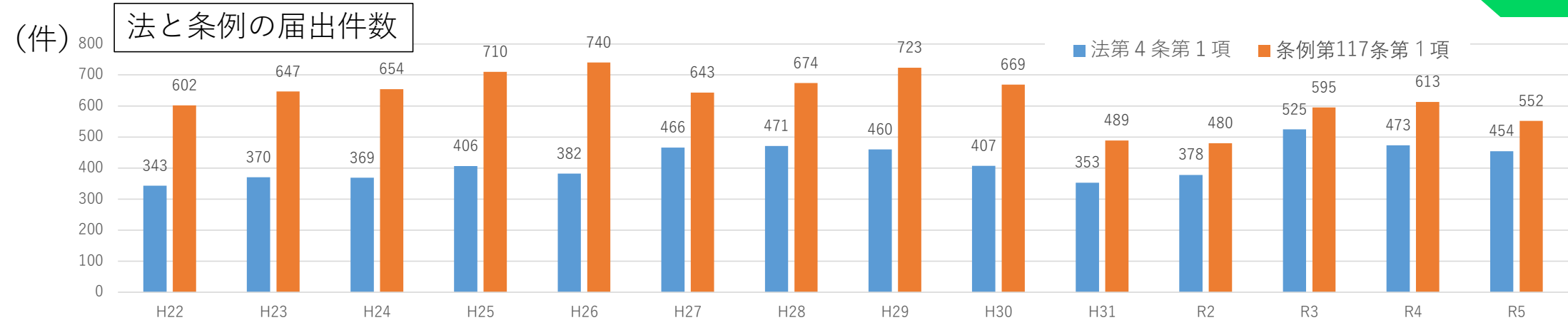
- ✓都では、旧法時代から運用で工事又は措置完了報告を受けていた
 - 主な理由は、区域指定解除若しくは法台帳に工事進捗をきちんと反映したいという要望
 - 上記傾向は、新法でも大きな変化はないが、掘削除去率が下がり、工事完了の割合が増加
- ✓オリンピック需要が終わり減少傾向だったが、再度増加傾向
 - 区域指定を解除しないことも要因の1つ？

2-6 区域指定及び解除の推移



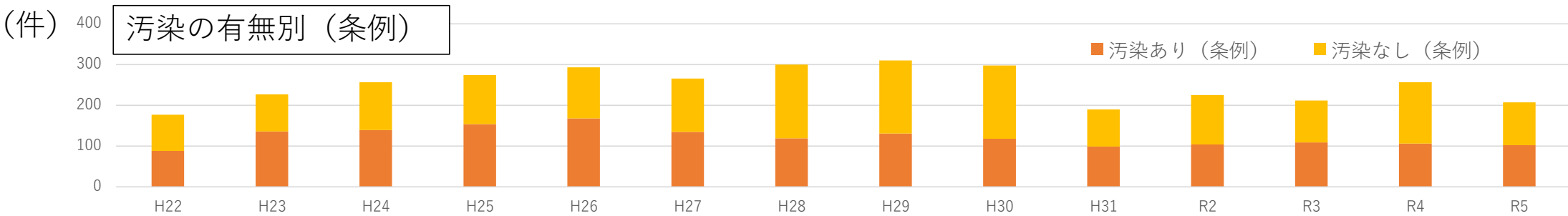
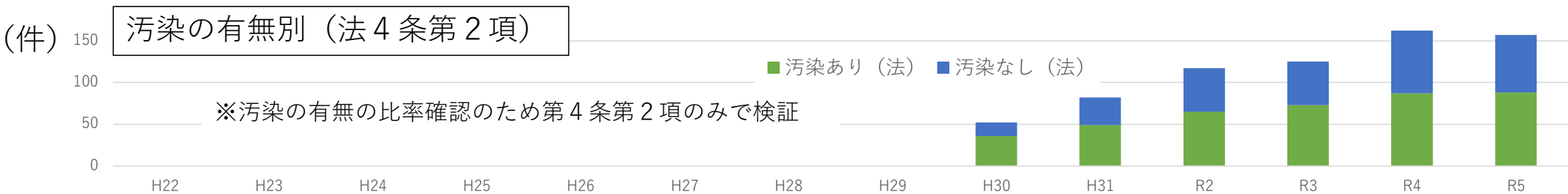
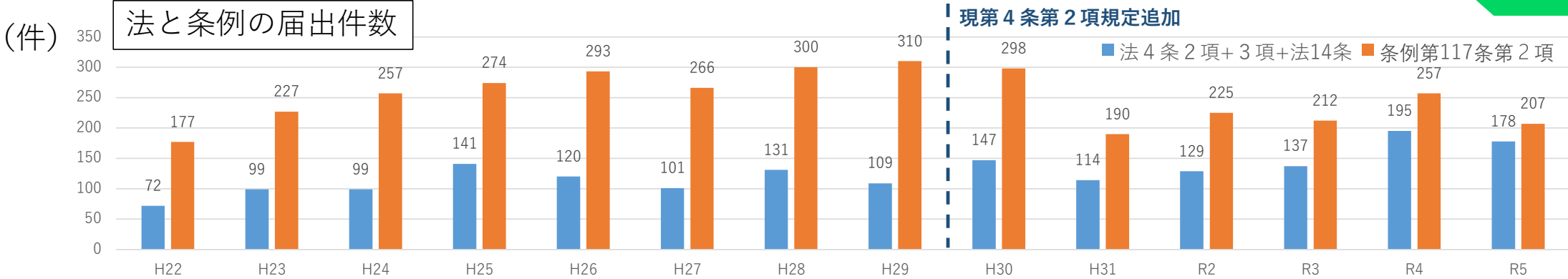
- ✓各年度、指定件数＞解除件数となっているため、区域指定数は年々増加傾向にある
例) R5年度新規指定件数が91件、解除件数が12件
- ✓近年は、汚染を残置する事例が増えてきている
- 法が必ずしも掘削除去を求めているという考え方が浸透してきている？

2-7 環境確保条例の届出等の状況（条例第117条第1項に基づく届出（法第4条第1項との比較））



- ✓法に対して、条例は年平均約1.5倍の届出を受けている（法対象は必ず条例対象となる）
- 改正法以降は約1.2倍程度と差が無くなってきている（適用除外行為が明確化された影響？）
- ✓地歴調査結果届出書のうち汚染のおそれが確認された届出書は、年平均約30%である
- 各年度で届出総数に差はあるが、汚染のおそれの占める割合は大きく変わらない

2-8 環境確保条例の届出等の状況（条例第117条第2項に基づく届出（法第4条第2項等との比較））

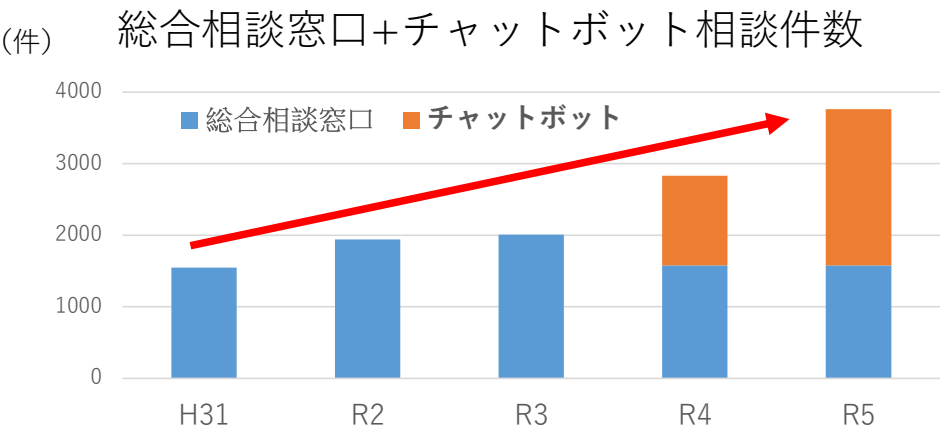


✓法と条例の差異が改正法以降差が少なくなっている（改正前約40%、改正後約70%【法/条例・件数比】）

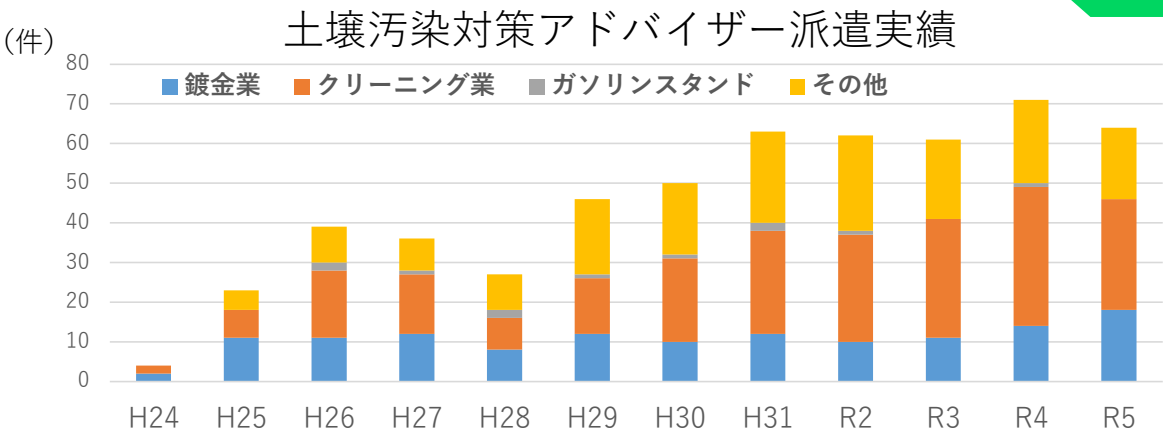
➢旧法時代は、汚染が確認された場合、法及び条例の報告を受領し、汚染がなかった場合は条例のみ受領していた

✓調査報告書のうち汚染が確認された報告書は、法4条第2項は約60%に対して、条例は約50%である

➢近年は、法と条例で汚染が確認される割合に大きな差異はみられない



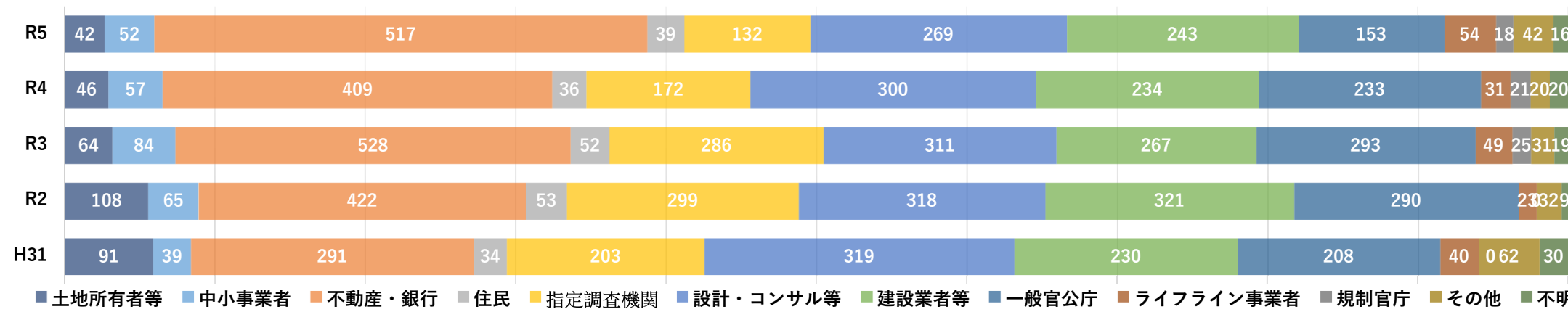
✓H31改正法全面施行以降増加傾向である



✓多くが鍍金業及びクリーニング業であり、需要は増加傾向

総合相談窓口への相談者の業態及びその割合

(件)



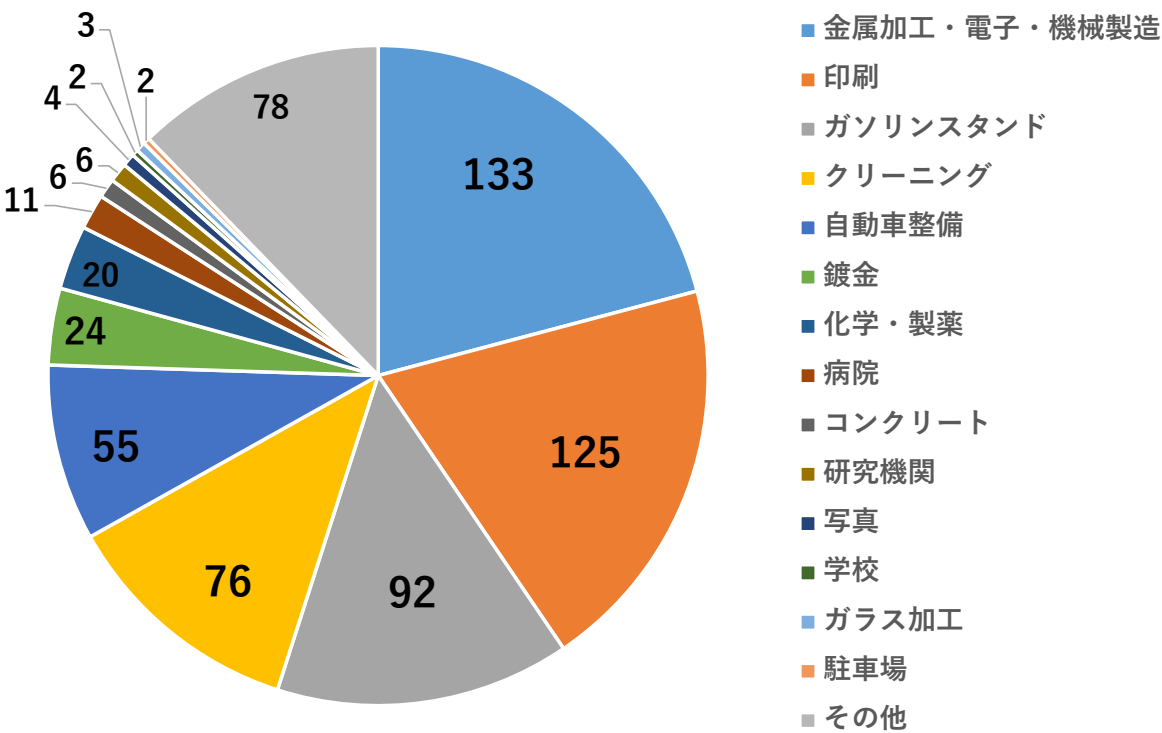
✓不動産・銀行、設計・コンサル等、建設業者等の順で多く、基本的な内容の質問が多い

2-10 環境確保条例の届出等の状況（条例第116条（法第3条との比較））



- ✓法に対して、条例は年平均約5倍の報告を受けている（法対象は必ず条例対象となる）
- 条例が幅広い範囲を捉えられている
- ✓調査報告書のうち汚染が確認された報告書は、法は約60%に対して、条例は約40%である
- 法と条例の差異について確認し、より合理的な調査方法等検討

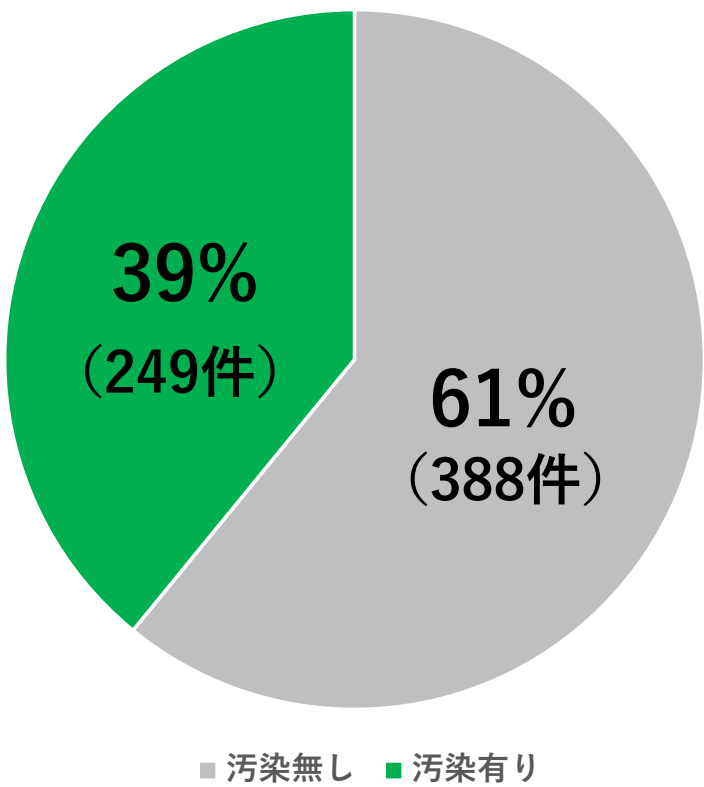
条例第116条1項届出件数（H31～R4）



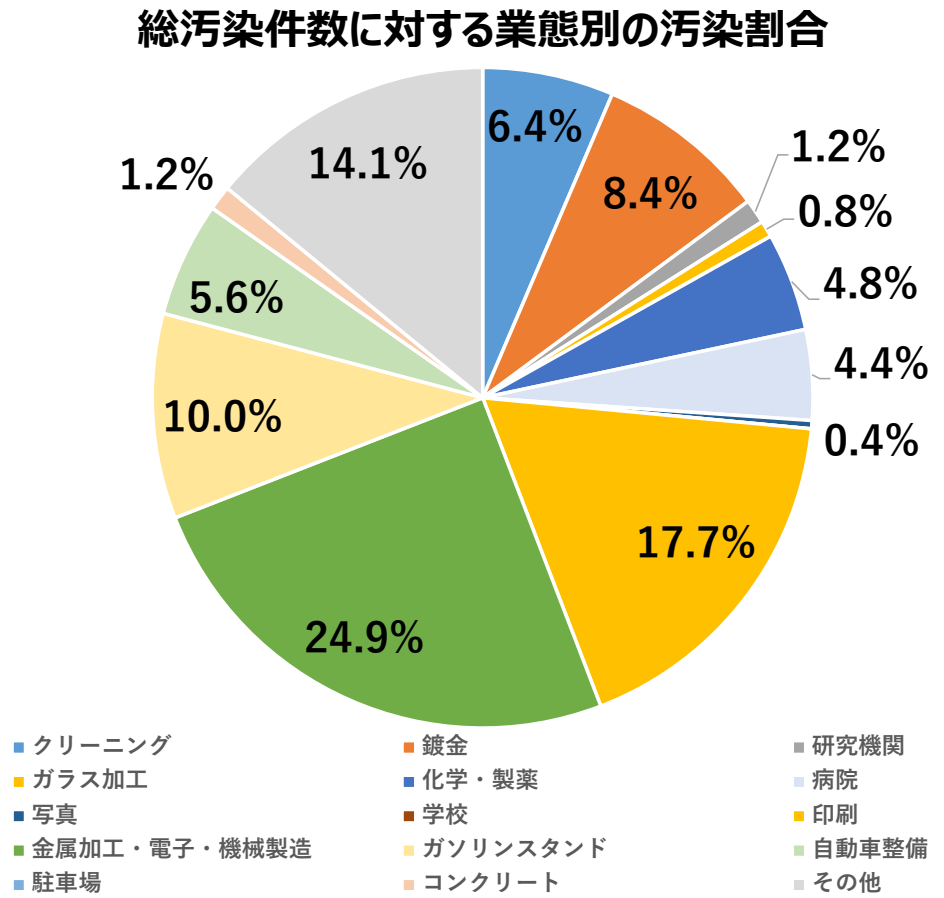
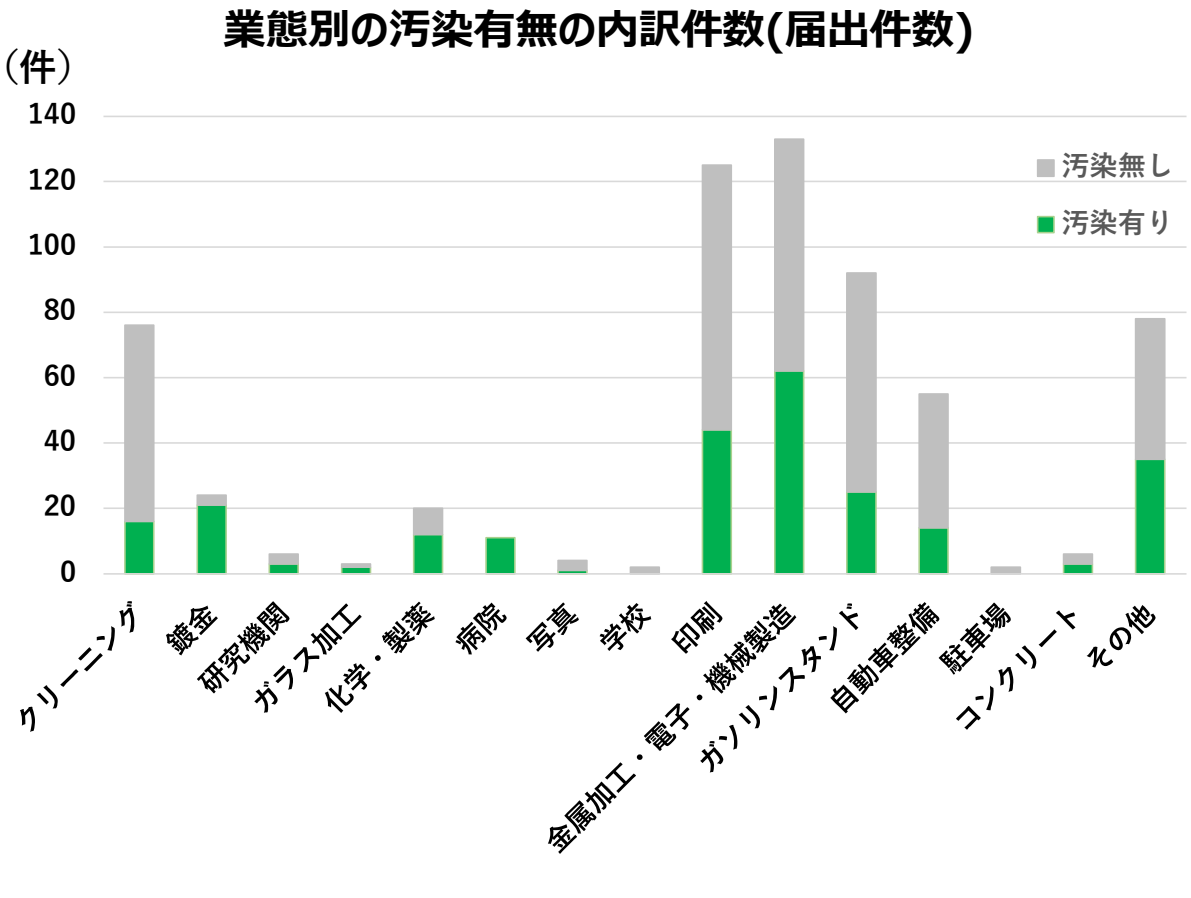
※届出総数（637件）
※新条例（＝平成31年4月1日以降廃止）
適用届出のみの集計

【その他事業場例】
塗装、プラスチック製造、
合成樹脂製造、鉄道輸送、
保健所等

汚染有無の割合（H31～R4）



2-12 環境確保条例改正後における業態別の汚染状況（条例第116条：H31～R4年度）



※学校、駐車場は汚染事例無し

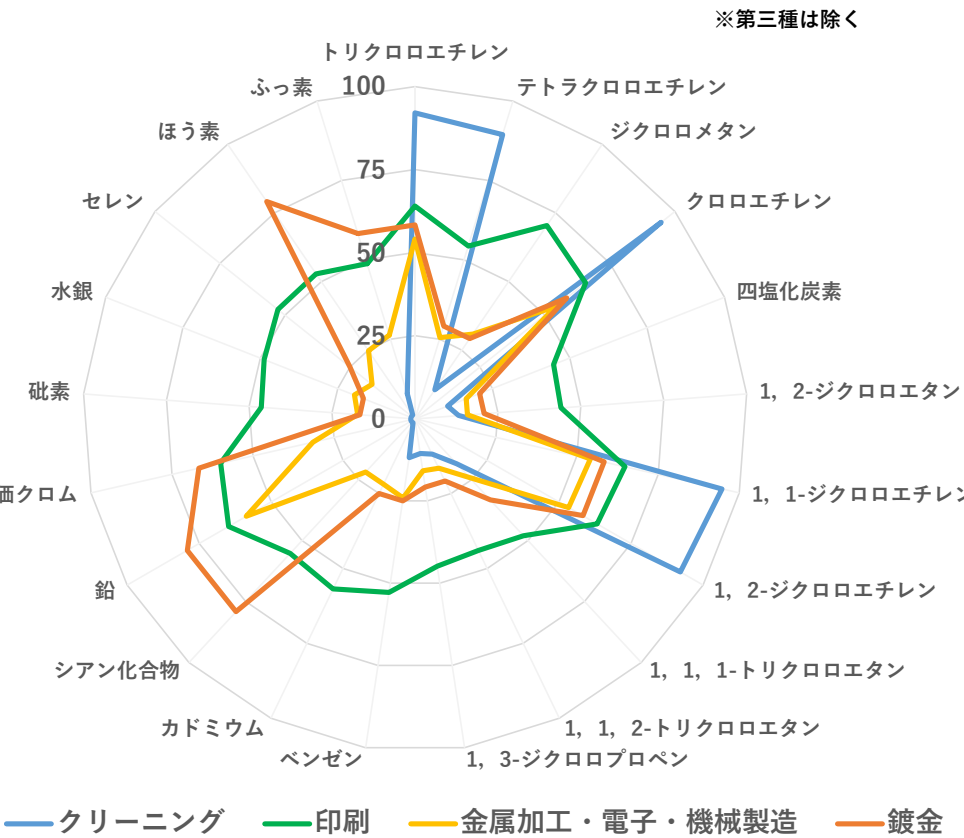
✓印刷やガソリンスタンドなど、有害物質使用特定施設を有しない事業場での汚染事例も多い
➤条例により幅広く汚染事例を捉える契機を設けられている

2-13 業態別の試料採取対象物質の傾向（条例第116条：H31～R4年度）

ヒートマップ（試料採取等件数）

	第一種											第二種										第三種				
	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	クロロエチレン	四塩化炭素	1, 2 - ジクロロエタン	1, 1 - ジクロロエチレン	1, 2 - ジクロロエチレン	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1, 1, 2 - トリクロロエタン	1, 3 - ジクロロプロペン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びその化合物	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	有機燐化合物	ポリ塩化ビフェニル	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
クリーニング	70	68	8	72	8	10	72	70	14	9	8	9	1	1	1	1	1	1	1	1	6	0	0	0	0	0
鍍金	14	7	7	14	5	5	14	14	8	5	5	6	6	19	19	16	4	4	6	19	14	0	4	0	0	0
研究機関	5	2	3	5	3	2	5	5	3	1	1	4	3	5	6	4	4	3	2	5	6	1	1	1	1	1
ガラス加工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
化学・製薬	11	10	12	11	9	10	11	11	7	7	7	11	11	12	15	13	11	9	8	11	13	6	8	6	5	5
病院	2	2	6	2	2	1	2	2	1	1	1	2	8	10	10	10	11	10	8	10	10	1	3	1	1	1
写真現像	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	3	1	0	1	0	0	0
学校	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
印刷	80	68	88	82	56	55	81	79	60	55	56	66	71	69	81	75	58	61	66	66	61	9	35	9	9	9
金属加工・電子・機械製造	72	34	41	72	22	21	72	71	32	22	21	32	29	29	78	42	23	26	22	33	35	0	12	0	0	0
ガソリンスタンド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	1	1	71	1	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0
自動車整備	18	16	20	18	16	16	18	18	16	16	16	36	17	16	41	20	17	15	17	38	20	1	5	1	1	1
駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
コンクリート	2	1	1	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	34	28	44	35	27	28	34	34	28	27	26	42	37	37	56	43	33	39	33	34	36	7	23	5	5	5

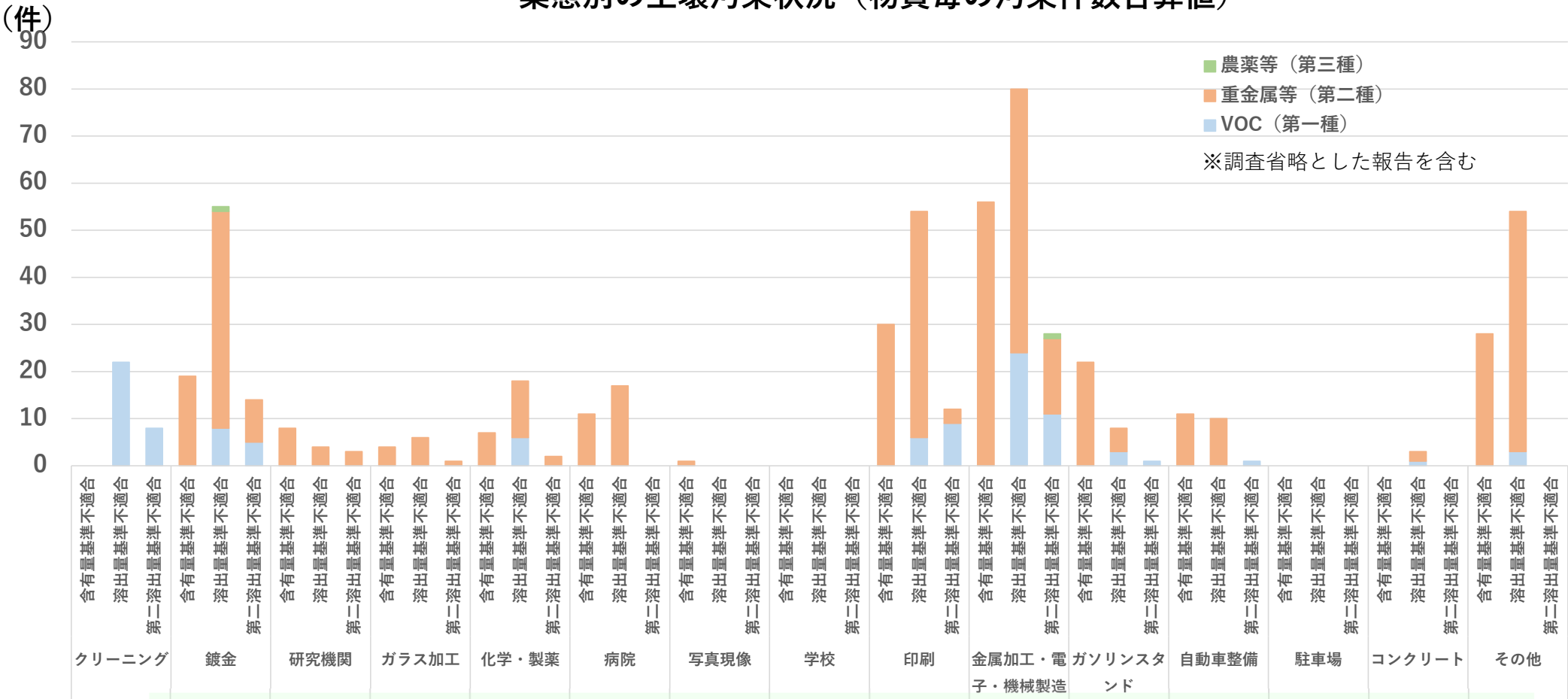
土壌汚染調査時の試料採取等対象割合（％）



- ✓ クリーニングや鍍金業では、試料採取対象とする物質が明確な事例が多く見受けられる
 - 公的機関への届出等に記載されている内容から使用有害物質が明確となっている
- ✓ 一方、印刷業や金属加工業は幅広い物質を試料採取対象としている事例が多い

2-14 業態別の基準超過物質の傾向（条例第116条：H31～R4年度）

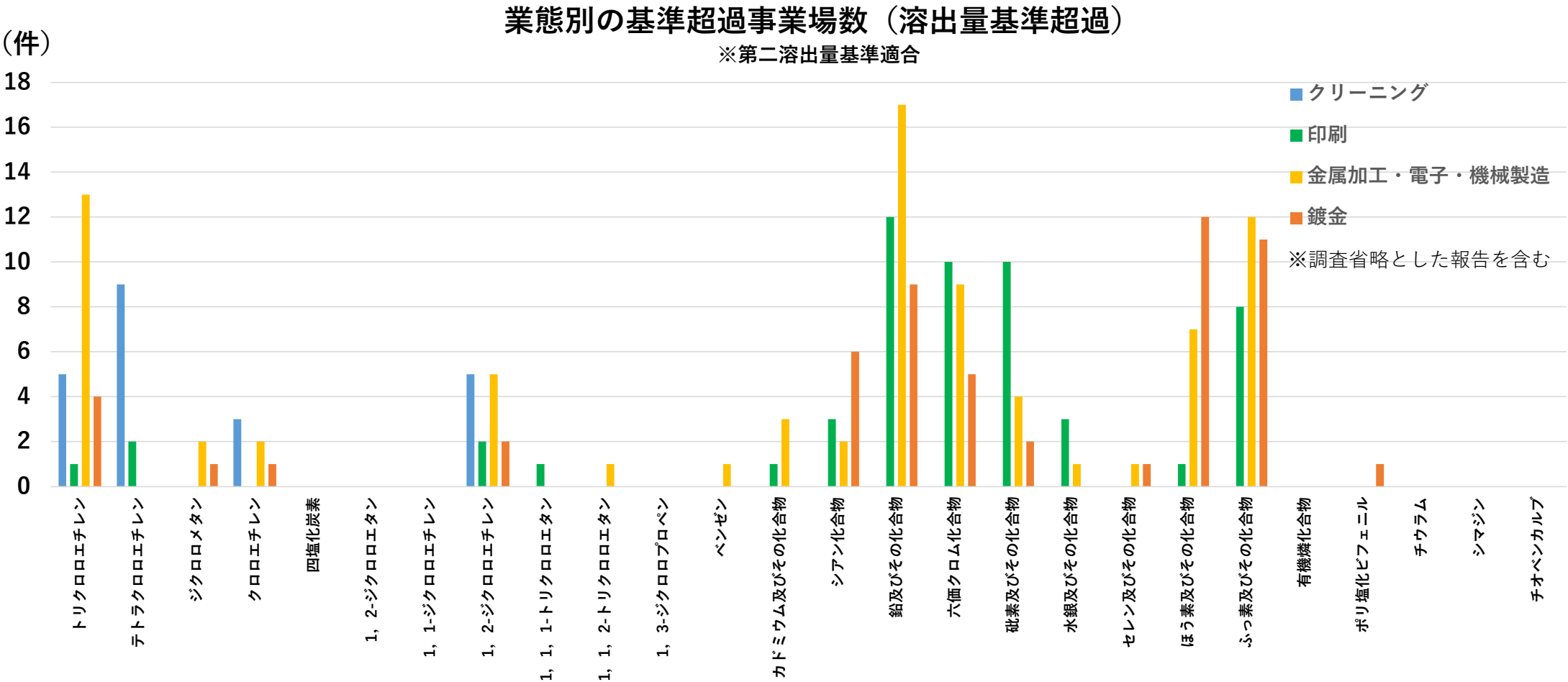
業態別の土壌汚染状況（物質毎の汚染件数合算値）



※調査省略とした報告を含む

- ✓クリーニング業を除き、重金属等による汚染が多く見受けられる
 - 人為由来等の汚染のほか、自然由来の汚染も含まれている可能性が示唆される
- ✓調査省略に進む割合は少ない
 - 制度上、試料採取等以降を省略すると、地下水汚染拡大防止区域になることも要因の一つ？

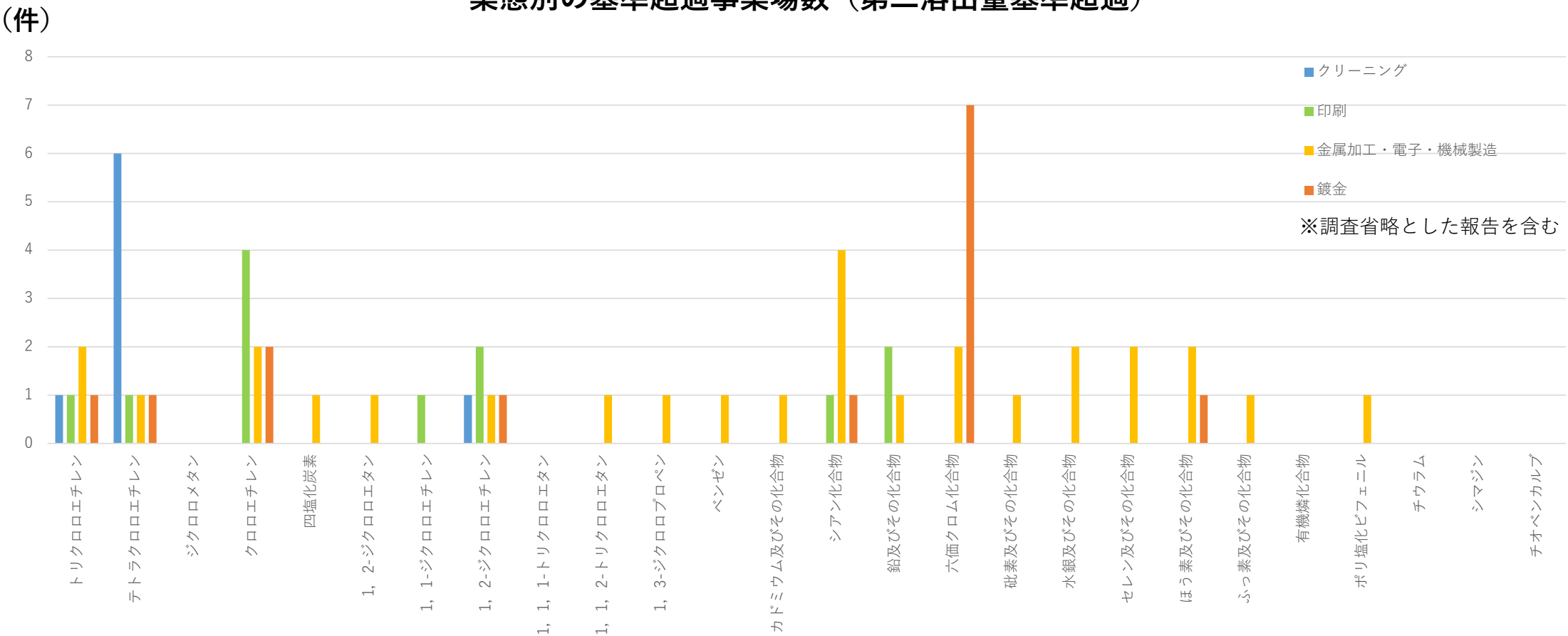
2-15 業態別の基準超過物質の傾向（条例第116条：H31～R4年度）



- ✓ 業態で使用頻度の高い物質を中心に基準超過件数が多い傾向
- 幅広い物質を試料採取等対象としている印刷業、金属加工業等においては試料採取数に対する基準超過割合として第一種に比べ、第二種が高い

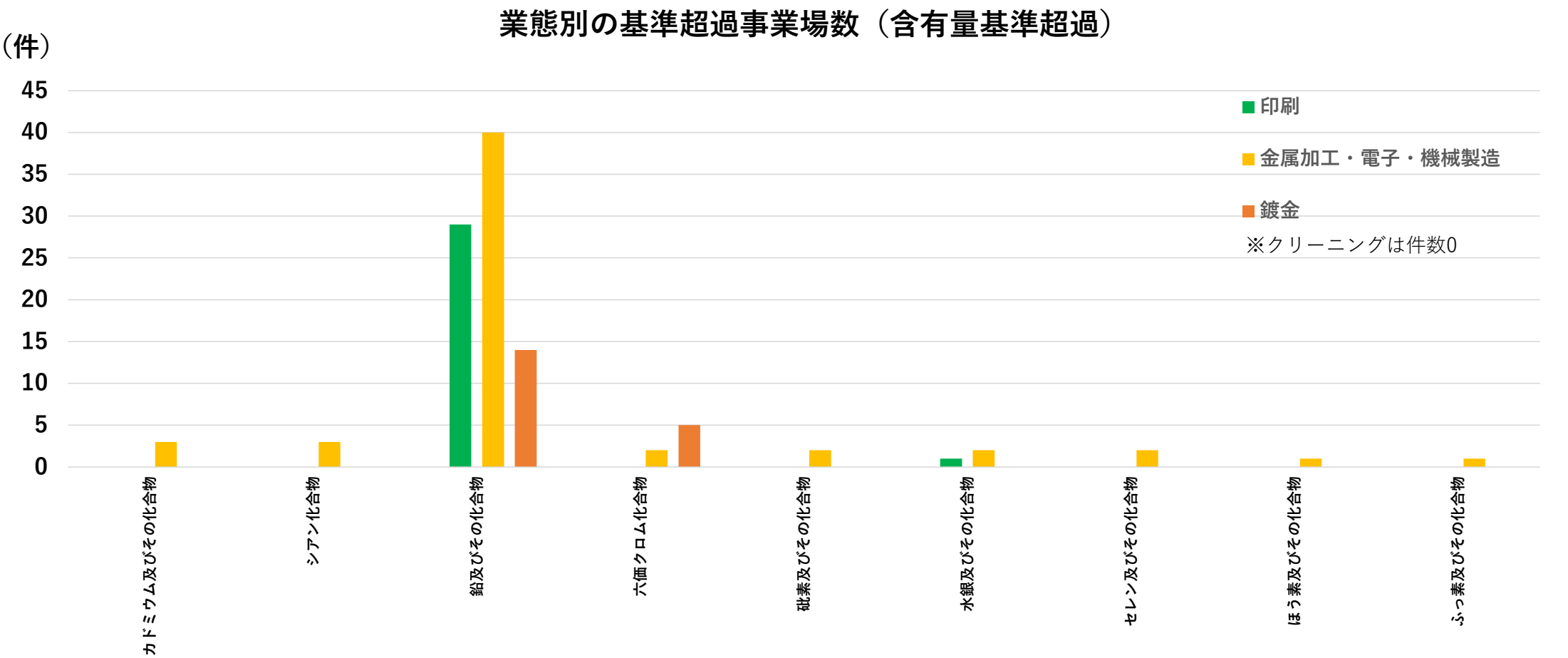
2-16 業態別の基準超過物質の傾向（条例第116条：H31～R4年度）

業態別の基準超過事業場数（第二溶出量基準超過）



- ✓テトラクロロエチレン、六価クロムの件数が特徴的（クリーニング業、鍍金業）
- ✓第一種は、テトラクロロエチレン系譜の分解生成物の超過も確認

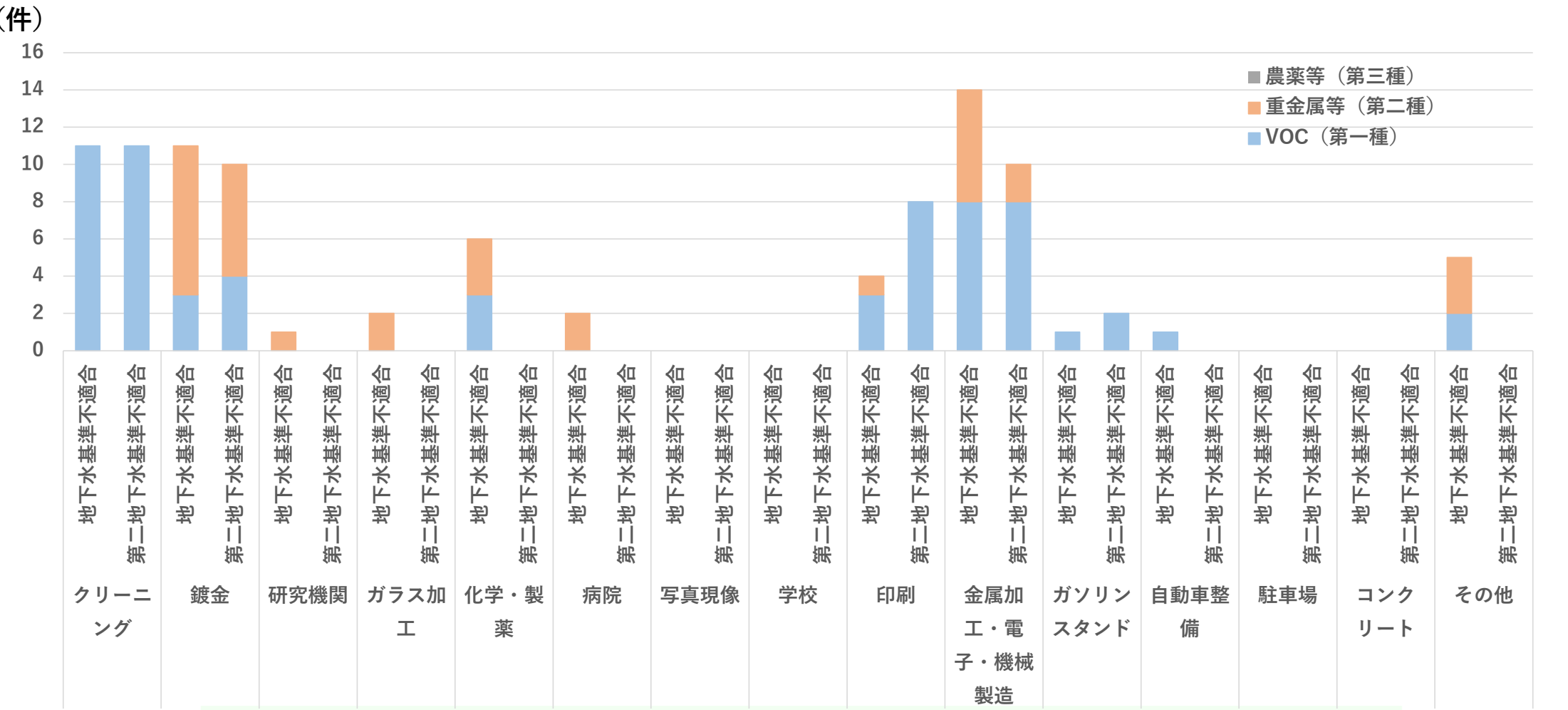
2-17 業態別の基準超過物質の傾向（条例第116条：H31～R4年度）



✓ 鉛の含有量基準超過が特徴的
➤ 鉛は業態や土地に関する局在性がほとんどみられない

2-18 業態別の代表地点地下水汚染の傾向（条例第116条：H31～R4年度）

業態別の代表地点地下水汚染状況（物質毎の汚染件数合算値）

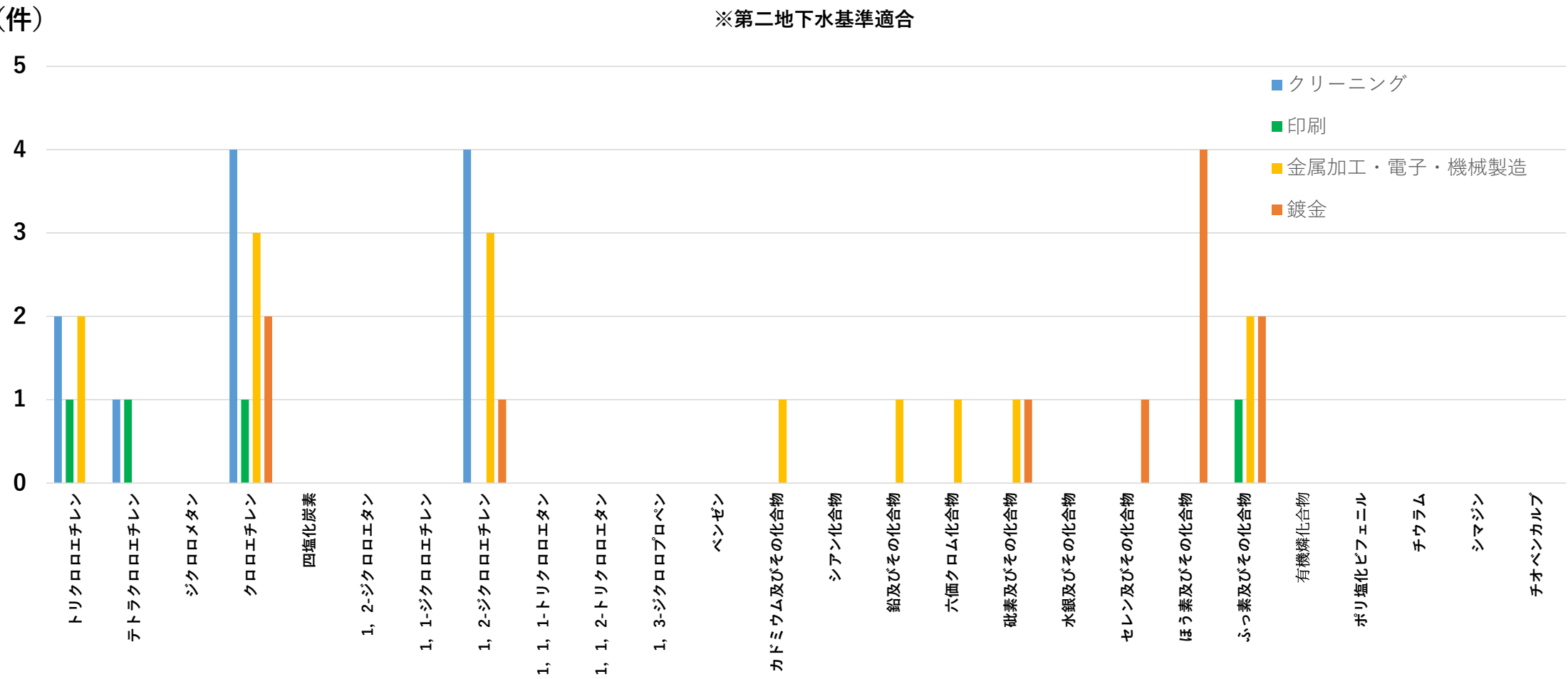


✓ 土壌汚染状況に比べ、VOCによる地下水汚染の割合が高い
➤ 重金属類等と比較し、VOCは地下に浸透しやすく地下水汚染を引き起こす原因となりやすい

2-19 業態別の地下水汚染の傾向（条例第116条：H31～R4年度）

業態別の代表地点地下水汚染状況（地下水基準超過）

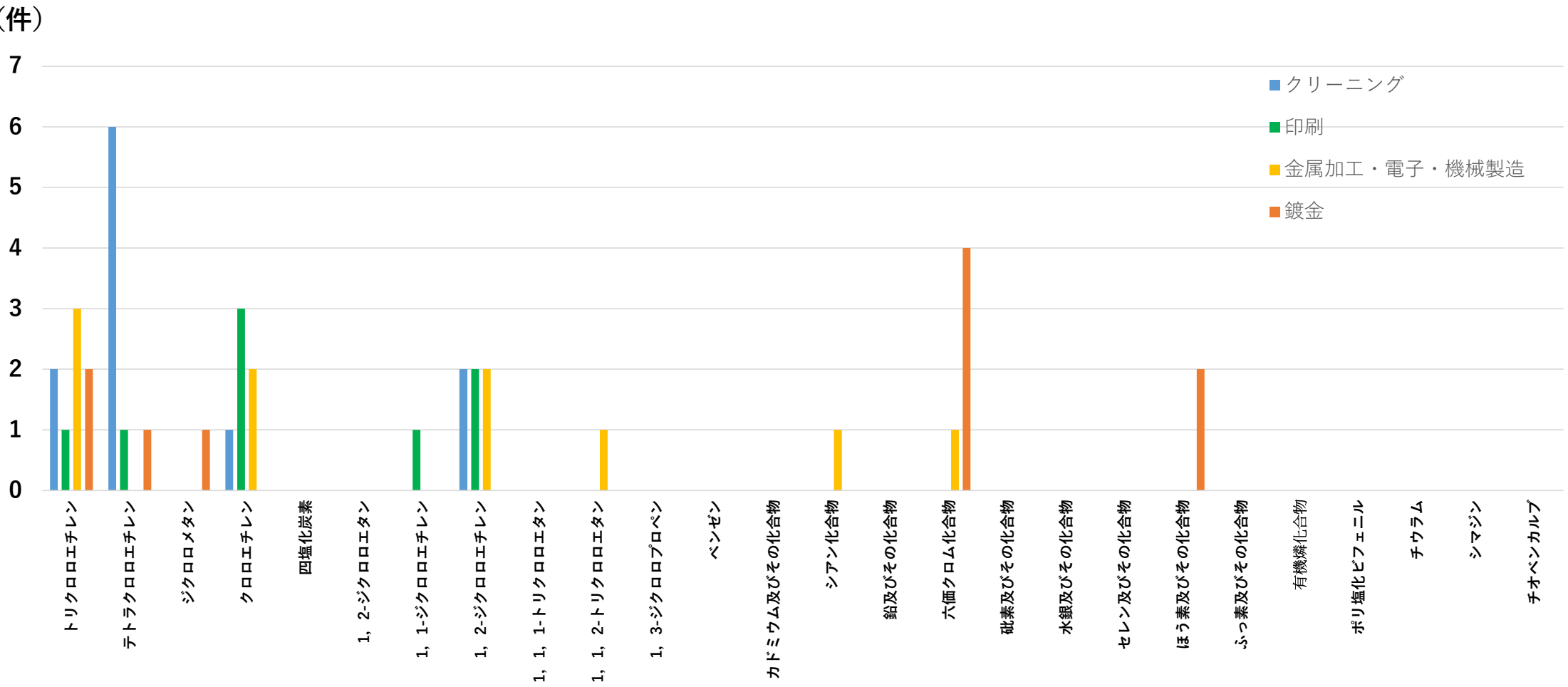
※第二地下水基準適合



- ✓ VOCは分解生成物、重金属類はほう素、ふっ素の件数が多い
- VOCは分解とともに地下水へ拡散する傾向、重金属類は拡散性が高い物質が地下水に影響か

2-20 業態別の地下水汚染の傾向（条例第116条：H31～R4年度）

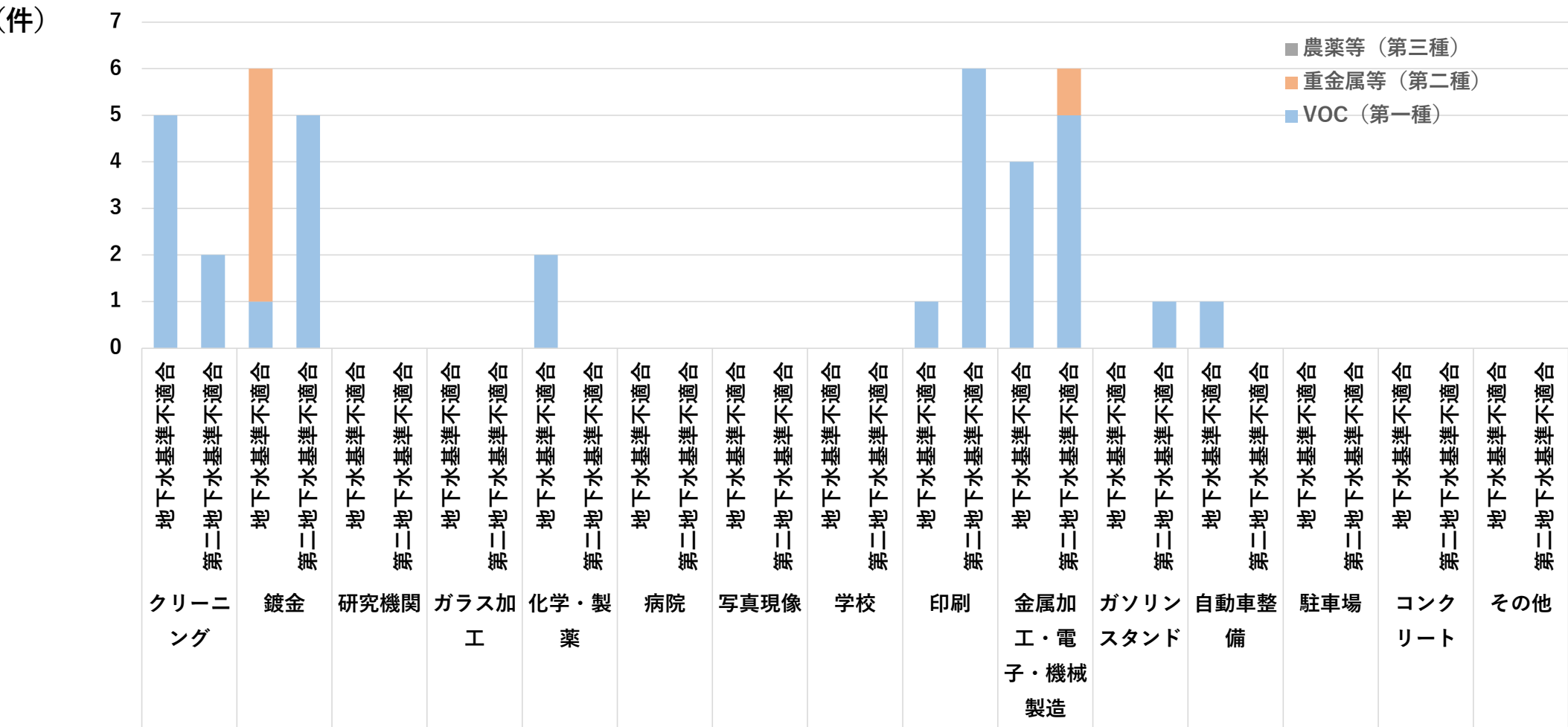
業態別の代表地点地下水汚染状況（第二地下水基準超過）



✓第二溶出量基準超過と似た傾向、テトラクロロエチレン、六価クロムの件数が特徴的に多い
✓第一種は、テトラクロロエチレン系譜の分解生成物の超過も確認

2-2 1 業態別の対象地境界地下水汚染の傾向（条例第116条：H31～R4年度）

業態別の対象地境界地下水汚染状況（物質毎の汚染件数合算値）

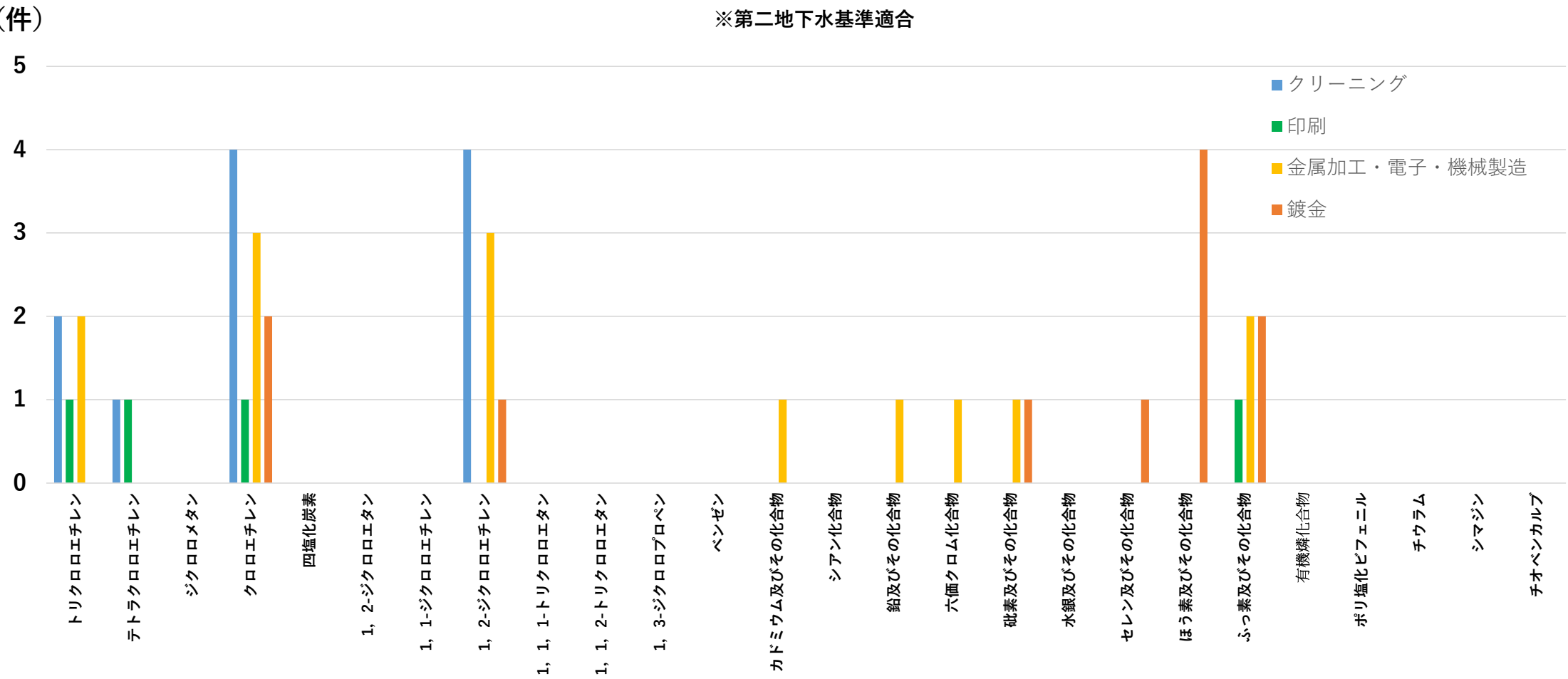


✓ 代表地点の結果と比較して、よりVOCの拡散性の高さがみられる
 ➤ 代表地点と対象地境界を兼ねている調査結果もあることも留意

2-2-2 業態別の対象地境界地下水汚染の傾向（条例第116条：H31～R4年度）

業態別の対象地境界地下水汚染状況（地下水基準超過）

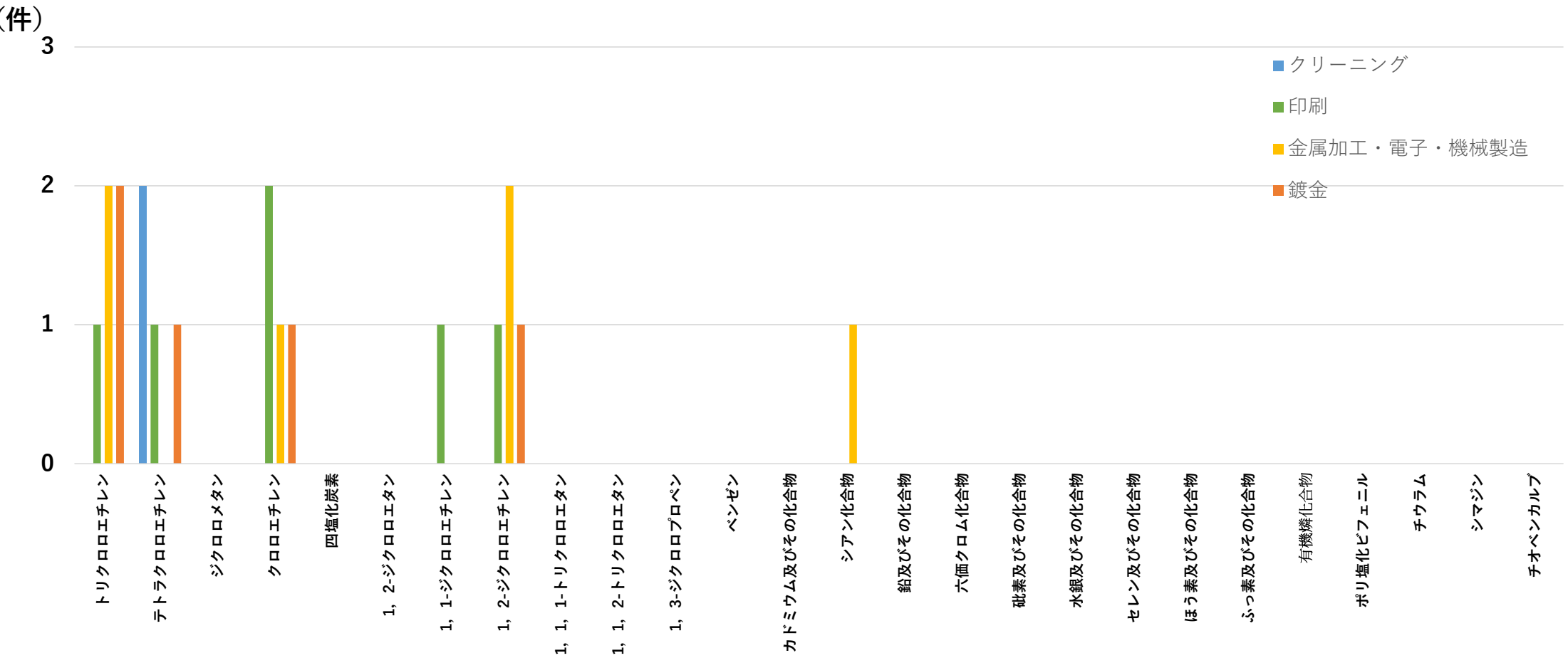
※第二地下水基準適合



✓代表地点と対象地境界を兼ねている結果が多いこともあり、ほぼ同じ傾向を示している
 ➤116条の多くが、1、2区画程度の調査対象地のため、汚染源から対象地境界までの距離が短い

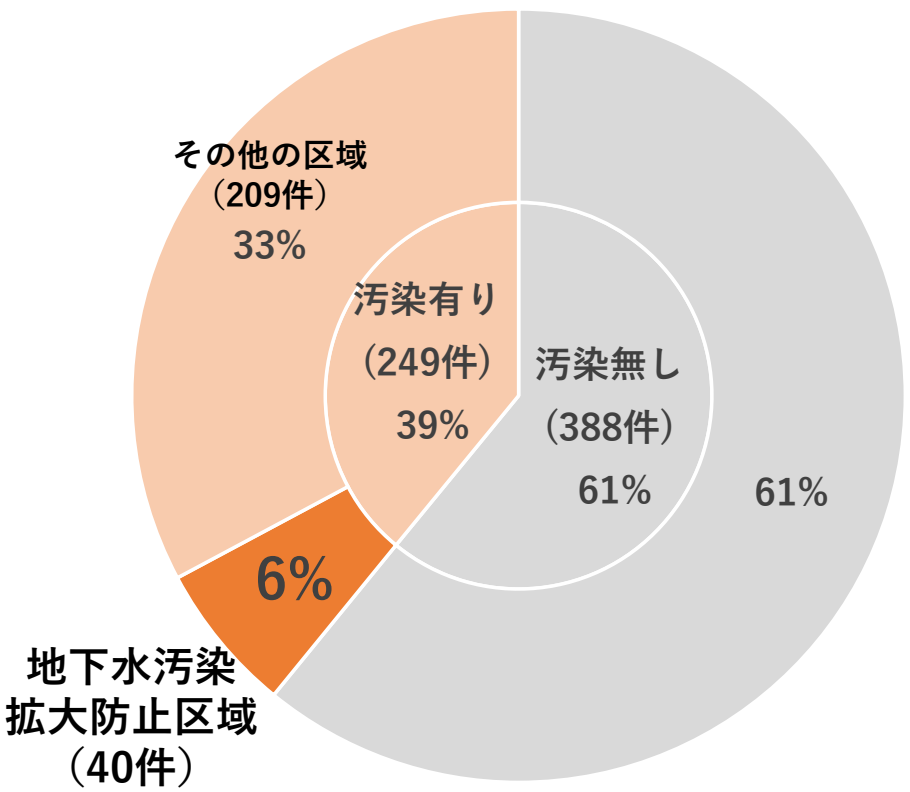
2-23 業態別の地下水汚染の傾向（条例第116条：H31～R4年度）

業態別の対象地境界地下水汚染状況（第二地下水基準超過）

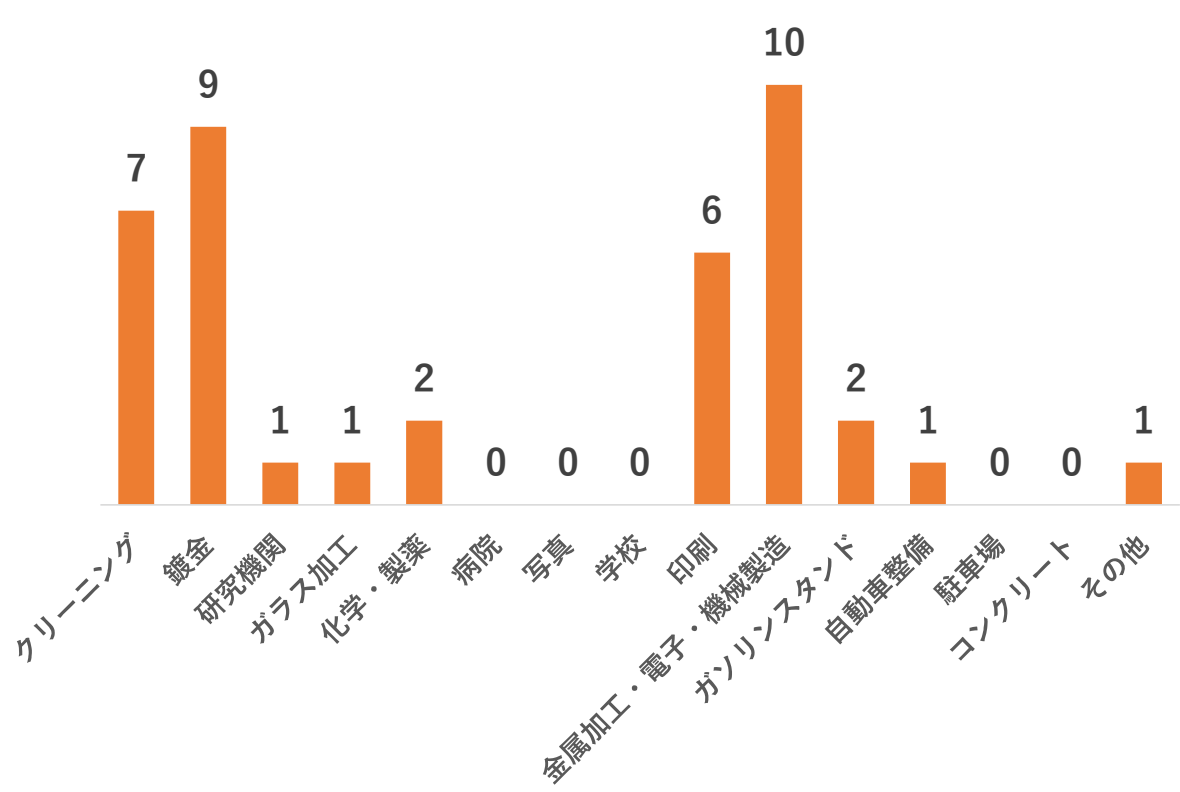


✓ 代表地点と兼ねている結果が多く、ほぼ同じ傾向を示している
➤ 第一種は、テトラクロロエチレン系譜の分解生成物の超過も確認

地下水汚染拡大防止区域該当割合



業態別の地下水汚染拡大防止区域に該当する事業場数



✓汚染が確認された事業場（249件）のうち、約2割（40件）が地下水汚染拡大防止区域に該当

3. 区市における条例116条の施行状況調査

3-1 116条ただし書き（調査猶予）に関する質問

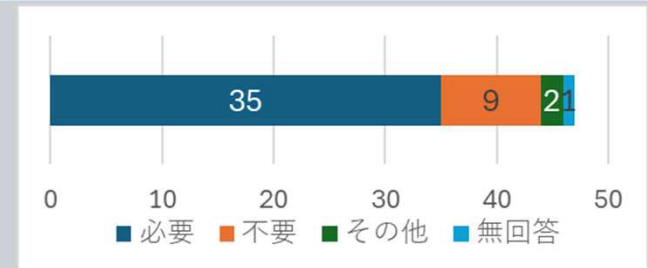
	質問／回答	回答割合
1	条例調査の猶予要件を満たすためには、<u>人の健康に係る被害が生じる恐れがないこと、汚染状況調査の実施が困難な状況にある</u>必要があります。当要件の妥当性についてお聞かせください。 ・調査が困難なら猶予を認めるのは妥当。（妥当） ・法律の猶予基準と揃えたい。（緩和）	0 10 20 30 40 50 ■ 妥当 ■ 緩和 ■ その他 ■ 無回答
2	法において、調査猶予制度の廃止が検討されております。条例において<u>調査猶予制度の要否</u>についてお聞かせください。 ・住居一体型の事業場もあるため、廃止後すぐに調査を求めるのは現実的ではない。（必要） ・長年猶予されることが行政側の事務負担。（不要） ・法律と条例の手続きを統一すべき。（その他）	0 10 20 30 40 50 ■ 必要 ■ 不要 ■ その他 ■ 無回答
3	調査猶予を受けた者は、<u>土地の利用状況を変更の場合や土地の所有者に変更があった場合には、届出の義務</u>があります。当該規定の指導で困った事例はありますか。 ・事業者から変更手続を申し出る事例はほぼない。（はい） ・土地所有者は猶予中であると認知していない。公開すれば不動産業者等が気付くのでは。（はい） ・定期的に報告させる制度を整備してもらいたい。（はい）	0 10 20 30 40 50 ■ はい ■ いいえ ※「はい」と回答した9件は特別区
4	<u>確認の要件を満たさない状況になったとき等、対象地の調査猶予が取り消されます。</u>当該規定の指導で困った事例はありますか。 ・相続人が事情を把握しておらず、調査が必要になることを説明するのに苦慮する。（はい）	0 10 20 30 40 50 ■ はい ■ いいえ

3-2 操業中における地歴契機の拡大に関する質問

質問／回答

事業者の死亡等により特定有害物質の取扱い状況を把握できない場合がある。法の見直しでは、**操業中における地歴調査契機の拡大による有害物質の取扱いの把握を検討**しています。条例においても何かしらの契機を捉えて特定有害物質の取扱い状況の報告が必要でしょうか。

回答割合



※多摩地域22市で賛成
区部13区で賛成、9区で不要

○必要

- ・事業者死亡や当時の従業員も不明で、特定有害物質の状況が適切に把握できない。
- ・適切に調査物質が把握でき、不必要に物質を増やす必要がなくなる。
- ・土壌汚染についての理解がないことが多いため、意識づけるためにも必要。
- ・使用状況を把握できる契機が増え、義務を逃れる業者が減る。
- ・規定があると担当が変わっても判断に迷うことが少なくなると考えるため。

○不要

- ・工場設置・変更認可申請書、指定作業場設置・変更届出書で取扱状況を把握可能。
- ・規定しても届出されない可能性が高く、業務負担が増える。
- ・報告が正しいかどうかの確証が得られない。

3-3 届出契機の検討

届出契機

- ・ 工場等設置時と事業内容変更時
- ・ 特定有害物質取り扱い中止
- ・ 氏名等変更届出等の各種届出時点
- ・ 定期的な報告（工場現況届出書）
- ・ 変更届が提出されてから10年経過



新規に届出様式や契機を設ける方向ではなく、既存の枠組みの中で工夫ができないか

⇒（意見）いたずらに規定を増やしても機能しないと考えられるため

適正管理化学物質の使用量報告書

根拠	環境確保条例110条に規定
対象者	・ 土対法に基づく特定有害物質を含む59物質を合わせて前年度に100kgを使用した事業所 ・ かつ、工場又は指定作業場で従業員数が 21 人以上の事業所
報告時期	前年度の実績を 4 月 1 日から 6 月30日まで
報告内容	特定有害物質の使用量、製造量、環境への排出量など

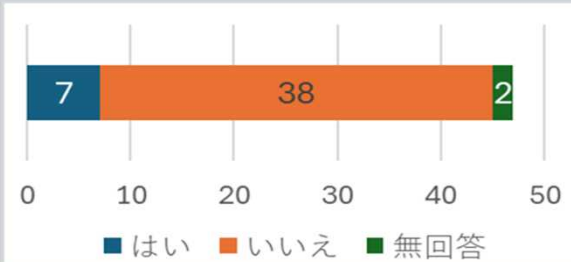


特定有害物質の使用が100kg未満又は従業員が20名未満の事業所は捕捉できない

3-4 工場廃止者等・転得者に関する質問

	質問／回答	回答割合
1	工場等廃止者又は施設等除却者が、調査、計画の作成、措置の実施や提出を行わずに土地の譲渡をした場合、その土地を譲受けた者（土地譲受者）も同様の義務が生じます。当該規定に係る指導で困った事例はありますか。 ○土地所有者の課題 ・手続きをしないまま土地を売却し、売却後に調査が必要な土地だと判明することがある。 ・土地譲受者が調査をせず土地を転売した場合、所有権がないため実質的に義務の履行が困難となる。 ○制度の運用の課題 ・事業者不在の土地に土壤汚染の可能性がある場合、対象者が誰であれ事業者と同等の調査報告を求めるのが適切 ・転得者に義務が移らないよう、法に合わせて土地所有者を義務者にする ○その他 ・工場等廃止者ではない場合、詳しい作業内容が不明の場合もあり、調査項目が適切にたてられない。	回答割合 8 37 2 0 10 20 30 40 50 ■ はい ■ いいえ ■ 無回答 9 18 6 ■ 土地所有者 ■ 制度の運用 ■ その他
2	第116条第1項及び第9項義務者が義務を履行せず、義務者以外が、汚染状況調査又は汚染の除去等の措置を実施した場合で、規定に従った方法で行われていると認める場合には、調査又は措置があったものとみなすことができますが、困った事例はありますか。 ・土地の改変の相談があった際に、義務ではない旨説明したが、提出しないと言われた。 ・土壤汚染の元の責任を問う規定を厳しくしないと、実効性が低下すると考える。	回答割合 4 40 3 0 10 20 30 40 50 ■ はい ■ いいえ ■ 無回答

3-5 台帳制度に関する質問

質問／回答	回答割合										
汚染有りに加えて、汚染なし台帳も追加となりました。情報公開や未届等の観点から台帳についても再度点検を行う予定ですが、台帳事務で困った事例はありますか。	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はい</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>いいえ</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	はい	7	いいえ	38	無回答	2		
回答	割合										
はい	7										
いいえ	38										
無回答	2										
○記載方法 ・ 条例の汚染あり台帳は汚染がなくなっても公開が続く。汚染除去後は基準適合台帳のように簡易な内容に運用の変更ができないか。 ○記載内容 ・ ただし書き事業場も公開する規定があったほうが調査漏れは発生しないのでは。 ○制度運用 ・ 平成31年度以前の廃止は台帳作成義務がなく、窓口で尋ねられる。対応が難しい。 ○その他 ・ 法律の汚染なしも公表する必要がある。	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記載方法</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>記載内容</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>制度の運用</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	割合	記載方法	9	記載内容	7	制度の運用	6	その他	2
項目	割合										
記載方法	9										
記載内容	7										
制度の運用	6										
その他	2										

3-6 土壌汚染状況調査に関する質問

	質問／回答	回答割合										
1	<u>起点や単位区画の位置や高さの表記や精度、区画名称等について、今後指針事項として規格の統一を検討しています。規格の統一について賛否をお答えください。</u> ・様々な標記があり分かり難いので、統一した方がよい。（賛成） ・統一規格の導入により、台帳上で土地の改変履歴が正確に把握できるため。（賛成） ・規格の統一に対応できる業者が非常に少ないという印象を受けるため。（反対） ・規格の統一する場合は、義務とするのか、努力義務程度とするのか確認したい。（その他）	<table><tr><th>回答</th><th>割合</th></tr><tr><td>賛成</td><td>34</td></tr><tr><td>反対</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>6</td></tr><tr><td>無回答</td><td>4</td></tr></table>	回答	割合	賛成	34	反対	1	その他	6	無回答	4
回答	割合											
賛成	34											
反対	1											
その他	6											
無回答	4											
2	<u>深度絞込み調査及び平面絞込み調査は法条例ともに、調査手法を規定しておらず、今後指針事項として調査手法を規定することを検討しています。規定の賛否をお答えください。</u> ・深度及び平面絞込み調査を採用したいという相談が多く、指針で規定があった方が指導しやすい。（賛成） ・絞込み調査は、上手くいくと工事費削減につながるなので、規定化をお願いしたい。（賛成） ・運用上にある程度の幅があってもよいと思われる。（反対） ・法と条例で調査手法が異なると不都合が生じる。法より早いタイミングで規定する場合は反対である。（その他）	<table><tr><th>回答</th><th>割合</th></tr><tr><td>賛成</td><td>36</td></tr><tr><td>反対</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>8</td></tr><tr><td>無回答</td><td>2</td></tr></table>	回答	割合	賛成	36	反対	1	その他	8	無回答	2
回答	割合											
賛成	36											
反対	1											
その他	8											
無回答	2											

	質問／回答	回答割合								
1	溶出量基準を超える土壤が確認された場合は、健康被害防止の観点から所定の範囲内に飲用井戸がないか確認する必要があります。所定の範囲は一般値か計算値の何れか短い値を採用しますが、その際に水理条件（動水勾配や流向等）や地形・地質条件（土質や段丘崖、埋立地等）を考慮する必要があります。各条件をもとに値を採用する上で悩むことはありますか。	<table><caption>回答割合 (横棒グラフ)</caption><tr><th>回答</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>はい</td><td>15</td></tr><tr><td>いいえ</td><td>29</td></tr><tr><td>無回答</td><td>3</td></tr></table>	回答	割合 (%)	はい	15	いいえ	29	無回答	3
	回答	割合 (%)								
はい	15									
いいえ	29									
無回答	3									
	○地質・水理条件に関する課題 ・指定調査機関が設定してきた動水勾配の値が妥当なのかどうかを判断する際に困ることがある。 ・水理条件や地形・地質条件などの知識に欠けるため、計算値の算出が困難。 ・敷地が狭いとどの地点でも地下水位が高く、正しいかどうか分からない。	<table><caption>回答割合 (円グラフ)</caption><tr><th>課題</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>地形・水理条件の課題</td><td>15</td></tr><tr><td>帯水層に関する課題</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>2</td></tr></table>	課題	割合 (%)	地形・水理条件の課題	15	帯水層に関する課題	1	その他	2
課題	割合 (%)									
地形・水理条件の課題	15									
帯水層に関する課題	1									
その他	2									
2	地下水の利用状況にかかる要件については、法施行規則第30条の各号に掲げる飲用の利用等を対象としていますが、その利用の地点について3次元的な考え方（汚染深度とスクリーン深度の関係等）を導入することを検討しています。この概念を導入することへのご意見があれば記載してください。									
	○賛成 ・飲用しない浅い深度の地下水を浄化させるという過度な負担を事業者に強いることには疑問がある。 ○その他 ・井戸のスクリーン深度の把握は誰が・どのように行うのが懸念事項。 ・考え方には賛同できるが、情報不足の現段階では実務として対応できるとは言い切れない。									

4. 今後について

1 今後の取り組み

- ①法の見直しによる条例制度への影響調査
→国での議論の動向を注視しつつ、見直しの必要性を検討
- ②都における法及び環境確保条例の施行状況
→委員のご意見を取り入れつつ、更なる分析を実施
- ③区市における条例116条の施行状況調査
→今回未報告の対策に係る事項について意見集約
- ④指定調査機関への条例制度に関するヒヤリング
→ヒヤリング結果を整理
- ⑤上記を踏まえた現行制度の課題等の抽出

都内の地形・地質及び 地下水の現況調査等

1. 持続可能な土壌汚染対策 に向けた課題

持続可能な土壌汚染対策に向けた課題

東京都環境基本計画における施策の方向性

- 土壌の3Rを考慮した土壌汚染対策の定着
 - ①Reduce: 土壌の場外搬出入量の削減
 - ②Reuse: 土壌の資源活用(盛土等) ⇒ 特に自然由来等土壌(自然由来、埋立土砂由来)
 - ③Remediation: 原位置浄化、現場内浄化
- 持続可能な土壌汚染対策の促進
環境負荷の低減(環境面)や、コストの削減(経済面)、近隣住民等の理解促進(社会面)に配慮した持続可能な土壌汚染対策が選択されるとともに、土壌・地下水中の有害物質濃度等の情報が社会全体で共有・管理されている

土壌汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性においても「自然由来等土壌の取扱いの合理化等」が挙げられている

持続可能な土壌汚染対策に向けた課題

- 土壌の資源活用については、平成31年の法・条例改正により、自然由来等土壌について、搬出に係る規制が緩和され有効利用が可能となったが、現状活用事例はほとんど無い状況
- 土壌汚染状況調査の内訳として、人為由来調査がほぼ100%であり、その結果には自然由来等も含まれている可能性が否定できないが、人為と自然由来等の判別が困難
- 自然由来地層や海水由来の基準不適合の土壌・地下水についても浄化処理されている事例もあり、環境負荷の増大懸念される
- 狭隘地における地下水調査や措置の段階における困難事例等(特に地下水汚染拡大防止区域)
- 土壌・地下水中の有害物質濃度等の情報が社会全体で共有・管理していくためには、リスクコミュニケーションの観点から自然由来による重金属類のバックグラウンド濃度の把握が必要

⇒土壌汚染対策の観点から、東京の地質・地下水に関する実態把握を行うとともに、調査・対策手法の検討に資する各種データの取得を目指す(R3年度から実施)

都における調査・対策に係る地形毎の現状・課題

特に届出の多い、台地・低地・埋立地の課題解決へ

台地

- ・深度10m以深に地下水が存在することが多く、地下水調査が難しい事例が散見
- ・凝灰質粘土が分布する範囲では恒常的な宙水が存在する場合があります、その際の地下水調査方法等の整理が必要

低地

- ・自然由来の可能性がある沖積層が広く分布するが、その実態把握が進んでおらず、調査等に活かせず有効利用もされていない
- ・ごく浅層部に地下水が存在するが、健康リスクも踏まえた合理的な地下水調査や対策の整理が必要

山地

- ・汚染のおそれありの届出実績はない

埋立地

- ・自然由来等土壌(埋立由来)の有効利用
- ・海水影響の判別方法や取扱い方の整理が必要
- ・公有水面埋立法施行以前の埋立地の取扱い方



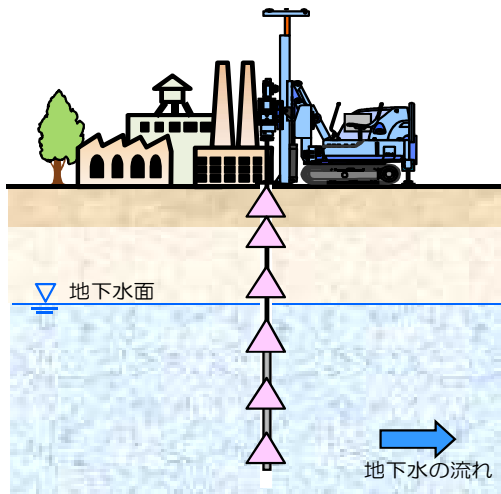
丘陵地

- ・深度10m以深に地下水が存在することが多いが、地下水調査を要する届出実績は少ない

持続可能な土壌汚染対策に向けた検討スキーム

令和6年度実施

- ・既存データの調査、分析
- ・実態調査の実施



環境科学研究所との連携
・試料分析等

- ・SRガイドブックに事例追加
- ・課題の抽出
- ・国への提案

- ・合理的な調査・対策案の作成
- ・自然由来等土壌等に対する知見の集積

土壌汚染対策検討
委員会での議論

持続可能な土壌
汚染対策

環境・経済・社会に配慮した
持続可能な土壌汚染対策ガイドブック



令和6年度実施(事例集等)

技術解説マニュアル等への反映

環境確保条例及び土壌汚染対策法
における地下水調査等解説(案)

令和〇年〇月
東京都環境局

- ・工事間流用の調整
- ・受入易い工夫

自然由来等土壌
を道路盛土で活用



事例適用、マニュアル等に基づく助言

令和6年度実施(別資料にて報告)

都内の地形・地質及び地下水の現況調査等の項目

①既存データの調査、分析



令和6年度の実施項目

低地・埋立地

- ・地形及び地域別土壌溶出量又は地下水濃度分布
- ・地形及び地域別土壌溶出量又は地下水基準超過数
- ・深度と土壌溶出量の関係
- ・土質区分別土壌溶出基準超過件数
- ・土質区分別濃度分布

台地

- ・深度10m以内の凝灰質粘土の分布範囲
- ・凝灰質粘土と汚染深度の関係
- ・宙水と凝灰質粘土の関係
- ・宙水と地下水汚染の関係

②実態調査の実施

低地・埋立地

台地

- ・土壌分析、地下水の水質測定(採取方法等の検討含む)
- ・透水試験(各土質の透水係数を把握する)
- ・地下水位等の長期観測(水位変動等四季のトレンドを把握)
- ・成層状況の確認(コアの詳細観察)
- ・測定項目間の相関の確認
- ・調査地点間の相関の確認

③地下水マニュアルの作成

- ・令和4年度に公開したマニュアルについて、議論を踏まえた調査対策案の加筆(改正施行通知別紙を反映)
- ・改正条例施行以降の地下水関係の疑義とその対応について、一般化と事例集の作成
- ・東京都内の地形、地質状況等の執筆(実態調査を踏まえて)

2. 令和6年度の取組み

令和6年度スケジュール

スケジュール			令和6年度（2024年度）												備考
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
No.	委託/直営	調査・作業種別										★	検討委員会		
①	委託	地下水の水質測定 (R4,R5調査地点)	→												R7も継続
②	委託	調査ボーリング①	→												
③	委託	地下水の水質測定 (R6調査地点①)	→												R7も継続
④	委託	調査ボーリング②	→												R7から水質測定
⑤	環研	試料分析等	→												R7も継続
⑥	委託	凝灰質粘土の分布 範囲調査等	→												R7も継続
⑦	直営	既届出データの分析	→												R7も継続
⑧	直営	地下水調査における 疑義等の集約	→												R7も継続
⑨	直営	地下水マニュアル改訂	→												R7も継続

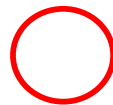
今回は、①～⑥までの作業進捗についてご報告

実態把握調査位置図



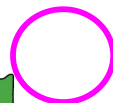
地点②・荒川低地:古東京川都内上流域で設定

【令和5年度実施】



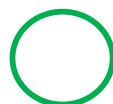
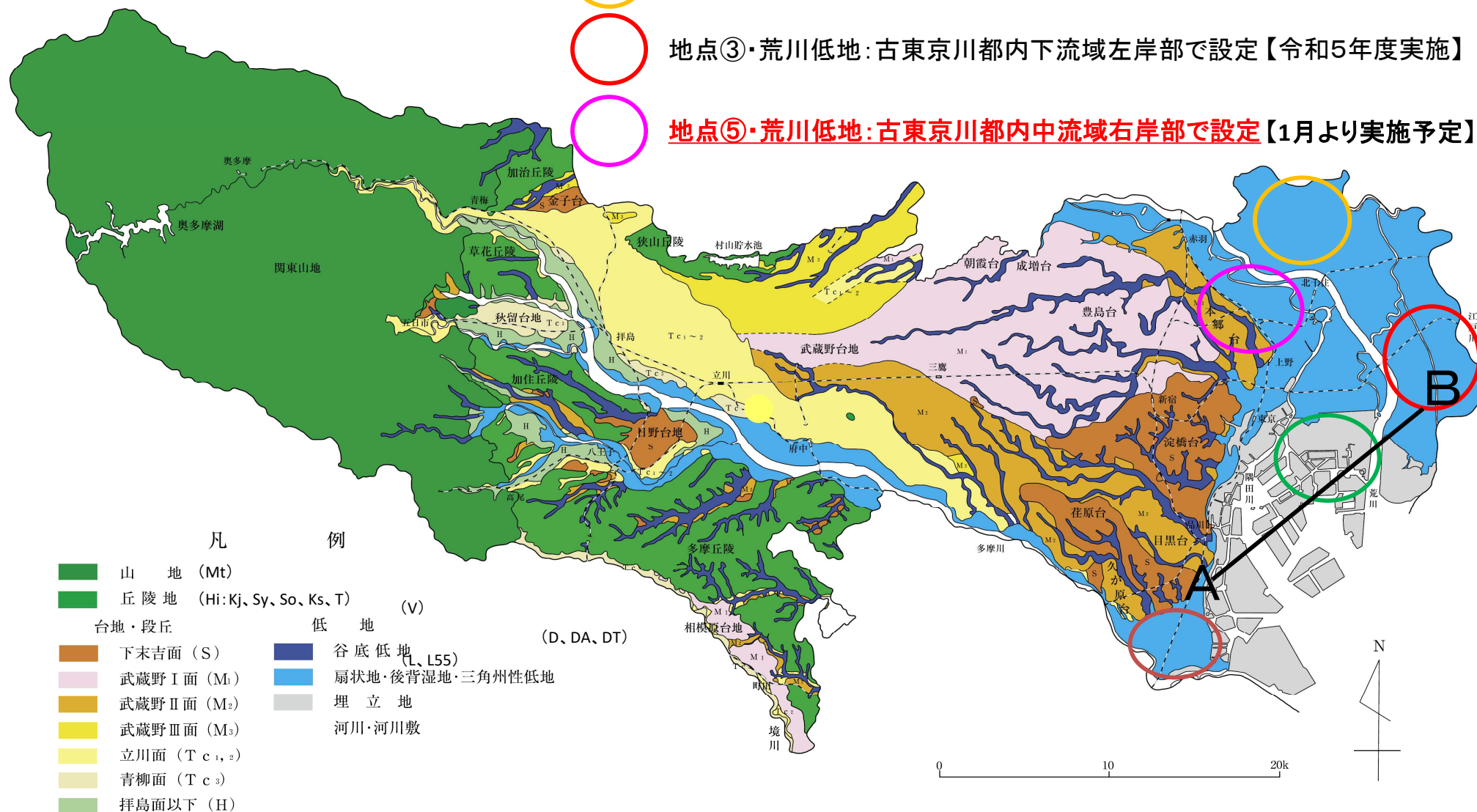
地点③・荒川低地:古東京川都内下流域左岸部で設定

【令和5年度実施】



地点⑤・荒川低地:古東京川都内中流域右岸部で設定

【1月より実施予定】



地点①・埋立地:古東京川都内下流域で設定

【令和4年度実施】

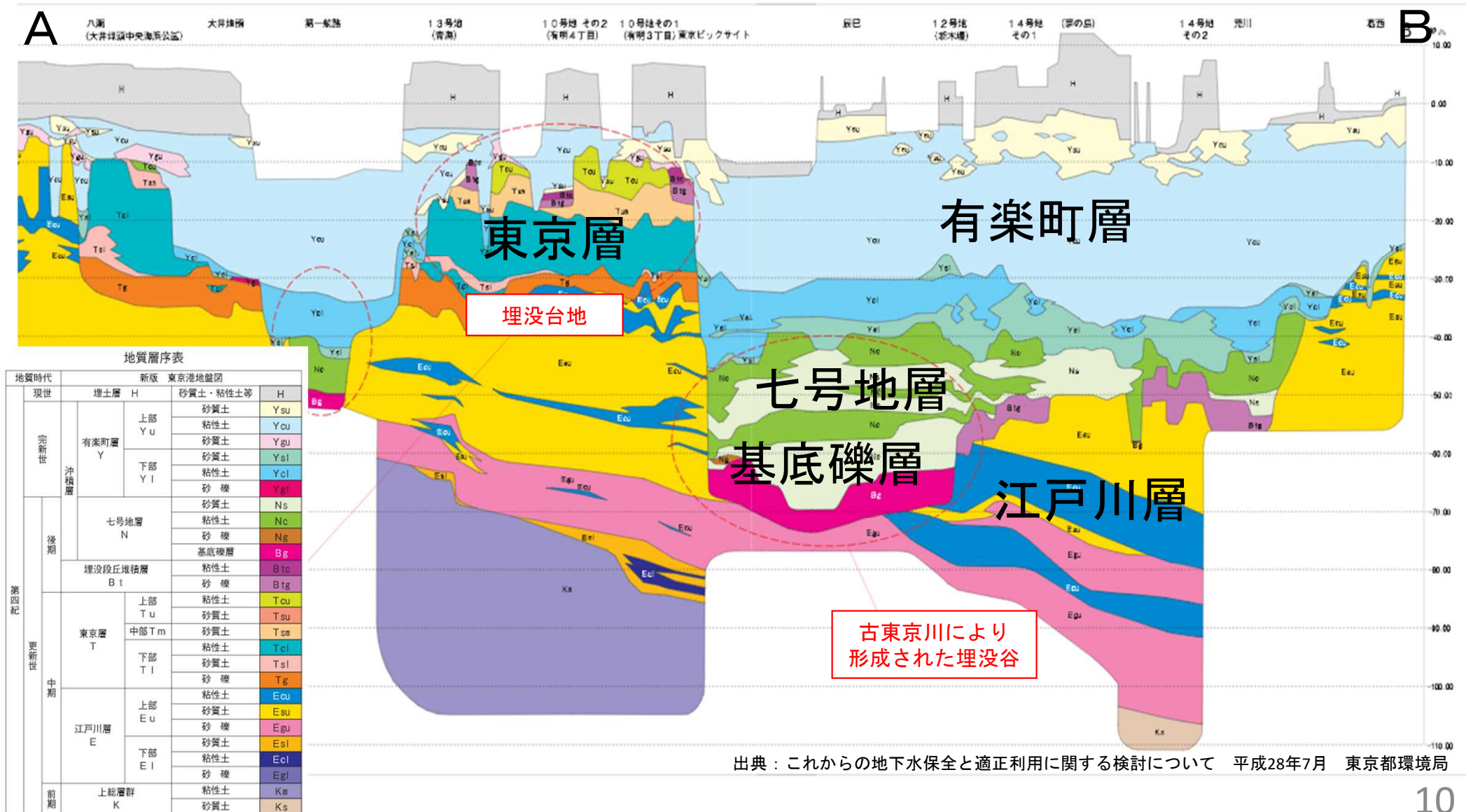


地点④・多摩川低地:多摩川下流域で設定

【令和6年度実施】

ターゲット地層（低地・埋立地）

- ・沖積層（有楽町層、七号地層、沖積基底礫層）、洪積層（江戸川層、東京層、下総層群等）
- ・人為等由来の汚染のおそれのない土地



【①・③】 令和6年度地下水の水質の測定

- ・令和4年度から令和6年度調査ボーリングを実施し観測井として仕上げた地点において、経年による地下水濃度変化の有無等を調査
- ⇒沖積層下部にスクリーンを設け、経年による変化があるか確認を行い、変化があった場合その要因を調査
- ・今年度実施の調査ボーリングにおいても同様に観測井として仕上げて実施予定

井戸仕様(一昨年度調査地点【地点①】)

- ・材質は直径2インチ(φ50mm相当)のポリ塩化ビニル管(PVC管)を使用し、有孔管(スクリーン)は、Btg層(TP-45.09m~TP-51.84m)に設置
- ・井戸管とボーリング掘削孔の間について、有孔管(スクリーン)の天端と下端はベントナイトペレットにて遮水を行い、有孔管(スクリーン)区間は珪砂等を充填

R5と仕様
変更なし

井戸仕様(昨年度調査地点【地点②、地点③】)

- ・有孔管(スクリーン)は、地点②Nag層(TP-48.65m~TP-55.65m)、地点③Sis層(TP-16.41m~TP-39.66m)に設置・それ以外の仕様は、地点①と同様

R5と仕様
変更なし

井戸仕様(今年度調査地点【地点④】)

- ・有孔管(スクリーン)は、地点④Tog層(TP-36.77m~TP-40.42m)に設置
- ・それ以外の仕様は、地点①と同様

R6新規

調査内容

- ・年5回(7月、9月、11月、1月、3月)実施(今年度調査ボーリング①地点は1月から調査)
- ・測定物質:鉛、砒素、ふっ素、ほう素、カドミウム
- ・電気伝導率、pH、水温の測定、色相、臭気、酸化還元電位、塩化物イオン、臭化物イオン、も測定
- ・自記水位計及び大気圧計を回収し、そのデータを整理

R5と仕様
変更なし

⇒測定結果の一部を参考資料に掲載

【②・④】 令和6年度調査ボーリング仕様

今年度は多摩川低地(地点④)、荒川低地(地点⑤)にてボーリング調査を実施

① 土壌分析

- ・調査物質は鉛、砒素、ふっ素、ほう素、カドミウムとし、分析は環境科学研究所が実施
- ・土壌試料は、**1mごとにガスバリア性の袋に保管**(公定法用、酸化を抑えた試験用)
- ・水封試料についても、**5mごと若しくは地層の変わり目ごとに作製**(酸化を抑えた試験用)

R5と一部仕様変更

② 地下水測定

- ・現場透水試験時に電気伝導率、pH、水温の測定、色相、臭気、酸化還元電位、塩化物イオン、臭化物イオン、全有機体炭素を測定するとともに地下水の採取
- ・堀上がり後、地下水観測井戸を設置(沖積層下部の砂礫層(帯水層)にスクリーン)
測定物質:鉛、砒素、ふっ素、ほう素

R5と仕様変更なし

③ 現場透水試験

- ・土質毎(おおよそ5mピッチ)に実施
実施手順は、JGS1314:単孔を利用した透水試験方法に従う
砂層、礫層においては、回復法により試験を原則とし、粘土層等回復が遅い場合は注水法を実施

R5と仕様変更なし

④ 地下水位・電気伝導率測定

- ・地下水位計(水圧式水位/電気伝導率計)を1基設置し、水位と電気伝導率を測定

R5と仕様変更なし

【②・④】現場における作業手順（令和6年度実施分）

土壌試料の一部を水封及びガスバリア性の袋で保管する目的

- ・土壌溶出量調査において、通常の土壌分析方法（46号試験）では、分析試料の前処理で風乾させる段階が含まれることから、長期間空気に触れることで土壌が酸化されてしまい、砒素等の溶出特性に影響を与えている可能性がある

⇒できる限り原位置に近い状態（還元状態）における溶出量を調査するため、下記2種類の条件で試料を採取

①ガスバリア試料作成手順

- ・サンプリング対象となる深度範囲内の土壌を試料を乱さずに300g強採取する
- ・ガスバリア袋に全量入れ、吸引・熱溶着による密封処理を行い、冷暗所に保管する

②水封試料

- ・土質試料から3種の重量（10g、20g、40g）の土壌をポリ瓶（250ml）に採取し、200mlの脱気水を入れる
- ・脱気水（溶存酸素を取り除いた純水）については、約2時間の窒素ガスによる脱気により作製
- ・水封試料の作成の際には、容器重量（g）、容器重量＋採取土壌重量（g）、容器重量＋土壌試料＋水（g）の3種類の重量を記録



脱気水は窒素バブリング（窒素置換による脱酸素）により作成
（DO値：約1.8）

⇒室内試験値と比較しても十分な脱気が出来ていることを確認
（参考：1Lの水に対して窒素を20～30分窒素曝気した際のDO値は2.5～3.5）



有楽町層コア

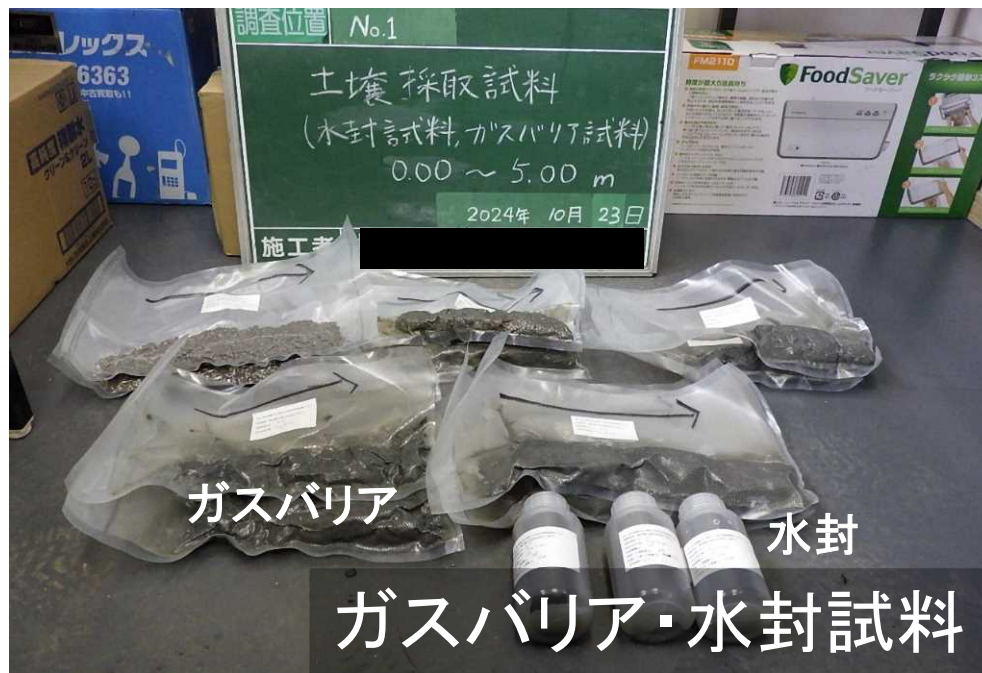
【⑤】 試料採取から分析までの流れ

水封試料の例



⇒公定法との試料採取から溶出試験における操作上の相違点の詳細や分析結果の一部は、参考資料に提示

【②・④】 令和5年度ボーリング実施状況（その1）



【⑥】凝灰質粘土の分布範囲調査

凝灰質粘土の上部には宙水が存在する場合があります、調査や対策時に配慮が必要

調査内容

- ・東京地盤GIS(東京都建設局)に収録されている、ボーリング柱状図(PDF)及び座標や土質データ等のXMLファイルをダウンロードし、当該情報を一覧表として整理
- ・収集したボーリングデータをもとに二次元及び三次元の分布範囲図を作成
- ・令和6年度は中野区、文京区、新宿区、渋谷区、世田谷区の台地を対象(令和5年度は北区等5区)



東京都建設局東京地盤GISより 板橋・練馬付近柱状図位置図

一覧表として整理する事項

- ・ボーリングNo.
- ・所在地(区町丁目でソートを可能とする)
- ・凝灰質粘土の有無(GL-10m以内)
- ・凝灰質粘土の上端高さ(標高、地盤高)
- ・凝灰質粘土の厚さ

※PDF及びXMLファイルには、所在地情報は付与されていない(座標のみ)

図面

平面図: 凝灰質粘土の分布の有無
立体図: 地層の繋がりや深さを確認

- ✓ 所在地毎に整理することにより、調査や対策の計画時に容易に参照することが可能
- ✓ 可視化することにより、調査や対策等に係る合意形成が図りやすくなる

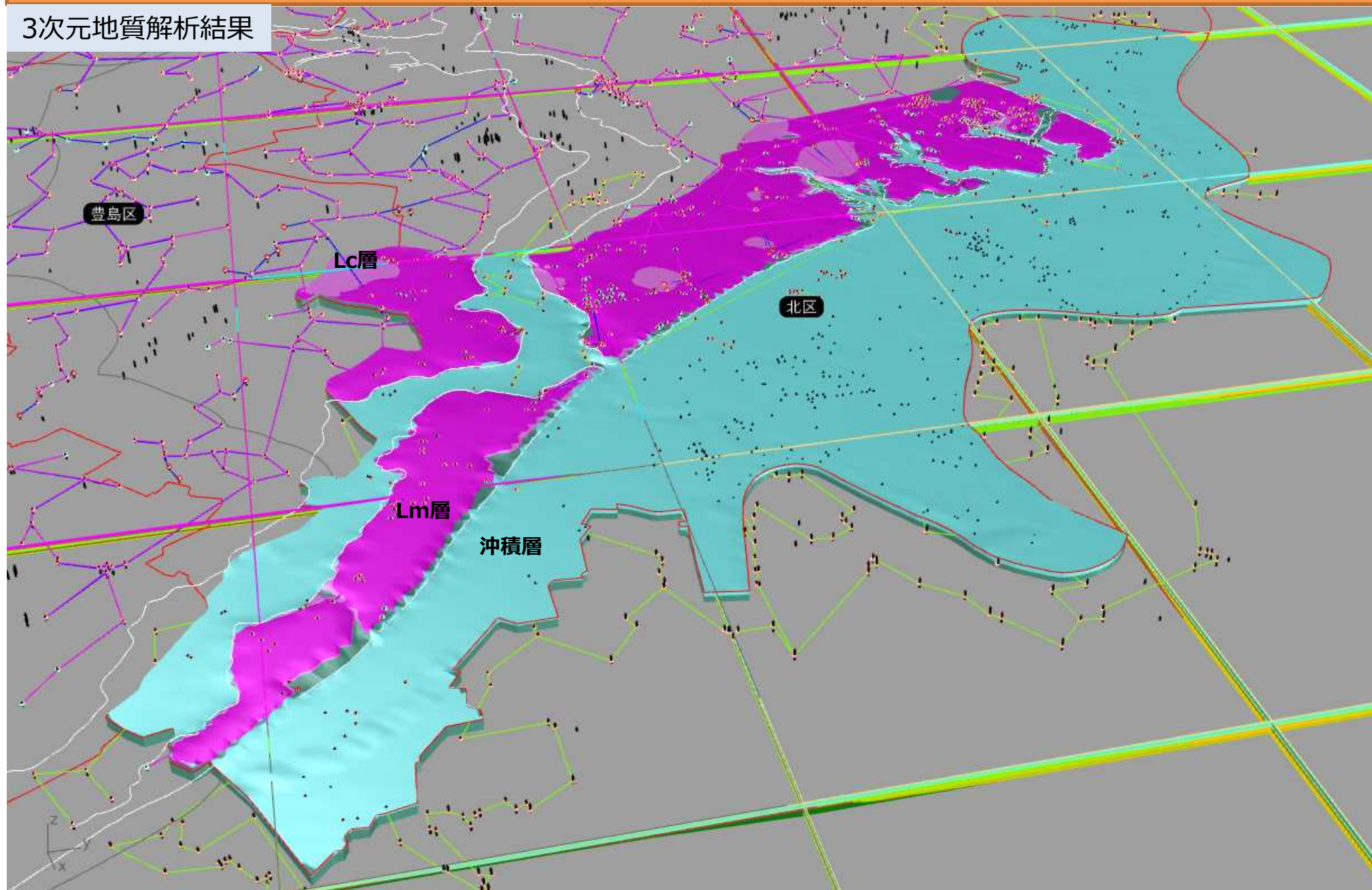
【⑥】ボーリングデータ一覧表

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
XML	No	x	y	z	Dep	Bor	LmL	Lm	Lc	層厚	区	丁目	特記
BED00003664	3664	-11279.1	-24453.9	19.19	32.12	LmLc	1	15.19	14.39	0.8	北区	桐ヶ丘二丁目	null
BED00003665	3665	-11281.8	-24392	19.13	31.25	LmLc	1	15.43	14.63	0.8	北区	桐ヶ丘二丁目	null
BED00003666	3666	-11256.9	-24360.9	19.07	30.27	LmLc	1	14.57	13.87	0.7	北区	桐ヶ丘二丁目	null
BED00003667	3667	-11195.9	-24365.3	17.15	31.45	荒川低地	4	null	null	null	北区	桐ヶ丘二丁目	null
BED00003672	3672	-11199.5	-24246.9	19.6	34	LmLc	1	16.1	15.25	0.85	北区	桐ヶ丘二丁目	null
BED00003673	3673	-11199.5	-24246.9	19.6	41.41	LmLc	1	16.1	15.25	0.85	北区	桐ヶ丘二丁目	null
BED00003674	3674	-11274.9	-24246.8	19.66	46.38	LmLc	1	15.86	14.76	1.1	北区	桐ヶ丘二丁目	null
BED00003675	3675	-11224.6	-24216.1	21.2	43.31	LmLc	1	15.4	15.05	0.35	北区	桐ヶ丘二丁目	null
BED00003676	3676	-11224.6	-24185.3	21.83	46.35	不明	4	null	null	null	北区	桐ヶ丘二丁目	null
BED00003677	3677	-11224.6	-24185.3	21.83	34	不明	4	null	null	null	北区	桐ヶ丘二丁目	null
BED00003678	3678	-11224.5	-24123.6	21.6	45.3	LmLc	1	15.8	14.9	0.9	北区	桐ヶ丘二丁目	null
BED00003679	3679	-10496.2	-24093.7	8.91	20.43	荒川低地	4	null	null	null	北区	赤羽台四丁目	null
BED00003680	3680	-10471.1	-24093.7	8.98	20.39	荒川低地	4	null	null	null	北区	赤羽台四丁目	null
BED00003681	3681	-11174.7	-24493.5	19.04	43.44	LmLc	1	15.44	14.24	1.2	北区	桐ヶ丘一丁目	null
BED00003682	3682	-11224.9	-24493.5	19.43	40.45	LmLc	1	15.53	14.73	0.8	北区	桐ヶ丘一丁目	null
BED00003683	3683	-10597.1	-24463.4	19.98	45	Lm	2	14.18	null	null	北区	赤羽台一丁目	null
BED00003684	3684	-10596.8	-24216.9	7.3	13.45	荒川低地	4	null	null	null	北区	赤羽台三丁目	null
BED00003685	3685	-10521.4	-24186.1	5.5	2.5	荒川低地	4	null	null	null	北区	赤羽台三丁目	null
BED00003686	3686	-11225.1	-24585.9	23.29	42.28	不明	4	null	null	null	北区	桐ヶ丘一丁目	null
BED00003687	3687	-11225.1	-24585.9	23.31	38.5	不明	4	null	null	null	北区	桐ヶ丘一丁目	null
BED00003695	3695	-11341.5	-24536.1	21	45.2	LmLc	1	16.5	15.5	1	北区	桐ヶ丘一丁目	null
BED00003704	3704	-11416.7	-24412.8	19	12.9	不明	4	null	null	null	北区	赤羽北三丁目	null

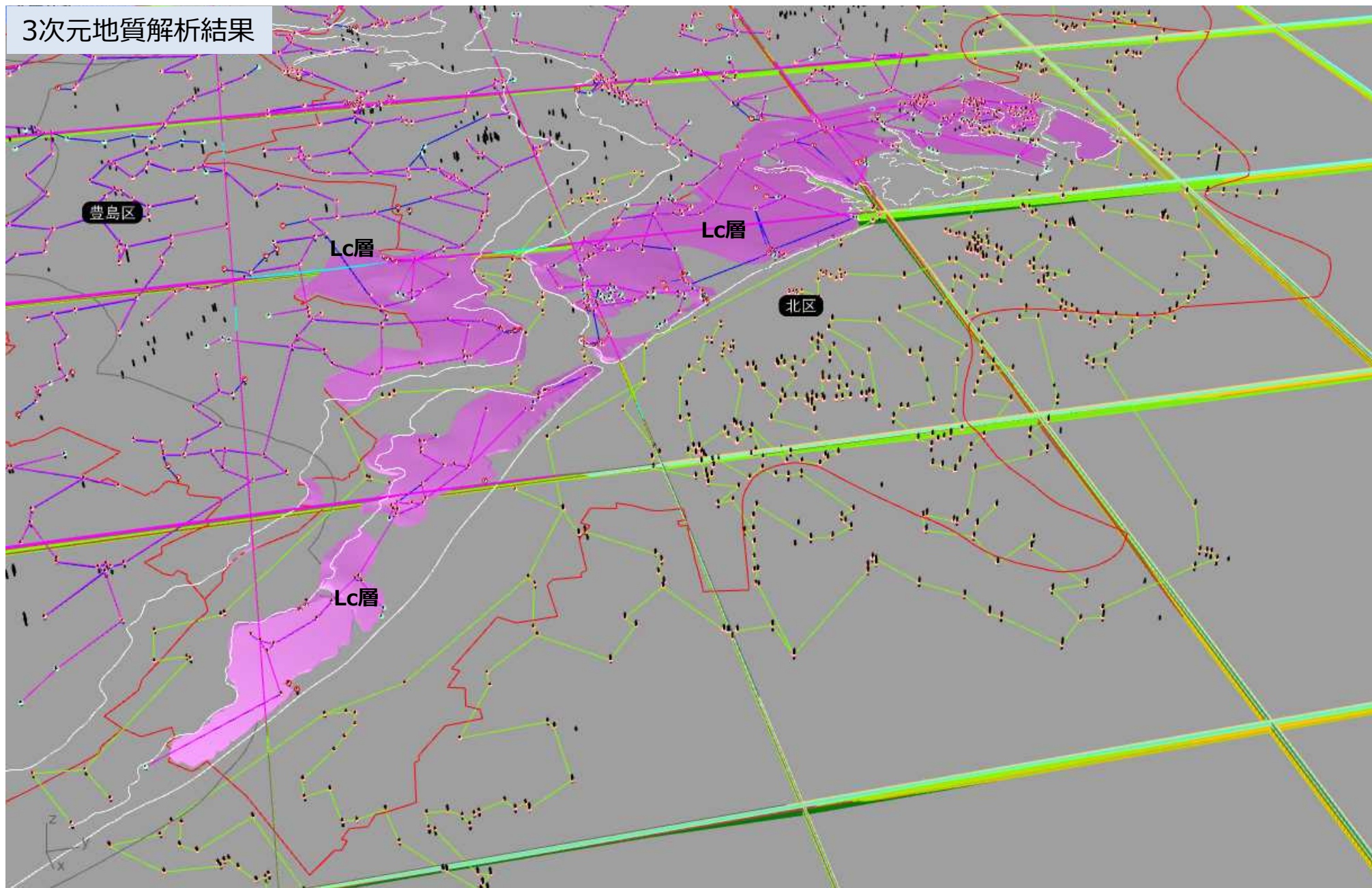
①:XML ファイル名、②:ボーリング番号、③:x 座標、④:y 座標、⑤:z 座標(地盤標高TPm)、⑥:ボーリング深度m、⑦:分類結果、⑧:凝灰質粘土層の層厚計算用フラグ、⑨:ローム層下端深度TPm、⑩:凝灰質粘土層下端深度TPm、⑪:層厚、⑫:区名、⑬:町丁目、⑭:不明の理由が類推できた場合に記載(記載事項が無い場合は、null)

【⑥】(3次元マップ例・北区) 沖積層・Lm層・Lc層の推定分布

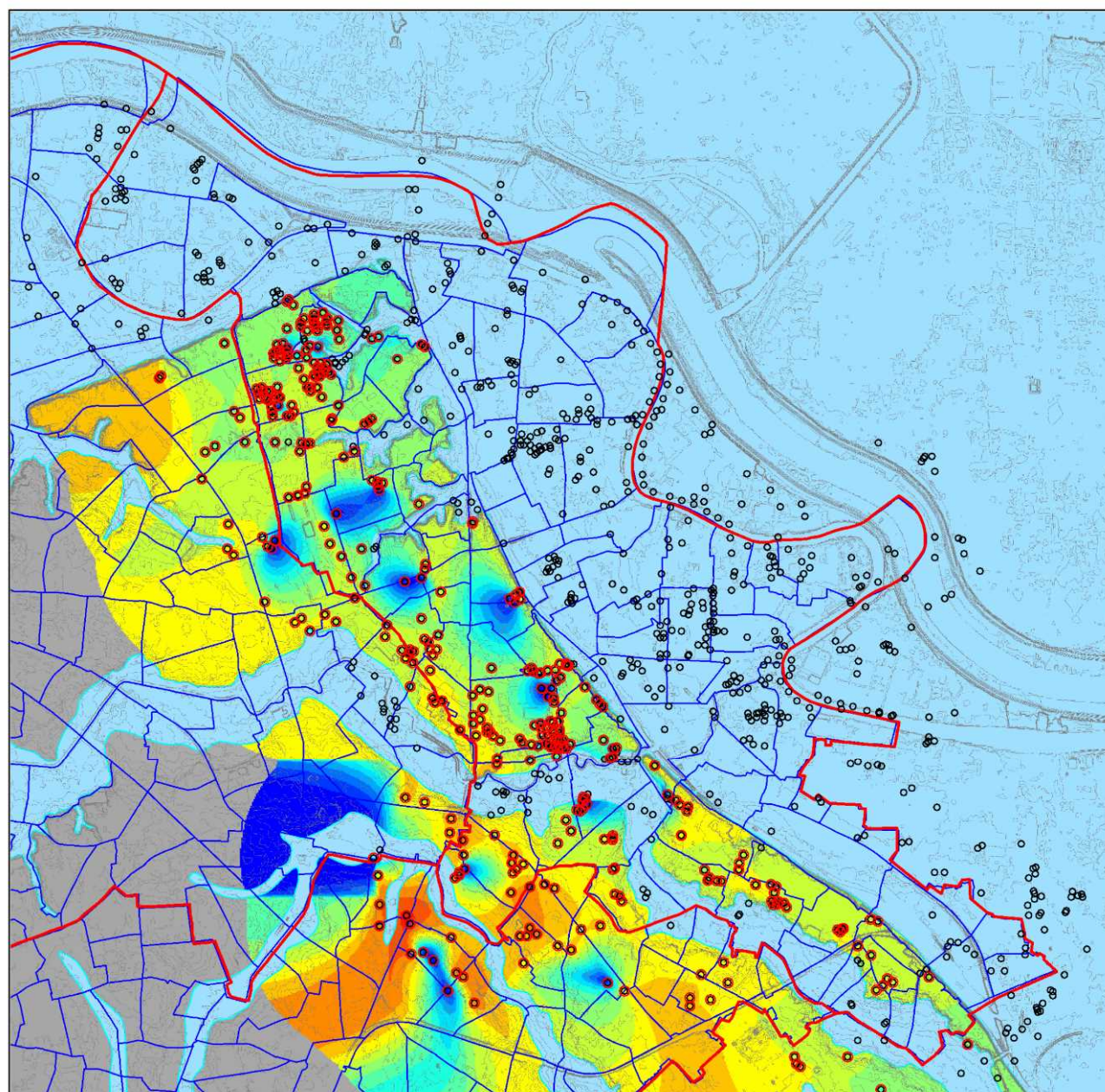
3次元地質解析結果



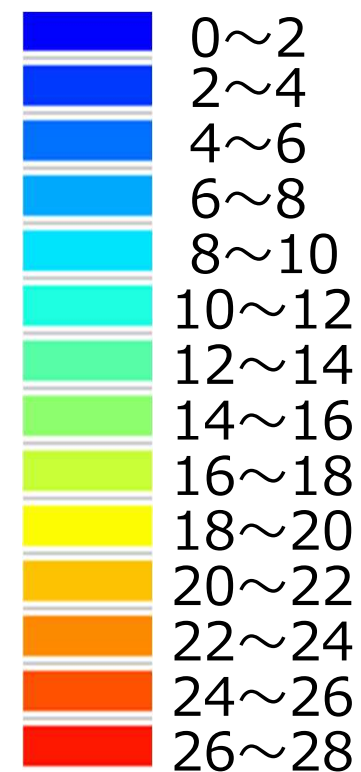
【⑥】 (3次元マップ例・北区) Lc層の推定分布



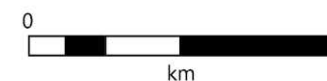
【⑥】(2次元マップ例・北区) Lc層到達深度



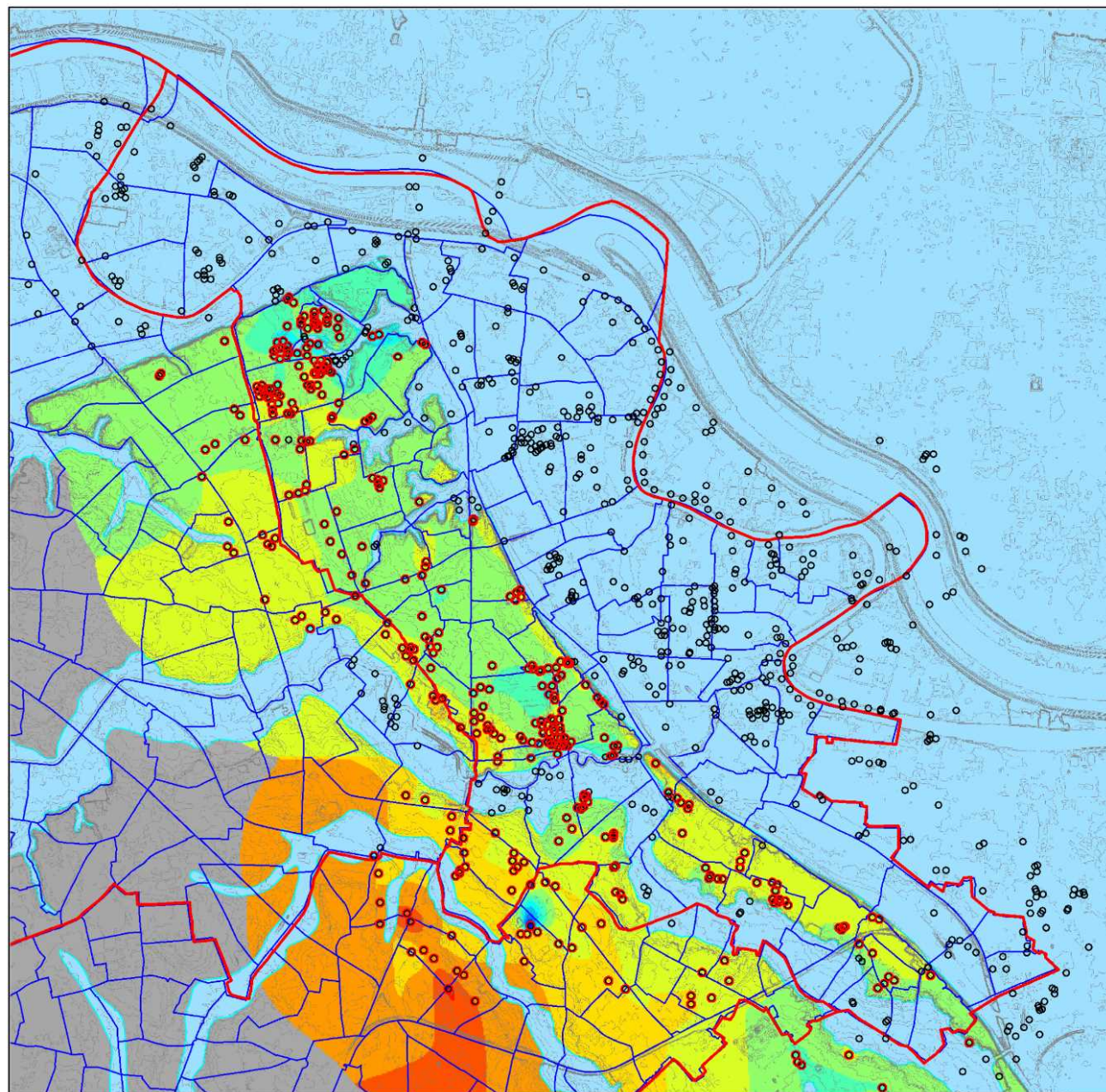
Lc層 上端深度(GL-m)



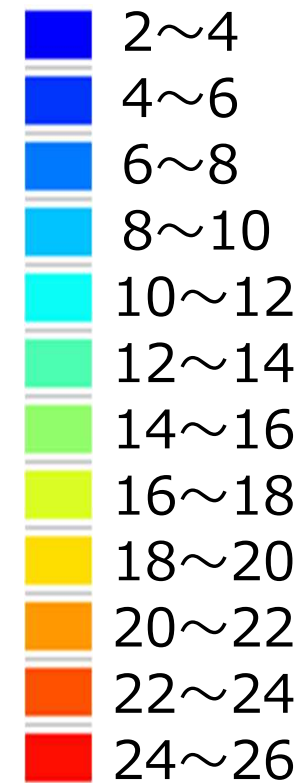
対象区



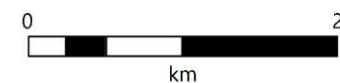
【⑥】(2次元マップ例・北区) Lc層下端深度



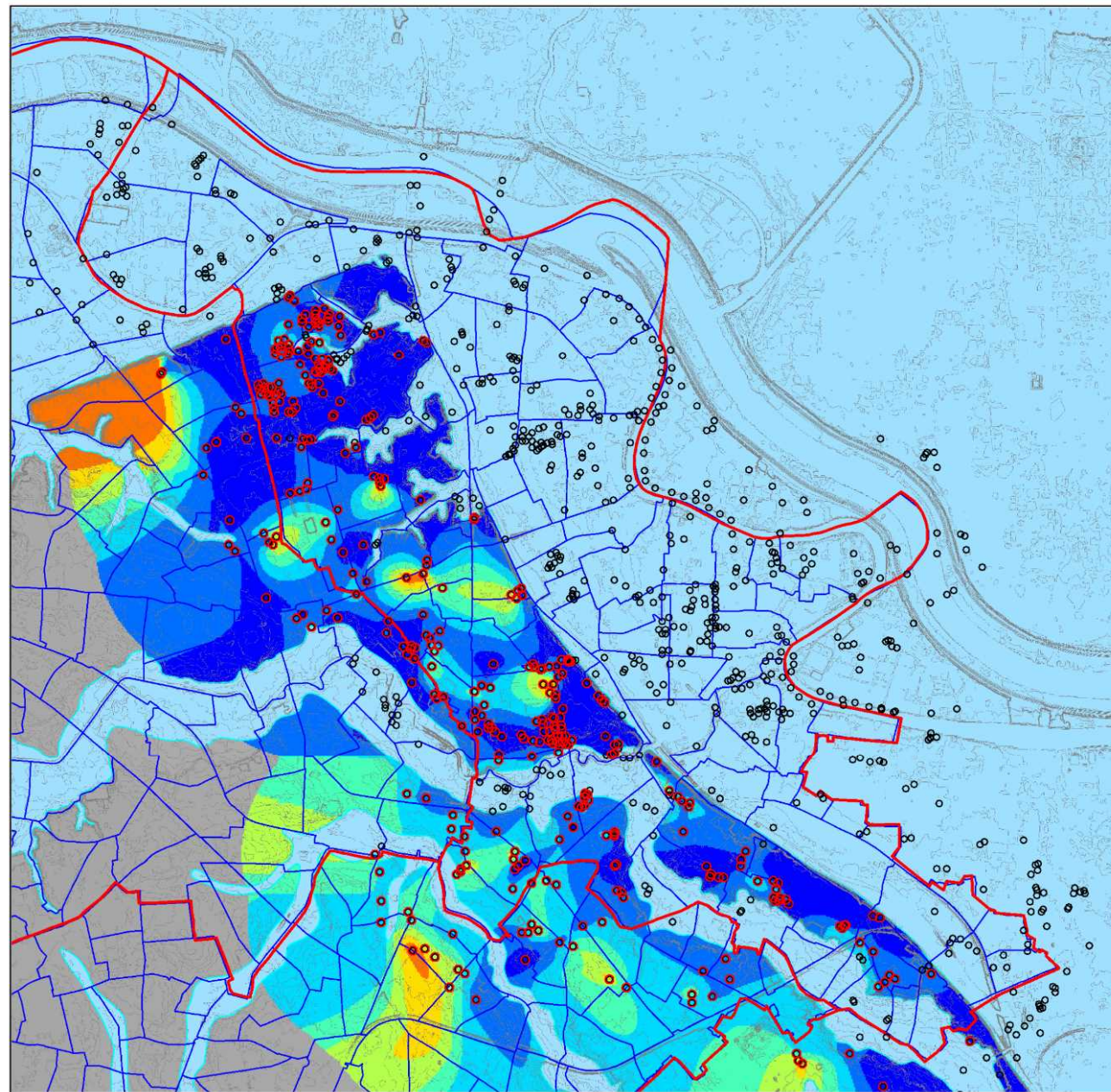
Lc層 下端深度(GL-m)



対象区



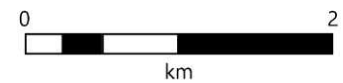
【⑥】（北区）Lc層層厚



Lc層 層厚(m)



対象区



3. 今後の予定

令和7年度の予定

①届出データの整理

- ・令和6年度のデータを整理

②地下水の水質の測定

- ・これまで設けた井戸にて、引き続き地下水の水位や水質等を測定

③データ比較

- ・令和6年度までのボーリング結果を比較し、相関の有無等を確認

④調査対策案の提案

- ・①～③＋法、条例の検討状況を踏まえて、調査対策案について素案を作成

⑤調査ボーリング

- ・引き続き場所を変え、2か所程度で調査ボーリングを実施予定

⑥凝灰質粘土の分布範囲

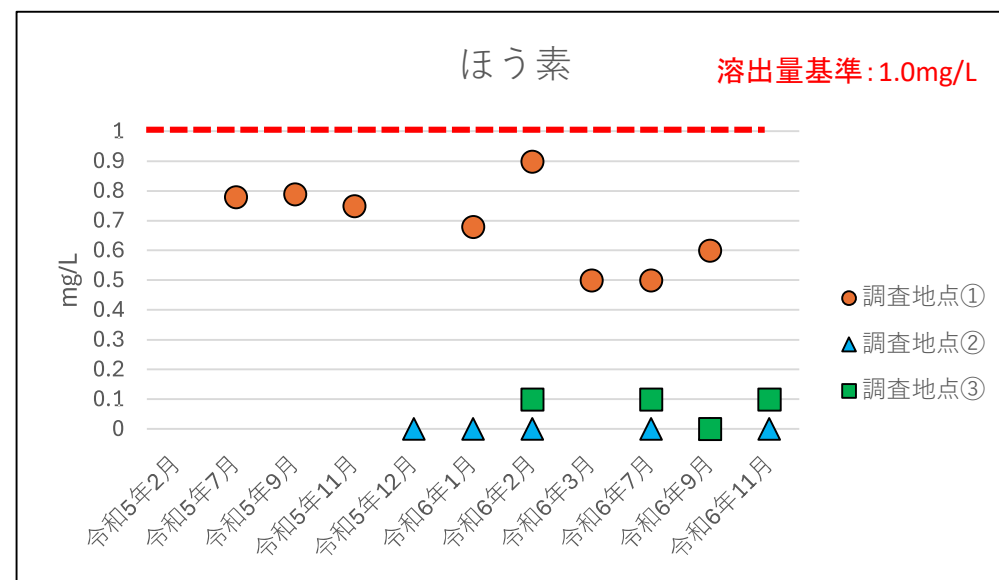
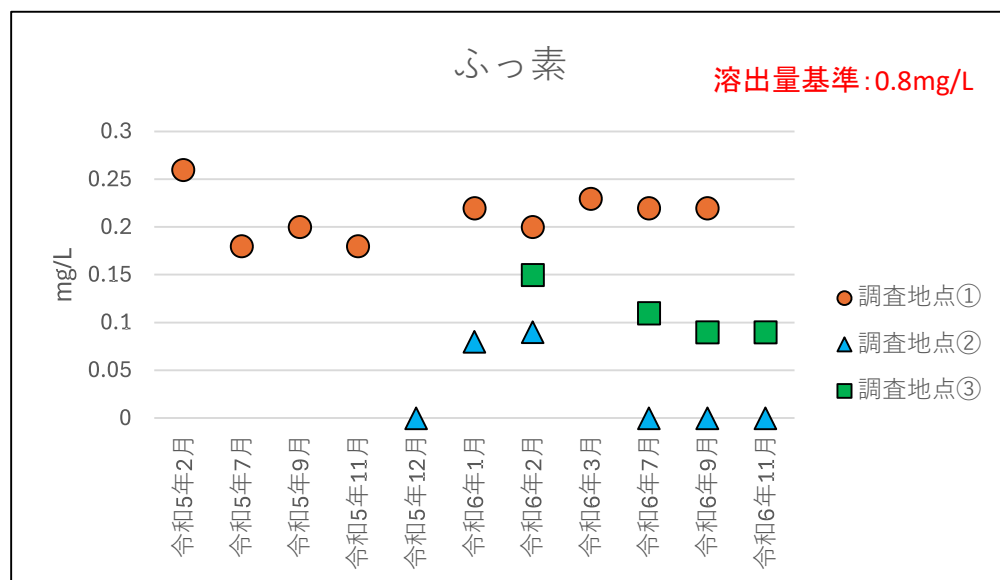
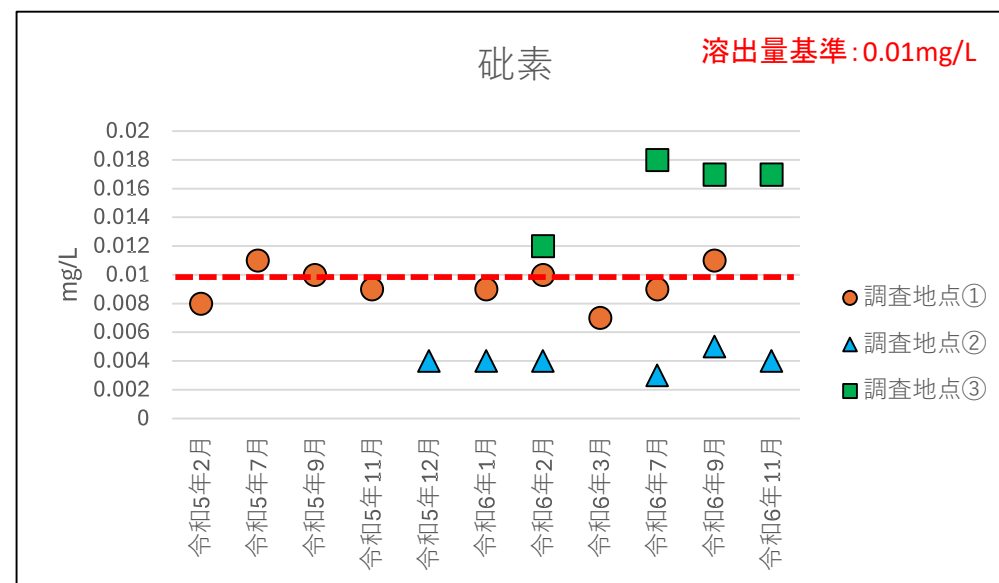
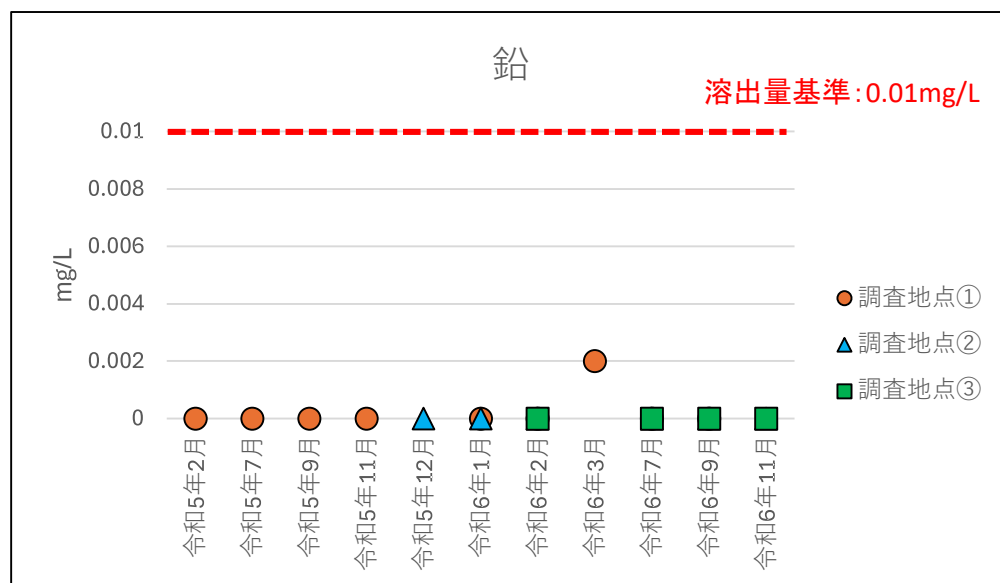
- ・対象区市を拡大し、一覧表及び図面を作成、順次オープンデータ化予定

⑦地下水マニュアル作成

- ・調査実績を地形・地質の項に加筆、事例集の拡充

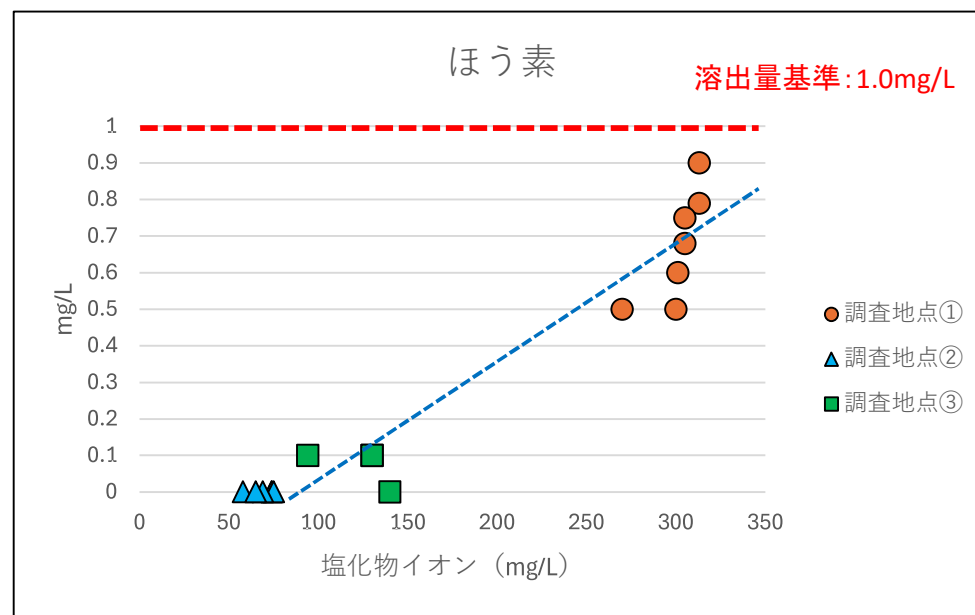
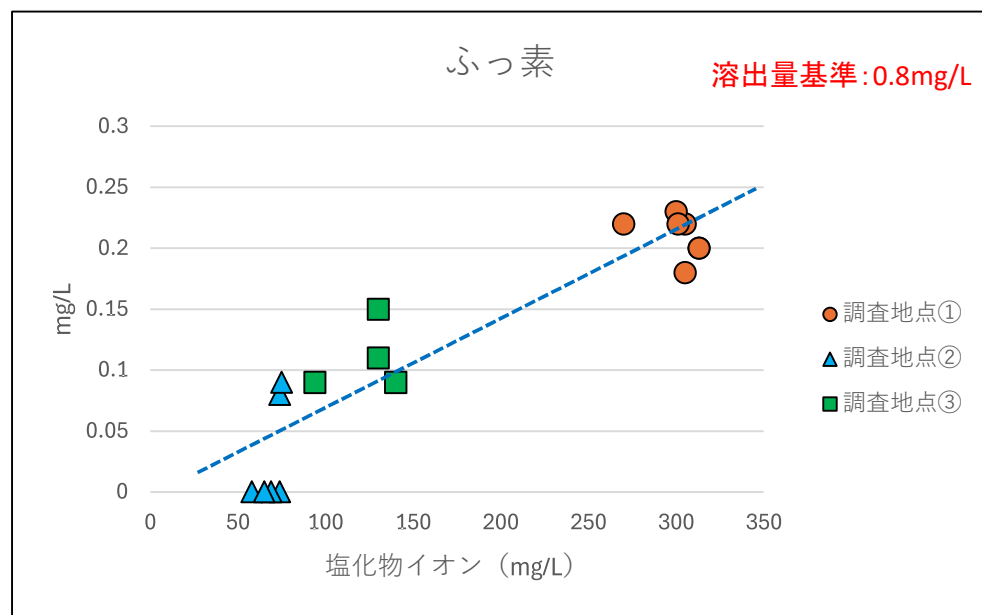
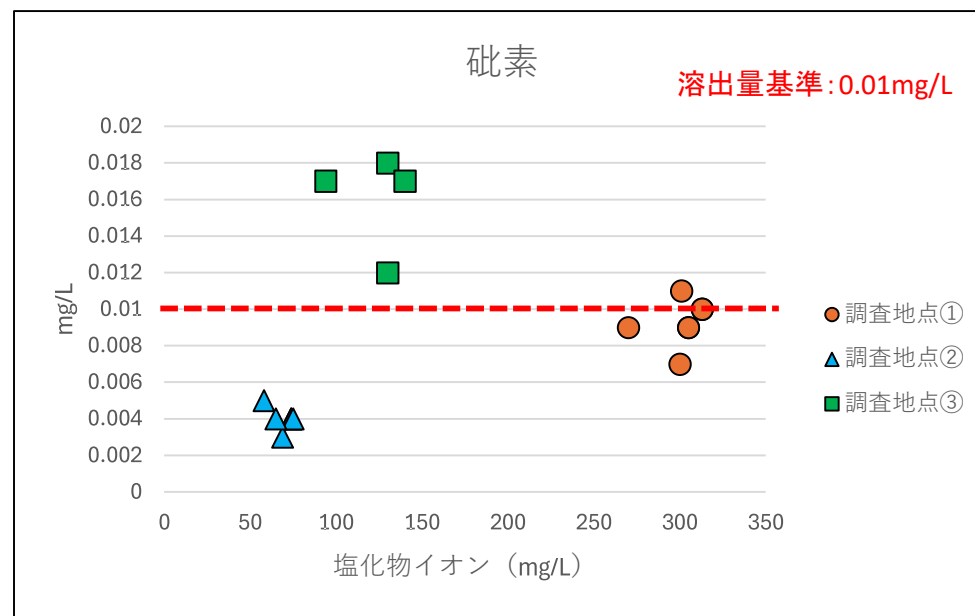
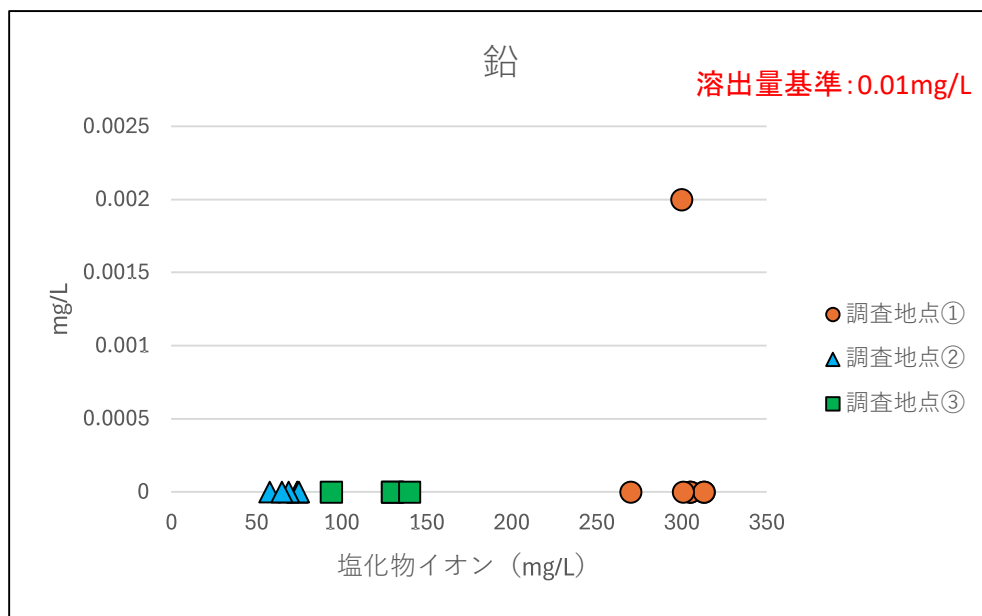
4. 參考資料

【①・③】 各物質の地下水濃度トレンド



同じ沖積層下部の帯水層であっても場所により傾向が異なる

【①・③】 各物質の地下水濃度と塩化物イオンの相関

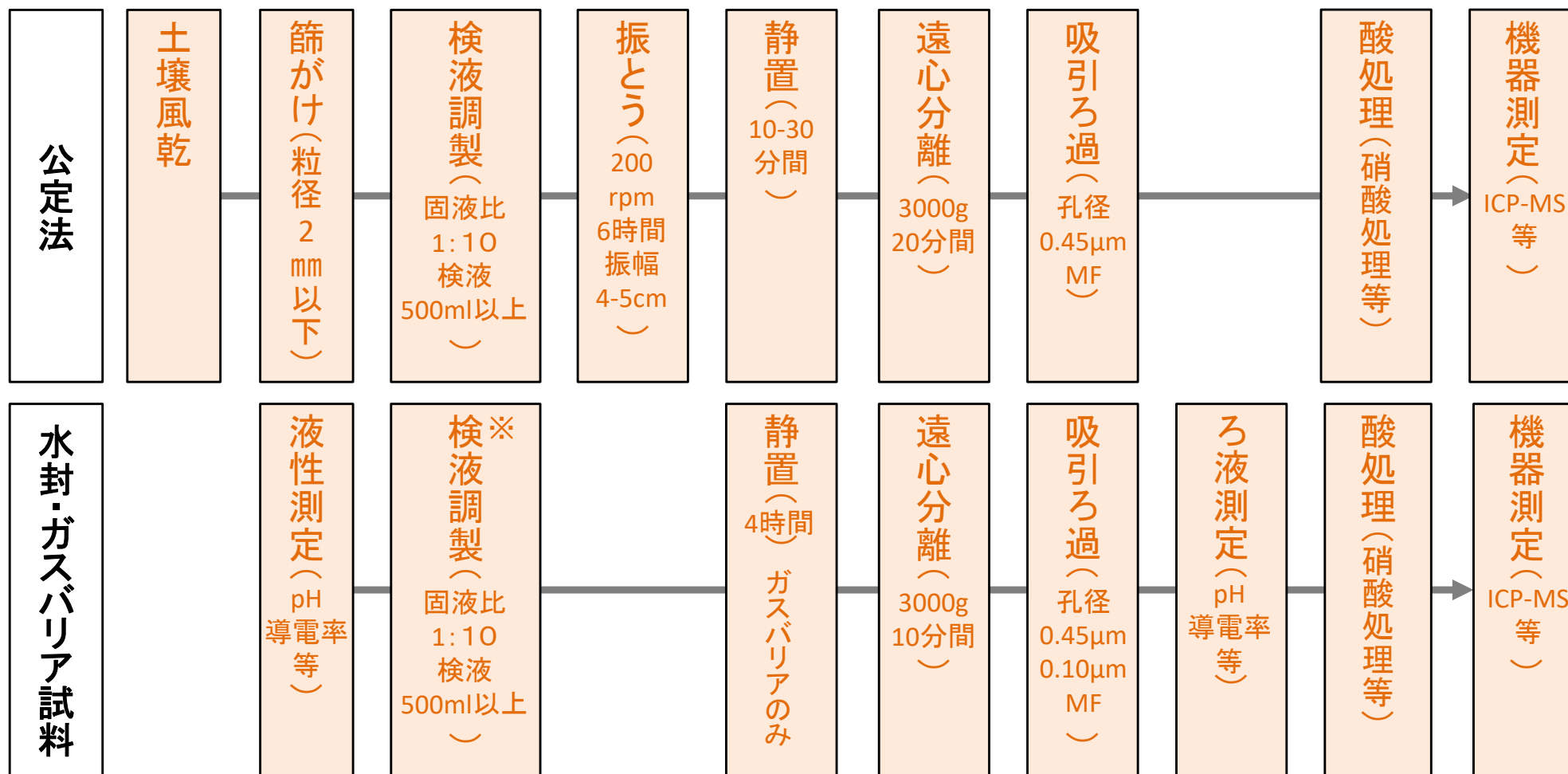


ふっ素、ほう素については、塩化物イオン濃度と正の相関がみられる⇒海水の影響?

【⑤】 公定法との試料採取から溶出試験における操作上の相違点①

46号試験付表カテゴリー①

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、セレン

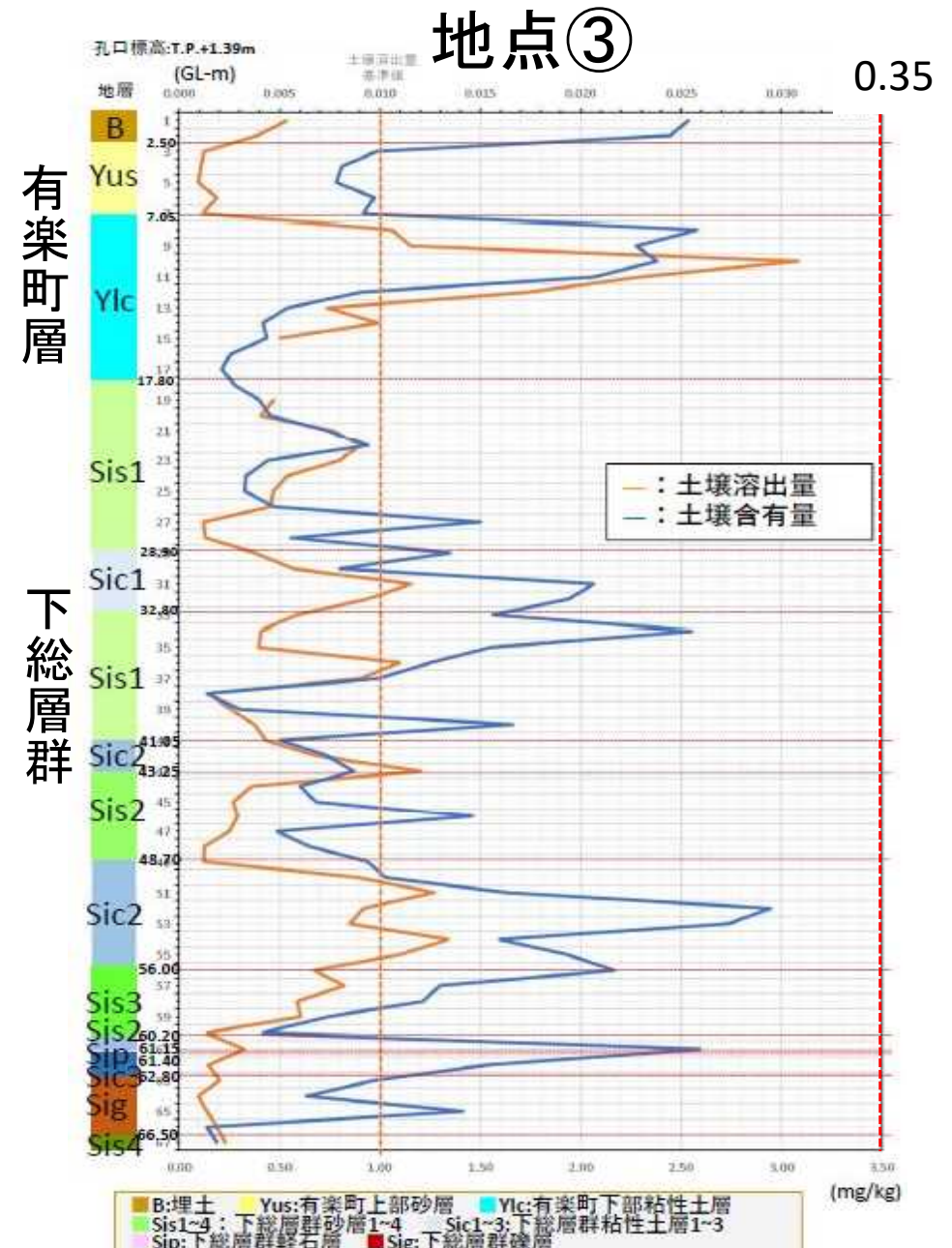
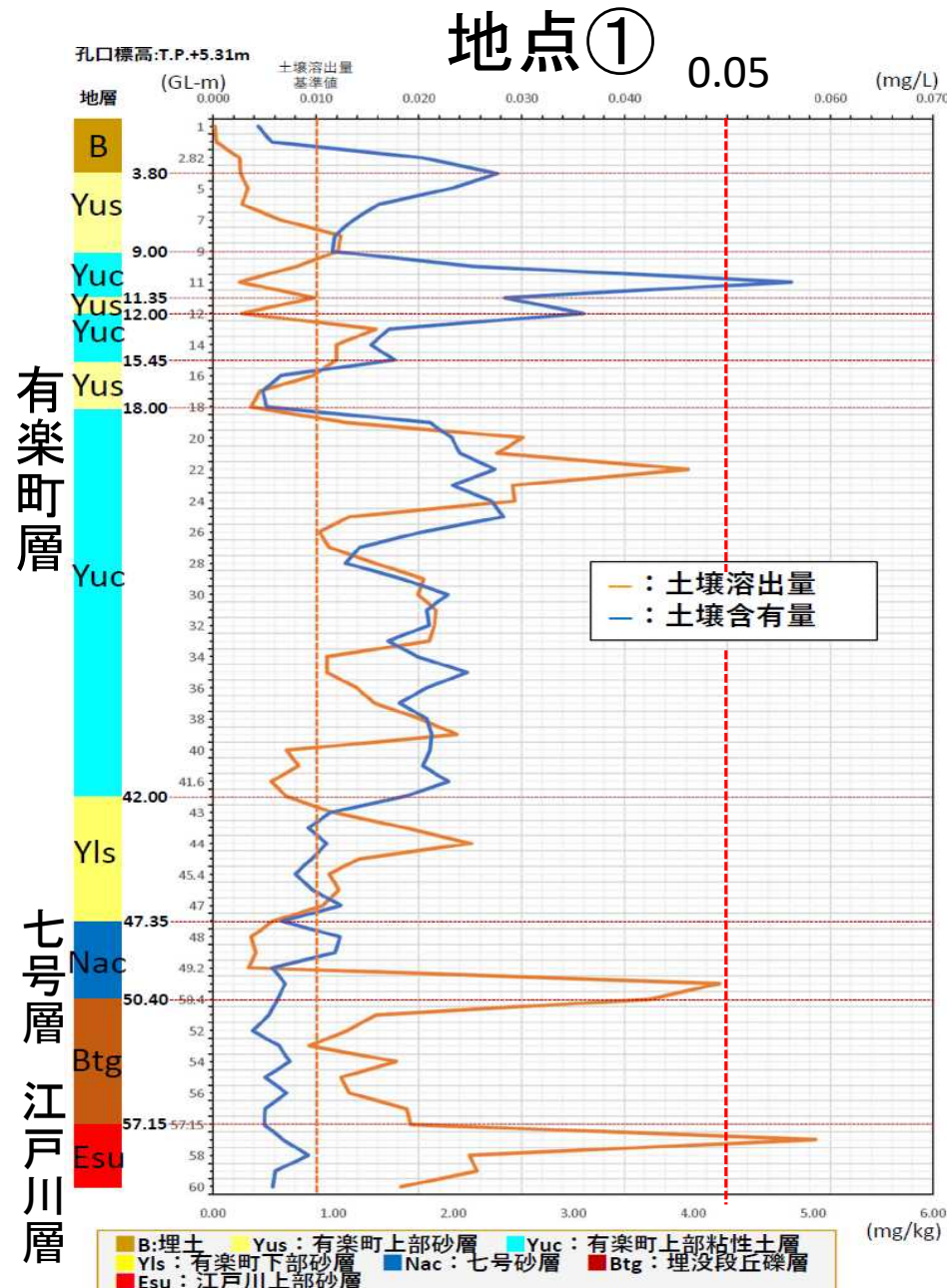


※検液調製: 水封試料は湿潤試料のまま、ガスバリア試料は液固比10(事前に含水率を測定し、正確に液固比10に調整した試料と事前に含水補正を実施せず、試験後に計算で液固比10に補正する場合の2系統で試験を行う)で試験(純水は、窒素パージした脱気水)

【⑤】 公定法との試料採取から溶出試験における操作上の相違点②

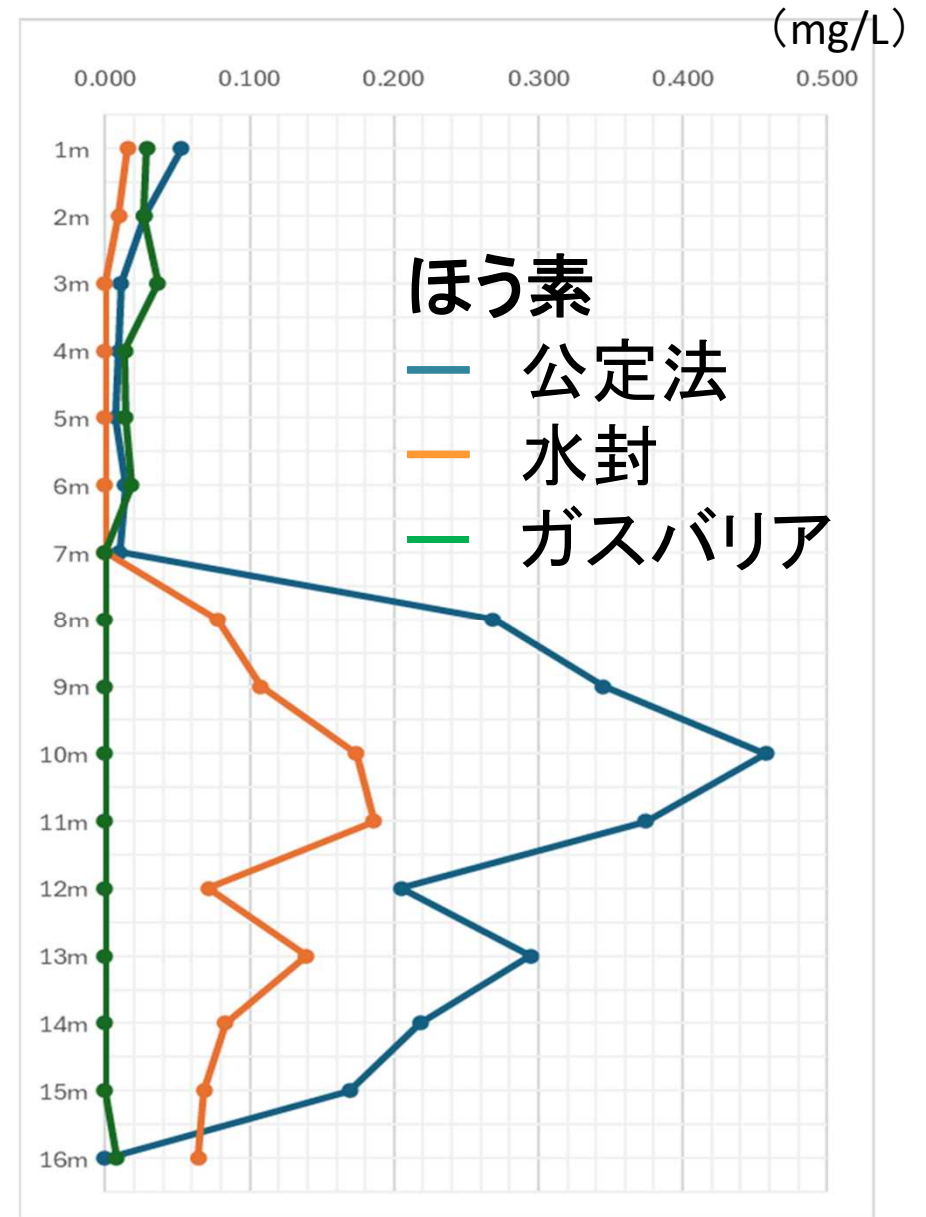
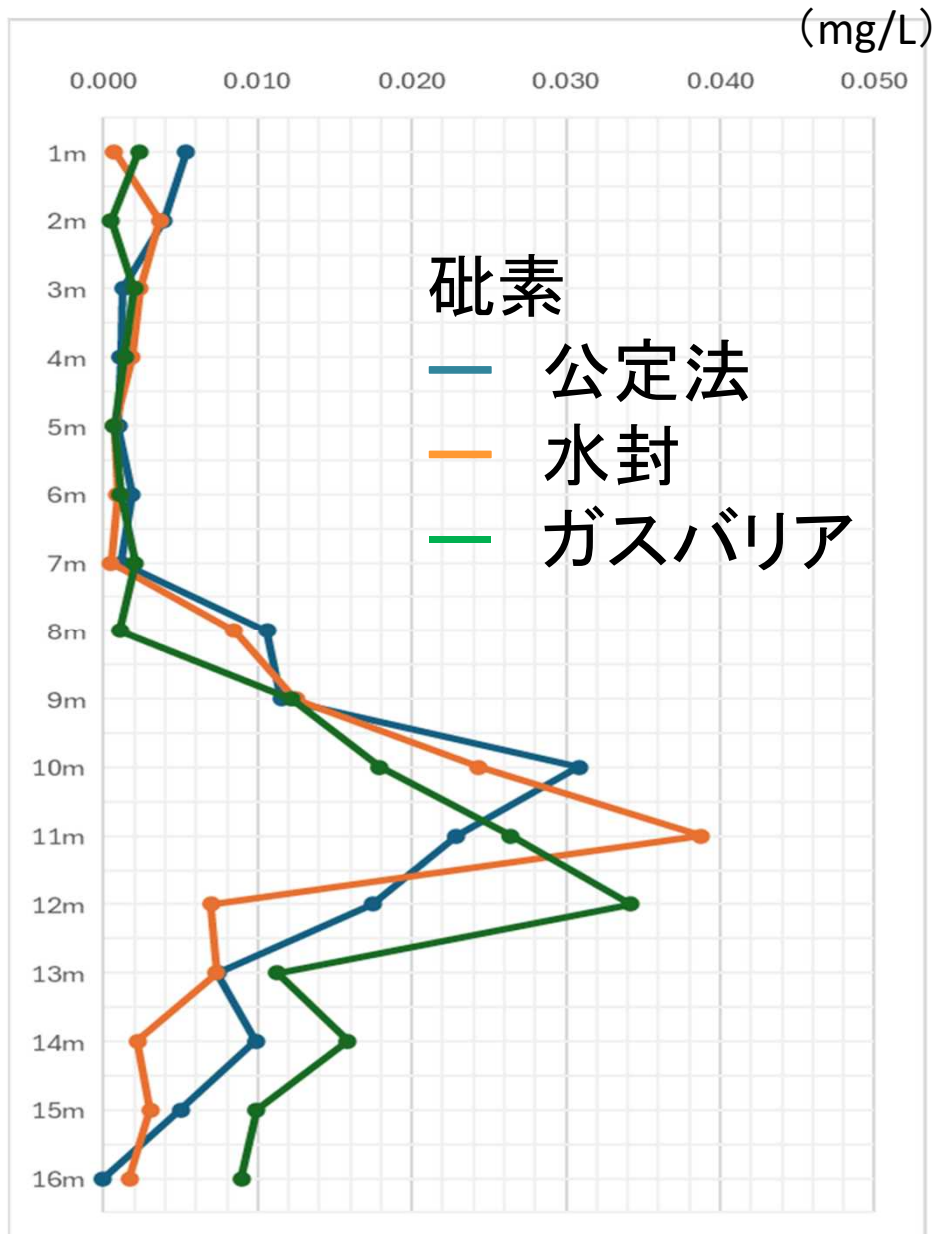
- 公定法では、溶出試験に用いる純水の脱気操作は行わない
- 公定法では、ろ過前に試料溶液の液性(酸化還元電位、pH等)の測定は行わない
(ろ過後についても液性の測定は義務付けられておらず、特に必要なければ測定しない)
- 水封・ガスバリア試料では、公定法で実施する土壌試料の風乾・分粒(2mm目篩い)、縮分操作(四分法等)を行わず、湿潤試料のまま均一化処理等の手を加えず試験
- ガスバリア試料では、液固比10に調整した試料を4時間程度つけ置きするが、これは輸送時間等がかかる水封試料の条件と合わせるためである
- 水封・ガスバリア試料では、公定法で実施する機械振とう操作を行わない
(手振りで軽く塊があればほぐす程度)
- 遠心分離の時間が公定法の半分(公定法20分、水封・ガスバリア10分)
当初、遠心分離は行わない予定であったが、分析上ある程度遠心分離しなければ不都合が生じたので10分程度実施
(遠心しないとろ過の時にフィルターが目詰まりが酷かったため)
- ✓ なお、今回の試験では、孔径0.45 μ m-MF(メンブレンフィルター)のろ液の一部を孔径0.10 μ m-MFで再ろ過したが、この操作は公定法では行っていない
(微細な土壌コロイドに吸着した鉛やヒ素がどの程度溶出試験の検液に移行し、試験値に影響しているのか把握するために実施)

【⑤】ボーリング調査結果(公定法・砒素)



粘性土層で高い傾向にあり、有楽町層では基準値の5倍以内

【⑤】公定法・水封・ガスバリア比較



当該結果と試験手順等を考察し、更なる検討を進めていく

【⑤】水封試料 液固比別溶出濃度

地点②

深度 (m)	含水率 (%)	土壌量 (g)	液固比	F			B			As			Pb		
				0.45μm	0.10μm	(0.10/0.45) *100 (%)	0.45μm	0.10μm	(0.10/0.45) *100 (%)	0.45μm	0.10μm	(0.10/0.45) *100 (%)	0.45μm	0.10μm	(0.10/0.45) *100 (%)
7m	29.3	10g	20	-	0.25	-	0.040	0.042	104	0.0011	0.0011	99	0.00034	0.00034	99
		20g	10	-	0.18	-	0.054	0.056	105	0.0013	0.0013	97	0.00054	0.00047	88
		40g	5	-	0.21	-	0.070	0.071	101	0.0013	0.0013	99	0.00054	0.00020	38
17 m	36.0	10g	20	-	0.14	-	0.011	0.012	103	0.0075	0.0077	103	0.00093	0.00030	32
		20g	10	-	0.12	-	0.019	0.019	100	0.014	0.014	98	0.0015	0.00017	11
		40g	5	-	0.068	-	0.024	0.024	100	0.014	0.014	99	0.0013	0.00038	29
27 m	18.6	10g	20	-	0.036	-	<0.005	<0.005	-	0.0011	0.0011	100	0.00094	0.00025	26
		20g	10	-	0.025	-	<0.005	<0.005	-	0.0016	0.0015	96	0.0018	0.00019	10
		40g	5	-	0.021	-	<0.005	<0.005	-	0.0017	0.0017	99	0.00052	0.00020	38

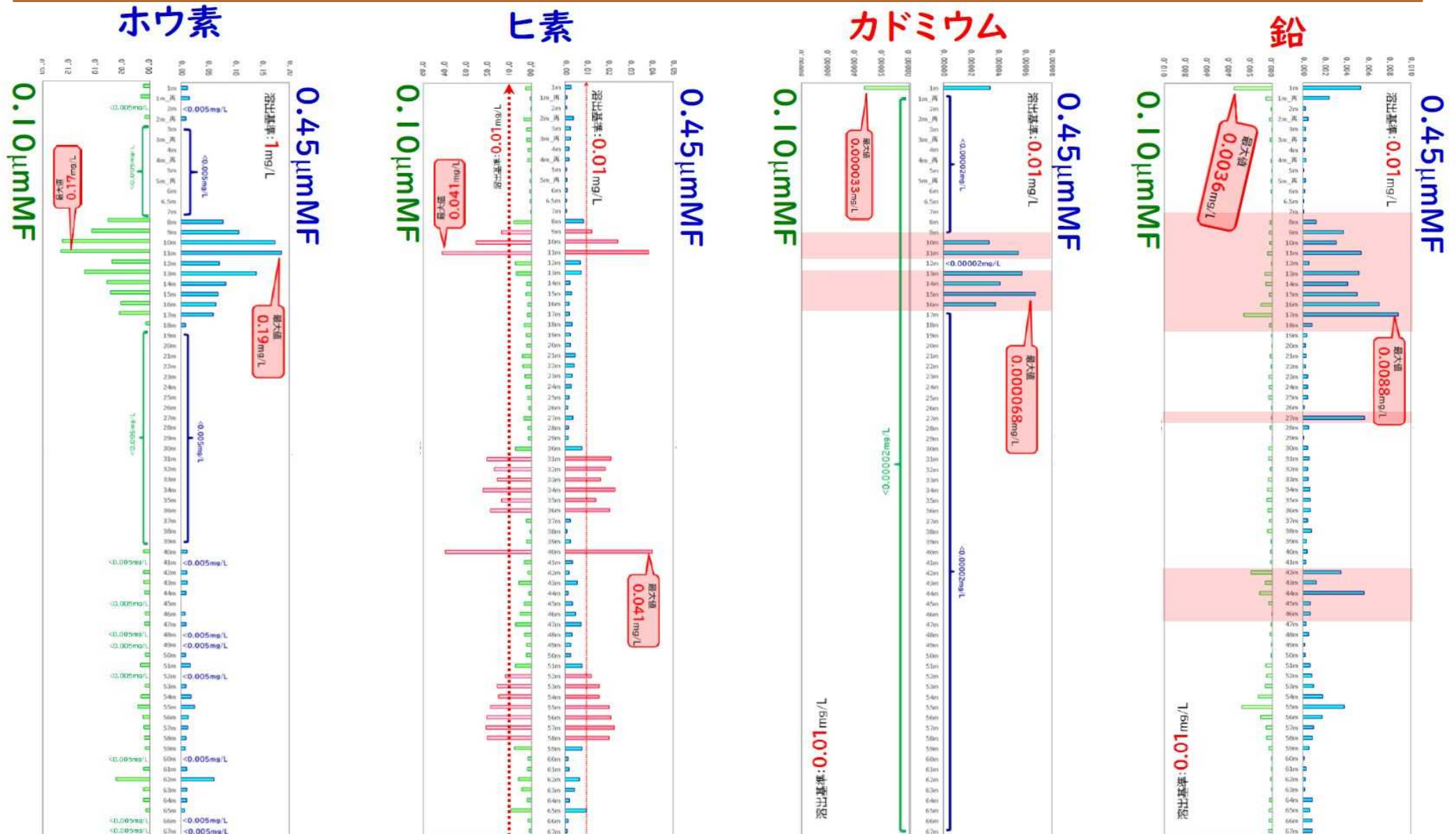
地点③

深度 (m)	含水率 (%)	土壌量 (g)	液固比	F			B			As			Pb		
				0.45μm	0.10μm	(0.10/0.45) *100 (%)	0.45μm	0.10μm	(0.10/0.45) *100 (%)	0.45μm	0.10μm	(0.10/0.45) *100 (%)	0.45μm	0.10μm	(0.10/0.45) *100 (%)
3 m	23.5	10g	20	-	0.074	-	<0.005	<0.005	-	0.0020	0.0021	106	0.00034	0.00012	36
		20g	10	-	0.078	-	<0.005	<0.005	-	0.0024	0.0024	98	0.00022	0.000084	39
		40g	5	-	0.11	-	<0.005	<0.005	-	0.0026	0.0027	103	0.00032	0.00016	52
5 m	15.9	10g	20	-	-	-	<0.005	<0.005	-	0.00040	0.00039	99	0.00012	0.000052	43
		20g	10	-	-	-	<0.005	<0.005	-	0.00070	0.00067	95	0.00023	0.00012	53
		40g	5	-	-	-	<0.005	<0.005	-	0.00096	0.00088	92	0.00035	0.00026	75
6.5 m	18.1	10g	20	-	0.063	-	<0.005	<0.005	-	0.0011	0.0010	96	0.00017	0.000070	42
		20g	10	-	0.054	-	<0.005	<0.005	-	0.00063	0.00062	98	0.000071	0.000011	15
		40g	5	-	0.074	-	0.0078	0.0080	103	0.00058	0.00058	100	0.00010	0.000018	18
12 m	28.0	10g	20	-	0.17	-	0.046	0.049	108	0.0053	0.0049	92	0.00048	0.000091	19
		20g	10	-	0.24	-	0.071	0.071	99	0.0070	0.0075	108	0.00053	0.00011	20
		40g	5	-	0.31	-	0.092	0.093	102	0.0095	0.0086	91	0.00089	0.000079	8.9
29 m	25.0	10g	20	-	0.020	-	<0.005	<0.005	-	0.00097	0.00095	97	0.000038	0.000031	81
		20g	10	-	0.025	-	<0.005	<0.005	-	0.0014	0.0013	97	0.000067	0.000028	41
		40g	5	-	0.025	-	<0.005	<0.005	-	0.0013	0.0013	98	0.000078	0.000041	53
46 m	26.9	10g	20	-	0.037	-	0.0046	0.0045	97	0.0043	0.0043	98	0.00060	0.00014	23
		20g	10	-	0.060	-	0.0081	0.0080	99	0.0048	0.0054	112	0.00068	0.000077	11
		40g	5	-	0.078	-	0.012	0.012	96	0.0076	0.0081	107	0.0011	0.00015	14
53 m	27.9	10g	20	-	0.027	-	0.0050	0.0053	108	0.0090	0.0086	96	0.00074	0.00064	87
		20g	10	-	0.037	-	0.0091	0.0083	92	0.016	0.016	100	0.00098	0.00066	67
		40g	5	-	0.047	-	0.012	0.012	103	0.023	0.023	100	0.0011	0.00071	65
62 m	42.1	10g	20	-	-	-	0.039	0.039	99	0.0041	0.0043	104	0.00022	0.00014	61
		20g	10	-	-	-	0.061	0.063	103	0.0066	0.0061	93	0.00018	0.00019	101
		40g	5	-	-	-	0.064	0.066	102	0.0077	0.0081	104	0.00022	0.00021	98

液固比と溶出濃度の間に明瞭な関係がみられない

⇒実際の現象をとらえているのか、試験方法によるものなのか今後検証

【⑤】異なる孔径による溶出濃度の比較(地点③)



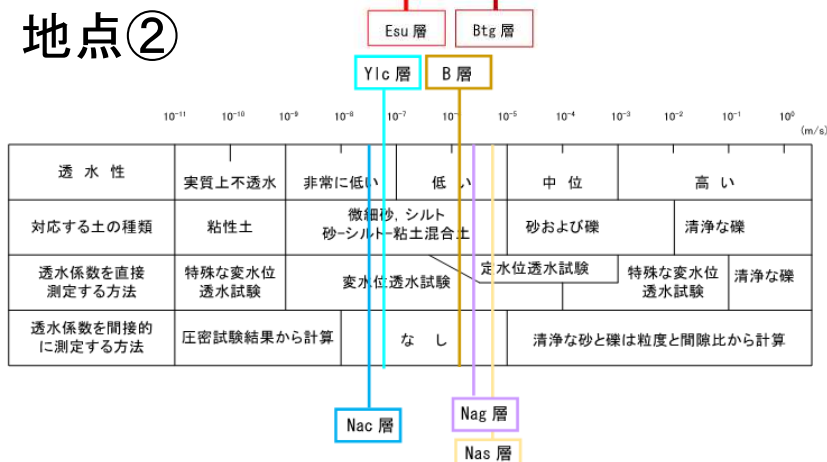
ほう素、砒素: 孔径による濃度差なし⇒大半が溶存態
カドミウム、鉛: 孔径による濃度差あり⇒大半が粒子吸着態

透水性指標と各土層の透水係数(評価後)

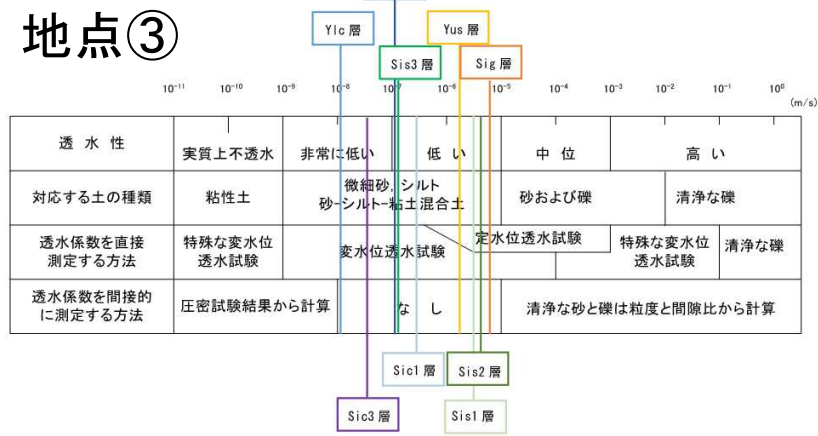
地点①



地点②



地点③



各土層の透水係数m/s

Soil	Average	Soil	Average
B(A)	1.35E-05	Ylc(A)	7.90E-07
Yus(E)	7.69E-05	Ylc(E)	1.80E-07
Yus(K)	4.85E-05	Nac(A)	5.77E-07
Yls(K)	1.58E-06	Nac(K)	1.31E-06
Nas(A)	7.31E-05	Sic1(E)	4.53E-06
Esu(K)	1.02E-06	Sic2(E)	1.02E-06
Sis1(E)	4.99E-05	Sic3(E)	5.72E-07
Sis2(E)	6.68E-05	Nag(A)	3.90E-05
Sis3(E)	1.25E-06	Btg(K)	8.45E-05
Yuc(K)	6.21E-07	Sig(E)	3.64E-05

砂質
 シルト質
 礫質

層別の透水係数m/s

stratum	Range
沖積砂層	$10^{-6} \sim 10^{-5}$
洪積砂層	$10^{-6} \sim 10^{-5}$
沖積粘性土層	$10^{-7} \sim 10^{-6}$
洪積粘性土層	$10^{-7} \sim 10^{-6}$
沖積礫層	10^{-5}
洪積礫層	10^{-5}

(K): 地点①

(A): 地点②

(E): 地点③

今回調査した箇所においてはいずれも、 10^{-5} 以下と透水性は低い結果となった

準不透水層: 厚さ1m以上かつ透水係数が 10^{-6} 以下
 不透水層: 厚さ5m以上かつ透水係数が 10^{-7} 以下



有楽町層(沖積粘土層)は準不透水層以上と評価できる

工場跡地等における 持続可能な土壤汚染対策支援事業

1 土地利用転換アドバイザー制度の実績

【事業概要】「中小事業者の円滑な事業転換」と「持続可能な土壤汚染対策」を促進することを目的として

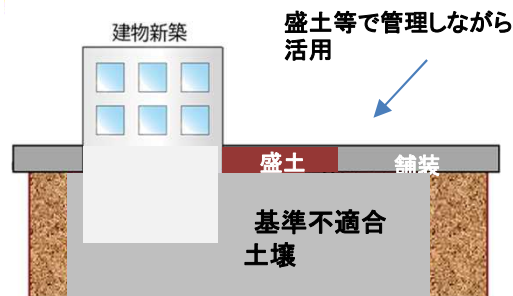
土壤汚染がある工場跡地において、土壤の「3R」を実践しようとする

土地所有者等を技術・費用の双方から支援

②被覆盛土支援 R5 1件

○買主（開発者）が基準不適合土壌を残して土地活用

被覆盛土部分相当費用について都が支援



①土地利用転換アドバイザー R5 5件 R6 6件 派遣

○土地の売主・買主双方にアドバイザーが助言・情報提供

- ・法令で必要な対策の内容
- ・汚染を管理しながらの土地活用方法
- ・土地取引に参考となる不動産鑑定情報
- ・狭あいな土地での対策技術の情報

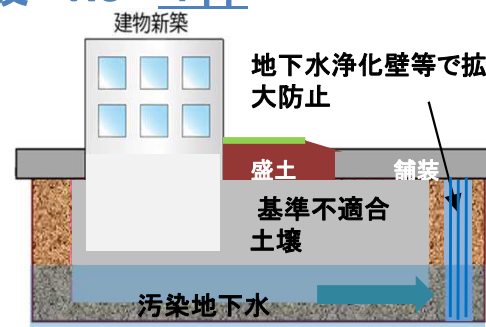
○土壤汚染対策の専門家、不動産鑑定士等のチームで構成



③地下水汚染拡大防止技術支援 R6 4件

○地下水汚染の拡大を防止する技術を都が募集・認定

狭あいな土地で実践して効果検証
対策費用は都が支援



1 土地利用転換アドバイザー制度の実績

年度	No.	業種	対象物質	支援の種類	支援内容	協定締結の有無	施工状況	備考
R5	1	鍍金業	重金属・VOC	盛土・地下水	不動産鑑定を実施+施工方法を検討中	未	未定	継続
R5	2	鍍金業	重金属	アドバイザー	土地利用転換に係るアドバイスを実施	無	R5対応終了	不動産業者からの申請 アドバイザーのみ支援
R5	3	鍍金業	重金属	盛土	舗装	締結済	R5施工完了	
R5	4	鍍金業	重金属・VOC	アドバイザー	土地利用転換に係るアドバイスを実施	無	R5対応終了	アドバイザーのみ支援
R5	5	洗濯業	VOC	地下水	原位置浄化（鉄粉）	締結済	R6年度施工 完了 予定	継続
R6	1	金属製品 製造業	VOC	地下水	原位置浄化（バイオ）	締結済	R6年度施工 完了 予定	
R6	2	洗濯業	VOC	地下水	原位置浄化（酸化剤）	締結済	R6年度 着工 予定	
R6	3	洗濯業	VOC	地下水	施工方法を検討中	未	未定	
R6	4	鍍金業	VOC	地下水	原位置浄化（鉄粉）	締結済	R6年度 着工 予定	

令和6年11月末実績

2 土地利用転換アドバイザー(被覆盛土支援)の実績

	被覆盛土支援
目的	○土壌汚染を管理して土地を使用することで、土地売買時における掘削除去の慣例を見直す
土地	○都、区市に土壌汚染状況踏査結果の報告書が提出されている ○900m ² 以下の土地 ○形質変更時要届出区域又は要管理区域
対象者	上記の土地を購入した者、返還を受けた者(底地の持ち主)
負担金	4,445円/m ² (最大400万円)

○令和5年度実績 1件 令和6年度実績 0件

実績が伸びない理由

- ① 土地の所有者は支援の対象とならない(汚染者負担の原則)
- ② 負担金の額が安価でインセンティブが小さい
- ③ 煩雑な事務処理があり、協定締結するまで着工できない

2 土地利用転換アドバイザー(被覆盛土支援)の実績

土地利用転換の概要

令和5年案件3: 鍍金工場を駐車場に改変

- ・鍍金工場に土地を貸していた地主が、土地の返還を受け駐車場として土地の用途が変更
- ・シアン化合物(溶出)、ふっ素(溶出)の汚染により形質変更時要届出区域に指定
- ・アスファルト舗装(5cm以上)により施工



アスファルト舗装5cmで施工



施工前(碎石敷均し)



施工後(アスファルト舗装)

3 土地利用転換アドバイザー(地下水汚染拡大防止支援)の実績

	地下水汚染拡大防止支援
目的	○認定技術の効果を検証する
土地	○都、区市に土壤汚染状況踏査結果の報告書が提出されている ○ 地下水汚染拡大防止区域 相当である土地
施工条件	地下水汚染拡大防止技術評価委員会で認定された技術で施工
負担金	最大3,000万円

- 令和5年度実績 0件 令和6年度実績 4件
- ⇒ バイオ栄養源EDCによる塩素系VOCの原位置バイオ浄化法
 - ⇒ BioJet工法
 - ⇒ R-NIP αによる VOC 原位置浄化工法
 - ⇒ 化学酸化剤を用いた原位置浄化と活性炭を用いた透過性地下水浄化壁のハイブリッド工法

土地利用転換の概要

- ・高濃度地下水汚染(1-2ジクロロエチレン)が確認
- ・対象地は要対策区域かつ地下水汚染拡大防止区域
- ・原位置浄化(生物処理)で地下水汚染拡大防止を実証
- ・100m²の対策で施工費用は2,310万円

試料名	分析結果 (mg/L)			
	多量元素分析	1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン
A0-底層	<0.002	<0.002	<0.004	0.003
A1E-0.5m	<0.002	<0.002	<0.004	<0.001
A1E-1.0m	<0.002	<0.002	<0.004	<0.001
A1E-2.0m	<0.002	<0.002	<0.004	<0.001
A1E-3.0m	<0.002	<0.002	<0.004	<0.001
A1E-4.0m	<0.002	<0.002	<0.004	<0.001
A1E-5.0m	<0.002	<0.002	0.004	<0.001
A1E-6.0m	<0.002	<0.002	<0.004	<0.001
A1E-7.0m	<0.002	<0.002	<0.004	<0.001
A1E-3.7mE (潜水層底面)	<0.002	<0.002	0.004	<0.001
地下水	0.004	<0.002	1.1	<0.001
第二濾層	0.22	0	0.4	0.2
土壌層上/地下水基準	0.062	0.1	0.04	0.01
法定上限値	0.002	0.02	3.04	0.001

令和6年案件1 現場写真



1



2



4

ダブルパッカー(薬剤注入器)

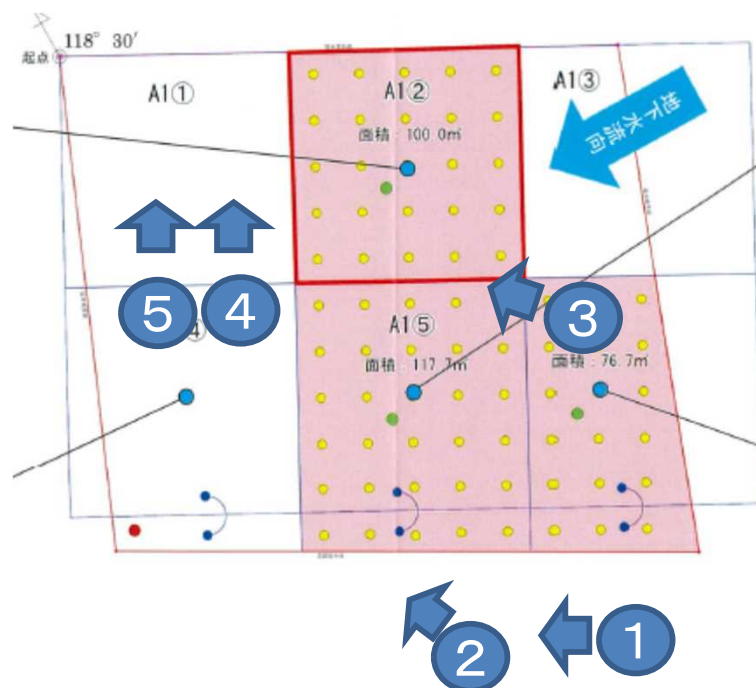


5

薬品注入機械、タンク



3

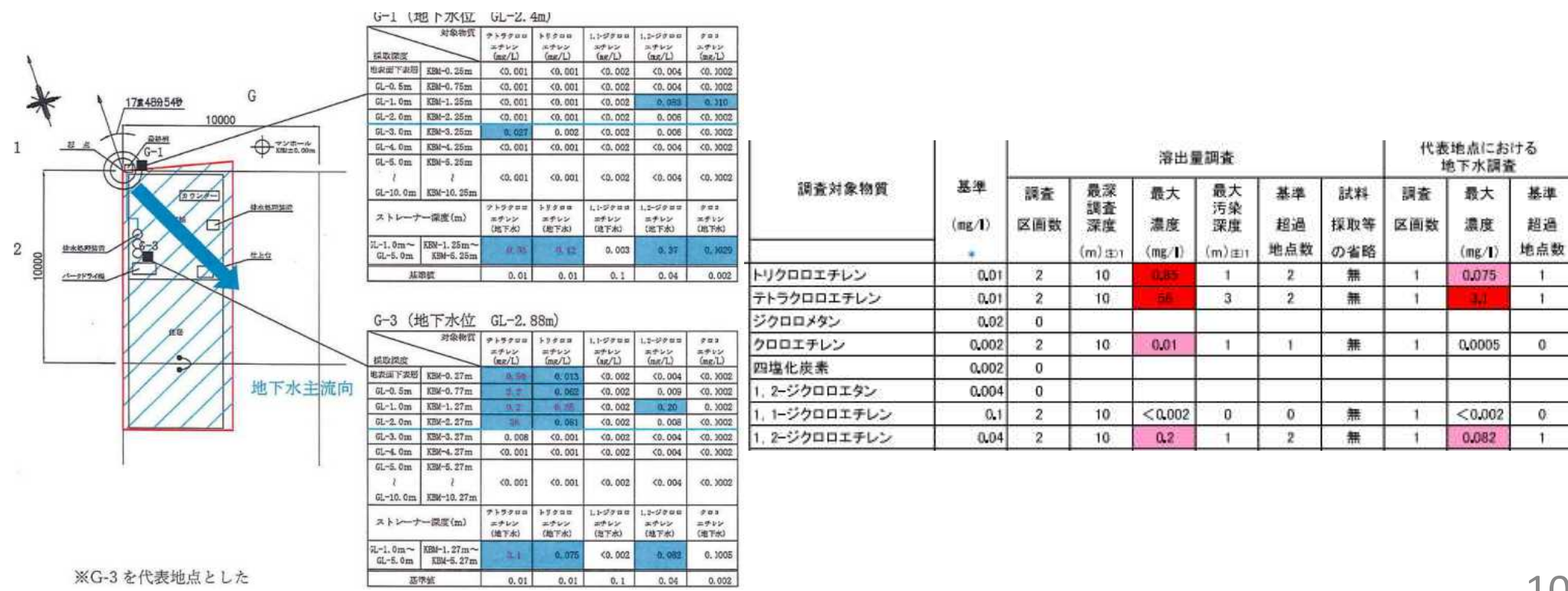


3 土地利用転換アドバイザー(地下水汚染拡大防止支援)の実績

土地利用転換の概要

令和5年案件5:洗濯事業者が廃業に伴い土地を返還

- ・トリクレン、テトラクロロエチレンで第二溶出量基準を超過
- ・隣地との距離が近接していて、掘削除去が困難
- ・原位置浄化(生物)+原位置浄化(鉄粉)により地下水汚染拡大防止を実証
- ・76.63㎡の対策で施工費用は2,970万円



令和5年案件5 現場写真



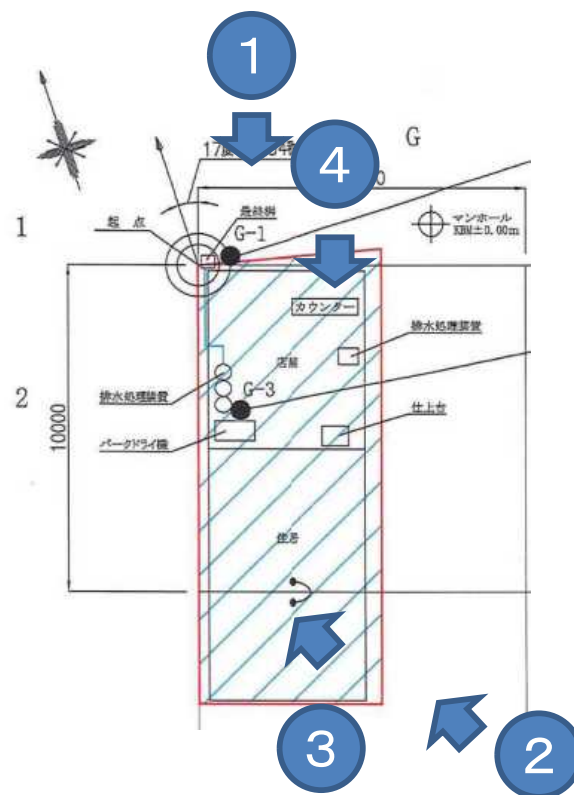
事業場北側道路



事業場東側道路



土壌汚染除去資材



土壌汚染除去資材 11

3 土地利用転換アドバイザー(地下水汚染拡大防止支援)の実績

事例	業種	対象面積 (敷地面積)	対策費用 (掘削除去費用※)	対策期間	最大汚染濃度 (第二基準を超過したもの)	方法
1	金属製品製造業	100m ² (501.9m ²)	2310万円 (6800万円)	7か月	○地下水 1,2-ジクロロエチレン 1.0mg/L (GL-3.5m) ※土壌の第二溶出量基準超過なし	バイオ栄養源EDCによる塩素系VOCの原位置バイオ浄化法
2	洗濯業	76.63m ² (76.63m ²)	2970万円 (3600万円)	4か月	トリクロロエチレン 0.85mg/L テトラクロロエチレン 56mg/L ○地下水 テトラクロロエチレン3.1mg/L (GL-5m)	BioJet 工法(高圧噴射攪拌による浄化)
3	鍍金業	155.85m ² (237.2m ²)	3861万円 (4600万円)	6か月	トリクロロエチレン 0.56mg/L 1,2-ジクロロエチレン 0.59mg/L ※地下水汚染なし	R-NIP αによるVOC 原位置浄化工法
4	洗濯業	85.31m ² (85.31m ²)	2992万円 (3600万円)	3か月	○地下水 テトラクロロエチレン 0.26mg/L (GL-8.5m) ※土壌の第二溶出量基準超過なし	化学酸化剤を用いた原位置浄化と活性炭を用いた透過性地下水浄化壁のハイブリッド工法

※掘削除去費用は、事例1から事例4までの施工事業者对各事例の見積もりを行い、2番目、3番目に高い値をつけた事業者の平均をとった。

3 土地利用転換アドバイザー(地下水汚染拡大防止支援)の実績

○2つの事例から把握した内容

① 対策が長期間となるが、掘削除去より安価で対策ができる

⇒掘削除去より2割程度安価

② 現場に応じた最適な方法を選択できる

⇒掘削ができない深い深度まで対策可能

⇒濃度の高い部分を掘削除去、残りを原位置浄化など

③ 狭あい地においては施工費用が高くなる

⇒敷地が狭いため段取り替えを多く行いながら施工

⇒隣地に接していて、シートパイルが打設できない



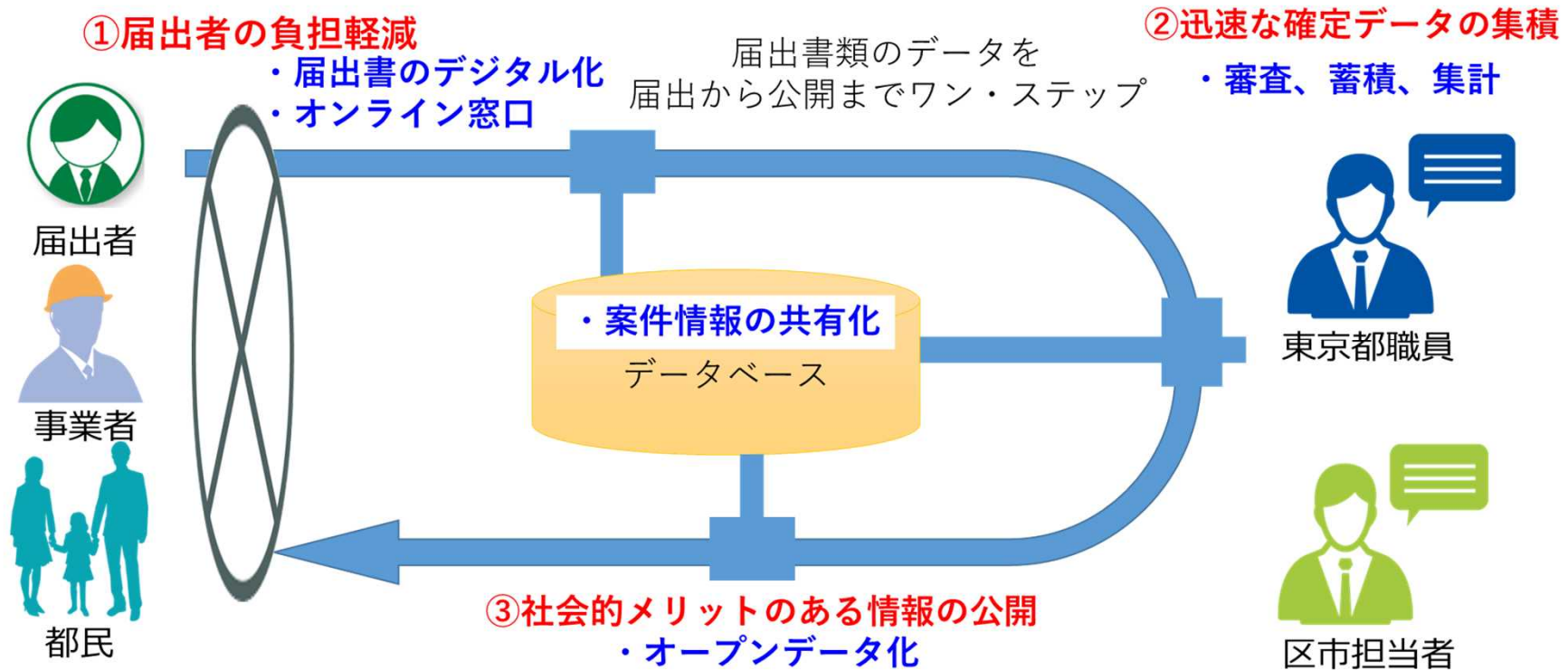
認定技術を使用して実証を進め、事例の蓄積と紹介が必要

資料 5

土壤汚染対策届出情報のデジタル化

1 土壌汚染対策届出情報のデジタル化プロジェクト（環境局リーディングプロジェクト）

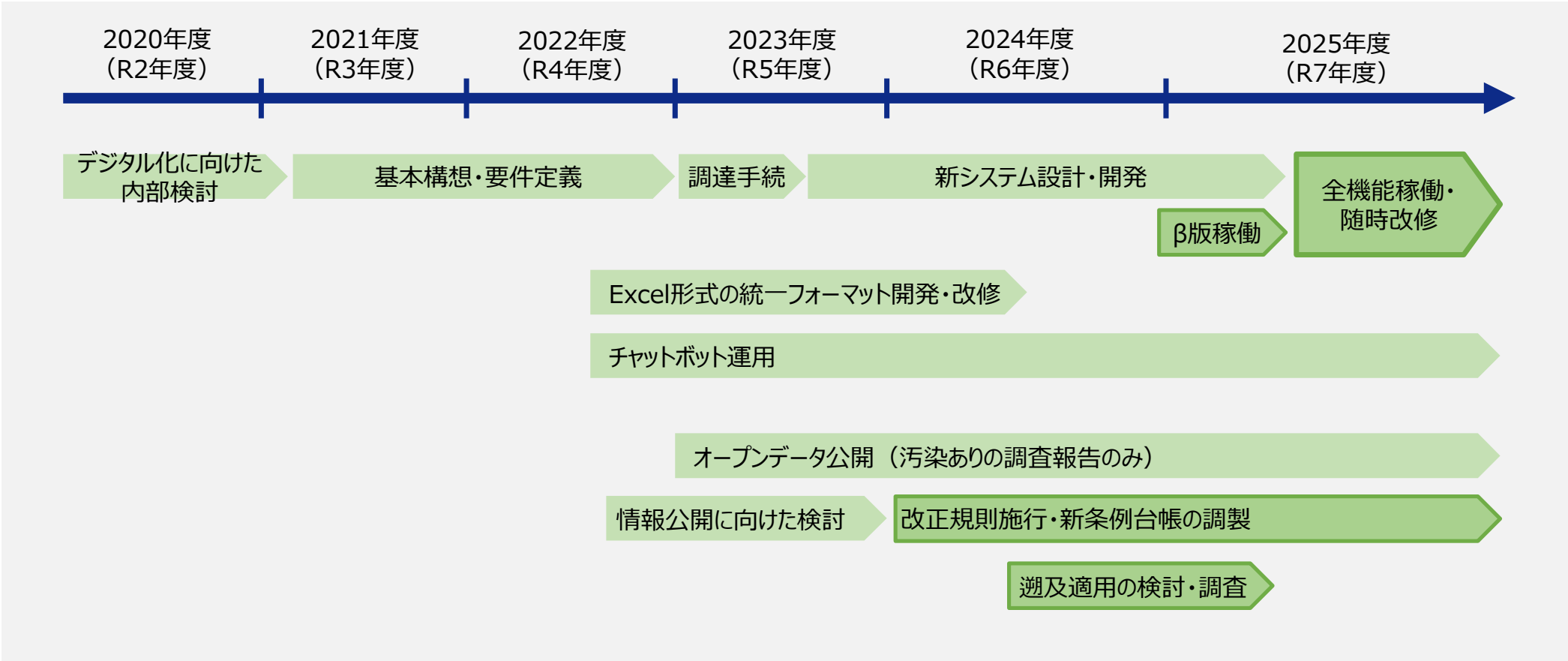
- ✓届出情報がデジタル化され、データの蓄積や公開をタイムリーに行うことができる
- ✓届出書の書き方や様式が整備され、誰でも容易に届出書を作成でき、かつ作成時間が短くなる
- ✓いつでも気軽に法令等に関する問合せが可能で、かつ、自治体職員の負担が少なくなる
- ✓これまでと同等の品質を担保しながらも、届出審査双方の負担が軽減される
- ✓都民等のニーズに迅速に対応することができる



土壌汚染対策届出情報のデジタル化プロジェクトを推進

2 土壌汚染対策届出情報のデジタル化プロジェクトのスケジュール

- ✓令和4年度よりExcel形式のフォーマット様式、オープンデータを順次公開
- ✓令和5年11月より設計・開発中の新システムについて、令和7年3月末にβ版をリリース
(令和7年7月末に全機能リリース予定)



3 届出書類のフォーマット化

- ✓新システム公開に先立ち、Excelを用いて各様式のフォーマット化を実施
- ✓フォーマット化にあたっては、**後続業務でのデータ利活用・事業者の利便性向上の観点で要件を整理**
- ✓届出審査においてよく指摘を行う点について、注意書きでだけでなく入力方法等を工夫することで補正作業を省力化
- ✓指針や法令で必要な事項の概要を記載させ、添付書類で詳細を確認（法令要求事項の欠落防止）

共通要件（レイアウトに係る全体的な方針）

① **Excel形式での様式作成**
Excel形式とし、様式の統一や今後のデータ利活用を図る。

② **入力項目の網掛け表示**
法定様式に準拠しつつ、記入欄は必須／条件必須に応じて色別での網掛けを設定している。

③ **グループ設定を利用した複数入力**
複数入力となる行はグループ設定を行い、届出者の記入情報に応じて入力欄の展開・折りたたみを行う。

第92号様式（第56条関係）

東京都知事 殿

住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
氏名 〇〇開発株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

令和6年4月1日

リストより選択してください。

土壌汚染状況調査報告書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（第117条第2項）の規定により、汚染状況調査を実施しましたので、次のとおり報告します。

工場若しくは指定作業場の名称又は土地の改良に係る事業の名称
（別紙）〇〇マンション建築計画
工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の改良の場所
新宿区〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
※別紙は別紙「第一覧」のとおり

第116条第1項に基づく調査の場合、廃止の日又は敷地の土壌の汚染の有無を調査する

特定有害物質の使用、排出等の状況

別紙「特定有害物質の使用、排出等の状況」のとおり

調査の方法及び調査の結果
※総評：汚染土壌が存在するため拡散防止措置を実施する

調査を受託した者の氏名又は名称
〇〇株式会社
（〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇）

特定有害物質による土壌等の汚染状況

調査の方法及び調査の結果
※総評：基準超過した地下水が存在するため拡散防止措置を実施する

調査を受託した者の氏名又は名称
〇〇株式会社
（〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇）

地下水等の状況
△別紙「3」のとおり

今後の土地の利用計画
△別紙「4」のとおり

※受付欄

所 属	氏 名	電話番号	電子メールアドレス
〇〇開発株式会社〇〇事業部 〇〇調査係	〇〇 〇〇	03-XXXX-XXXX （内線XXXX）	xxxxxxxxxx@yyyy.ne.jp

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。
2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に連番をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
3 この様式各欄に記入しきれないときは、四角、表等を使用すること。

・担当者（報告書と同じ組織に属する者に限る。）の連絡先を記載してください。
・また、報告書と異なる組織に属する中で報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記してください。
・なお、連絡先の名前と電話番号の異なる場合は、送り状等での旨を記載してください。

分割提出の場合は報告ごとに連番などをつけ、例：「子の1」の2
・報告日（窓口受理日、電子申請日）又は、届出日以内の日付を記載してください。
・日付は「YYYY/MM/DD」形式で記入（例：2023/04/01）
・報告者が法人である場合は所在地、個人住所を記入してください。
・報告者が法人の場合のみ、法人名を記入し、
必須（正常）入力済み
別紙第117条第1項からの変更の有無を報告してください。
別紙第117条第1項からの変更の有無を記入してください。
・分割提出の場合は、左側のグループを提出分に添付する旨を記入してください。
・改良対象地だけでなく、敷地全体の旨を併記します。
・建設の所在地を入力する場合は「1」セル内に併記してください。
第116条に基づく調査の場合は必須で
・日付は「YYYY/MM/DD」形式で記入（例：2023/04/01）
・リスト選択または自由入力より記入し、法3条1項、または4条2項と同時提出「〇〇改良化〇〇等」とあり、または「〇〇等のみあり」を選択してください。
必須（正常）入力済み
調査を受託した者の氏名又は名称を記載
必須（正常）入力済み
地下水調査を行った場合は必ず入力して
・リスト選択または自由入力より記入し、法3条1項、4条2項と同時提出の場合「〇〇改良化〇〇等」とあり、または「〇〇等のみあり」を選択してください。
必須（正常）入力済み
リスト選択または自由入力より記入し、法3条1項、または4条2項と同時提出の場合「〇〇改良化〇〇等」とあり、または「〇〇等のみあり」を選択してください。
条件必須（正常）入力済み
指定調査機関の指定番号（「〇〇〇〇-〇〇」）を記入してください。
・総評にて「実施する」が含まれている記入してください。
・リスト選択または自由入力より記入し、法3条1項、または4条2項と同時提出「〇〇改良化〇〇等」とあり、または「〇〇等のみあり」を選択してください。
・リスト選択または自由入力より記入し、法3条1項、または4条2項と同時提出「〇〇改良化〇〇等」とあり、または「〇〇等のみあり」を選択してください。
・この欄には何も記入しないでください

④ **別紙のデータ参照による鑑文の表示**
数十件以上の記入が想定される項目は別紙にて記入し、鑑文では別紙の情報をデータ参照する形で表示する。

⑤ **メモ情報の表示**
入力に係る注意事項や入力方法はメモ情報としてマウスオーバー時に表示可能としている。

⑥ **チェック情報の表示**
入欄外に入力必須や項目相互のチェック情報を表示。



新システムに取り込み可能な設計

4 起点等に対する統一規格の導入

- ✓汚染状況調査後、対策業者が現場に乗り込んで測量した際に、レベルや位置のズレが散見される
- ✓同じ土地で再度の契機が生じた際に、既往調査等の起点を用いたい、場所が特定できない
- ✓オープンデータやデジタルツインの活用の観点から位置を値で管理していきたい
- 情報公開やデジタル化及び調査位置、対策レベルの復元性の観点から、規格や精度について定義



項目	規格	精度
起点位置（平面）	世界測地系の平面直角座標系（9系）	小数点以下3桁以上
起点位置（高さ）	東京湾平均海面（TP）又は荒川工事基準面（AP）	ミリ単位
回転角度	度分秒表記	nn度nn分nn.nn秒
北の定義	座標北、真北、磁北の何れかを選択・表記	—

➤新システムでは、届出作成支援ツールとして図面作成ソフトを提供し、メッシュの命名ルールも定める

- ✓通知に伴い、土壤汚染状況調査結果報告シートに項目を追加
（一の土壤汚染状況調査において複数起点が設定された場合の記載にも対応予定）



土壌DX

地図ソフト等へ落とし込みが可能に

起点の標高をTP/APで表記
また、復元性の観点から、高さを計測した場所も記載

「座標北・真北・磁北」から選択

3. 調査方法				
3-1. 単位区画の設定				
起点の位置	X座標、Y座標	X座標:	Y座標:	
	その他	世界測地系の平面直角座標系(9系)に基づく		
起点の高さ		m	その他	m
起点の高さを計測した場所(面)				
北の定義				
回転角度	度	分		秒
その他				

地番の最北端など、世界測地系以外で起点を設定した場合は「その他」に記載

導入例は、参考資料-1を参照

5 土壌汚染対策チャットボット

- ✓届出者の利便性の向上の観点から土壌汚染対策に係るよくあるご質問へ回答するチャットボットを令和4年7月より局ホームページへ導入
- ✓令和6年10月末時点でのFAQ数は128（順次追加予定）



東京都環境局
Bureau of Environment

[音声読み上げ・文字拡大・色合い変更](#)
[Other Languages](#)
[都庁総合トップページ](#)

[サイトマップ](#)

[トップ](#)
[分野別のご案内](#)
[申請・届出](#)
[条例・計画・審議会](#)
[データ・資料・刊行物](#)
[環境局について](#)

[トップページ](#) > [化学物質・土壌汚染](#) > [土壌汚染対策](#)

土壌汚染対策

ページ番号：108-900-538

お知らせ

- ・土壌汚染対策関連の全ての届出等について電子申請での提出が可能です。詳細は[こちら](#)
- ・届出のデジタル化に向け、届出書類のエクセルフォーマットを公開しています。
[土壌汚染対策法に規定する届出様式等](#)
[環境確保条例に基づく届出様式等](#)
- ・土壌汚染対策総合相談窓口を開設しています。一般的なご質問・ご相談はこちらまで
03-5388-3468（直通）（午前9時から午後4時45分まで）

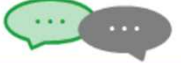
化学物質・土壌汚染

- > 化学物質対策
- 土壌汚染対策
- > ガソリン
助車
- > 省エネ
指導
- > 設置事例の紹介

【土壌汚染対策】

ご質問にチャットボットが

お答えします。



東京都

土壌汚染対策

又は
 

ユーザーアクション及び平均ヒット率は、参考資料－2を参照

[はじめから](#)
[土壌汚染対策Q & A](#)



します。

2023/09/25 22:11:42

どのような情報をお探でしょうか？
 以下のカテゴリから選ぶか、入力欄へ質問を入力してください。質問は短い文章で入力してください。（※個人情報を入力しないでください）

2023/09/25 22:11:42

サジェスト

カテゴリ選択（クリック）又は直接入力

環境確保条例施行規則の一部改正について(土壌汚染情報公開の拡充等)

改正内容	令和 6 年 4 月 1 日施行	手続き	調査結果	改正前 (～R6. 3 月)	改正後 (R6.4月～)
土壌汚染の届出情報のうち、汚染が確認されなかった土地についても公開の対象とする（規則58条） 併せて施行通知等も改正 (改正規則+運用等を追記)		地歴調査	汚染のおそれ なし	非公開 (開示請求対応)	公開 (台帳調製)
		//	汚染のおそれ あり		
		土壌汚染状況調査	汚染 なし	公開（台帳調製）	+自然由来等土壌
		//	汚染 あり		

- 課題と対応
- (1) 汚染が確認されなかった土地の公表が公共の利益となるか、条例の目的と合致するか（条例改正時のパブコメ意見など）

 - ・ 開示請求が局全体の2割程度を占めるなど、土壌汚染情報のニーズは多い。 ⇒情報公開条例の公表の努力義務
 - ・ 土地の円滑な利活用、届出者の負担軽減、未届工事の未然防止等の観点から公共の利益はある。

(2) 自治体の事務負担（都、事務を一部委譲している区市）

 - ・ 区市とも協議し公開対象とする情報を必要最小限に。また、土壌DXの取組により、公開に係る事務作業の省力化が可能。

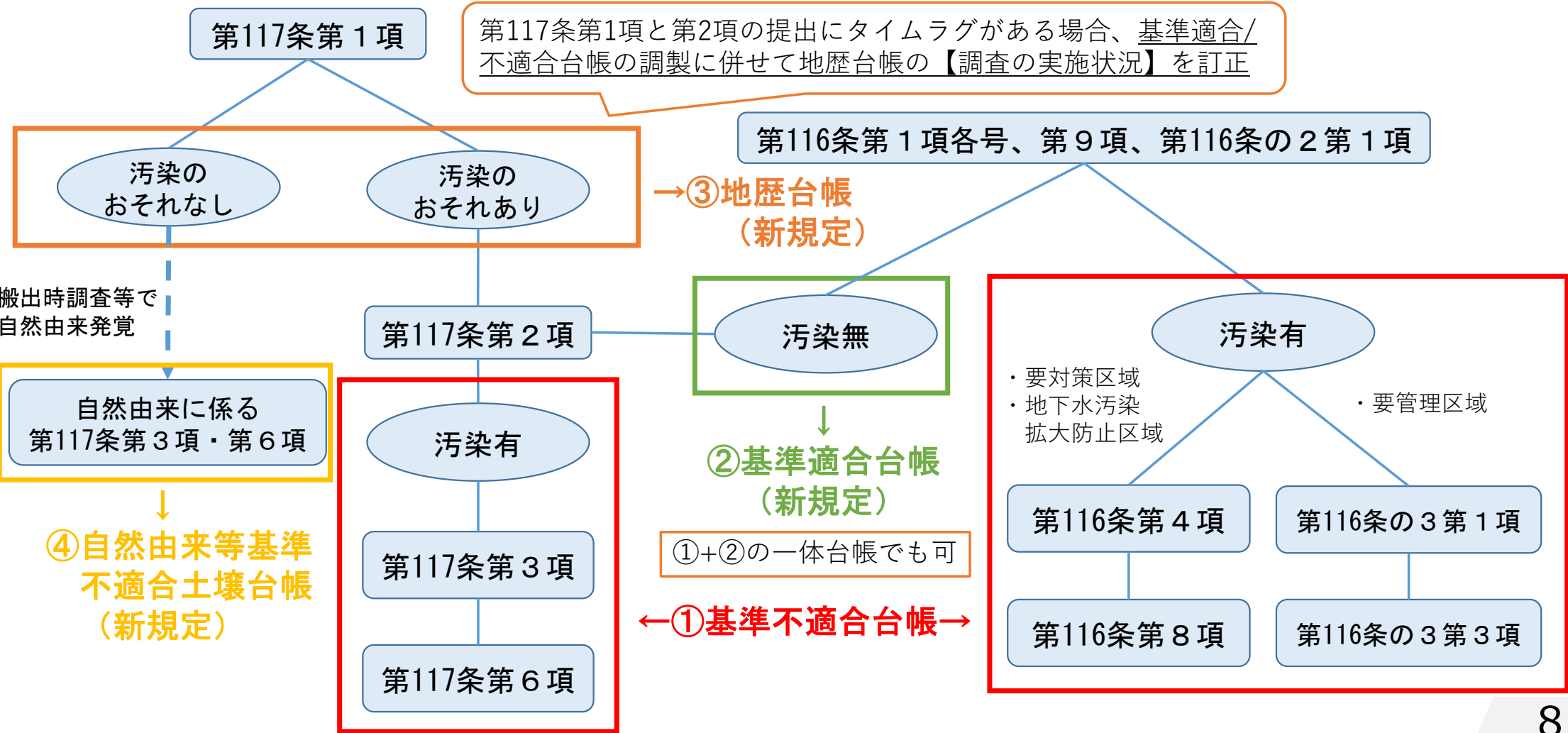
(3) 改正以前の届出情報についての遡及適用の検討

 - ・ データの連続性向上のため、規則改正前の届出情報についても公開を検討
 - ・ 法令・条例の改正を契機として、改正前の情報について遡及して情報公開した事例の調査、専門家へのヒアリング等、情報公開手法の検討を実施。

7 届出フローで見る情報公開範囲

- ✓②、③は台帳においては帳簿のみ。
- ✓オープンデータの場合は、個別の調査結果を公表できるように規定

地歴台帳及び基準適合台帳の調製実績は、参考資料－3、4を参照



8 東京都オープンデータカタログサイト土壌汚染状況調査結果

- ✓令和6年10月末現在、2013年度（平成25年度）から2022年度（令和4年度）までの調査結果を公開
- ✓データ整理を行う必要があることから、現在は、届出から公開まで1年以上かかっている
- ✓今年度末に、2023年度（令和5年度）の調査結果を公開予定
- ✓今後、システム化により単位区画毎のオープンデータ公開までをタイムリーに実施予定
（調査結果一覧表の統一フォーマット化及び新システムへのデータ取込み）



土壌汚染状況調査結果

【東京都環境局】土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく土壌汚染状況調査結果

データとリソース

2013（平成25）年度 土壌汚染状況調査結果	炎マーク
（注）掲載データは報告時点での値であるため、現在の汚染状態については台帳を参照。	
2014（平成26）年度 土壌汚染状況調査結果	
（注）掲載データは報告時点での値であるため、現在の汚染状態については台帳を参照。	
2015（平成27）年度 土壌汚染状況調査結果	
（注）掲載データは報告時点での値であるため、現在の汚染状態については台帳を参照。	
2016（平成28）年度 土壌汚染状況調査結果	炎マーク
（注）掲載データは報告時点での値であるため、現在の汚染状態については台帳を参照。	
2017（平成29）年度 土壌汚染状況調査結果	
（注）掲載データは報告時点での値であるため、現在の汚染状態については台帳を参照。	
2018（平成30）年度 土壌汚染状況調査結果	炎マーク
（注）掲載データは報告時点での値であるため、現在の汚染状態については台帳を参照。	
2019（令和元）年度 土壌汚染状況調査結果	炎マーク
（注）掲載データは報告時点での値であるため、現在の汚染状態については台帳を参照。	
2020（令和2）年度 土壌汚染状況調査結果	炎マーク
（注）掲載データは報告時点での値であるため、現在の汚染状態については台帳を参照。	
2021（令和3）年度 土壌汚染状況調査結果	
（注）掲載データは報告時点での値であるため、現在の汚染状態については台帳を参照。	
2022（令和4）年度 土壌汚染状況調査結果	炎マーク
（注）掲載データは報告時点での値であるため、現在の汚染状態については台帳を参照。	

炎マーク：アクセス数が多い

届出毎の結果を公開
（調査区画数、
物質毎の最大濃度のみ）

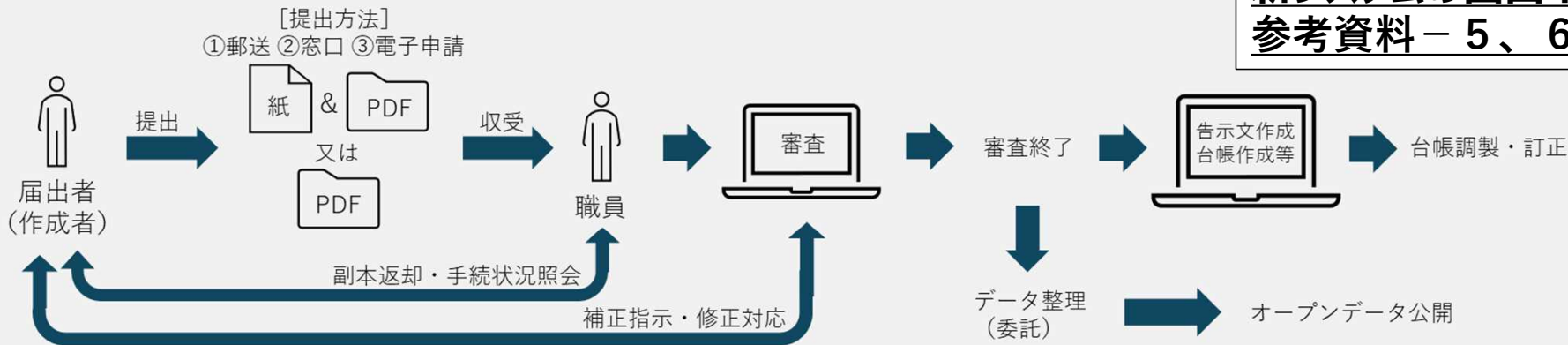
単位区画毎の結果を公開

9 新システム稼働後の手続きの流れ

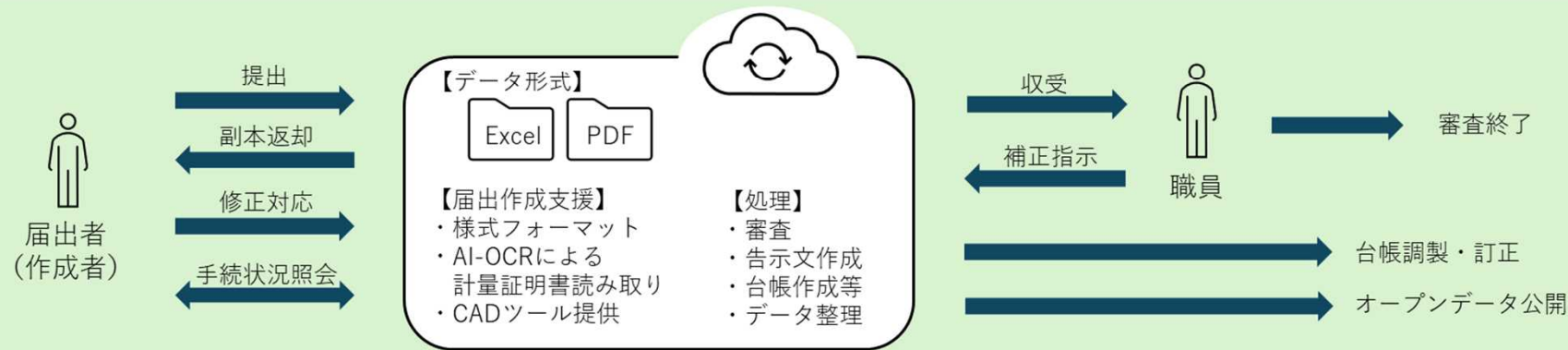
- ✓届出提出から手続き終了までのデータを一元管理することで、届出審査、オープンデータ公開までの手続きを迅速化
- ✓エラーチェック機能やAI-OCRによる計量証明書読み取り、CADツールによる図面作成支援等により、届出作成の負担軽減、記載内容の平準化を図る

現行運用

新システムの画面イメージは、
参考資料－5、6を参照



新システム稼働後



10 今後の対応

新システム・届出様式のフォーマット化

- アジャイル型開発であるため、令和7年7月末時点で本体システム及びCADツールで実装されない機能については、順次機能を拡充
- フォーマット化と並行して、法令要求事項に対する運用を整理
- 随時ユーザー意見を徴収し、意見を反映する形でユーザビリティを向上
⇒ リリース以降、年1回程度の改修を実施予定（1回目は令和7年度中に実施）

オープンデータ公開

- 情報公開についてメリット・デメリットを整理し、公開すべきかどうか検討を進める
- 過去の届出情報についての遡及適用の検討を進める

チャットボット

- ヒット率向上を目指し、入力情報の解析やFAQを拡充
- 上位ランキングの入力キーワードはカテゴリ化する等利用者の操作性向上を目指す

參考資料

参考資料－１ 起点等に対する統一規格の導入例（指-1516号）

3. 調査方法									
3-1. 単位区画の設定									
起点の位置	X座標、Y座標	X座標:	起点①—27437.368 起点②—27464.593	Y座標:	起点①—4264.663 起点②—4276.082	世界測地系の平面直角座標系(9系)に基づく			
	その他								
起点の高さ		AP	起点①+2.705m 起点②+2.450m	m	その他		m	起点情報 各起点情報を記載することで、次契機等の際に再度測量をしなくても活用することが可能	
起点の高さを計測した場所(面)	境界杭等の頭								
北の定義	真北								
回転角度	18 度		11 分		5.00		秒		
その他									

起点情報
各起点情報を記載することで、次契機等の際に再度測量をしなくても活用することが可能

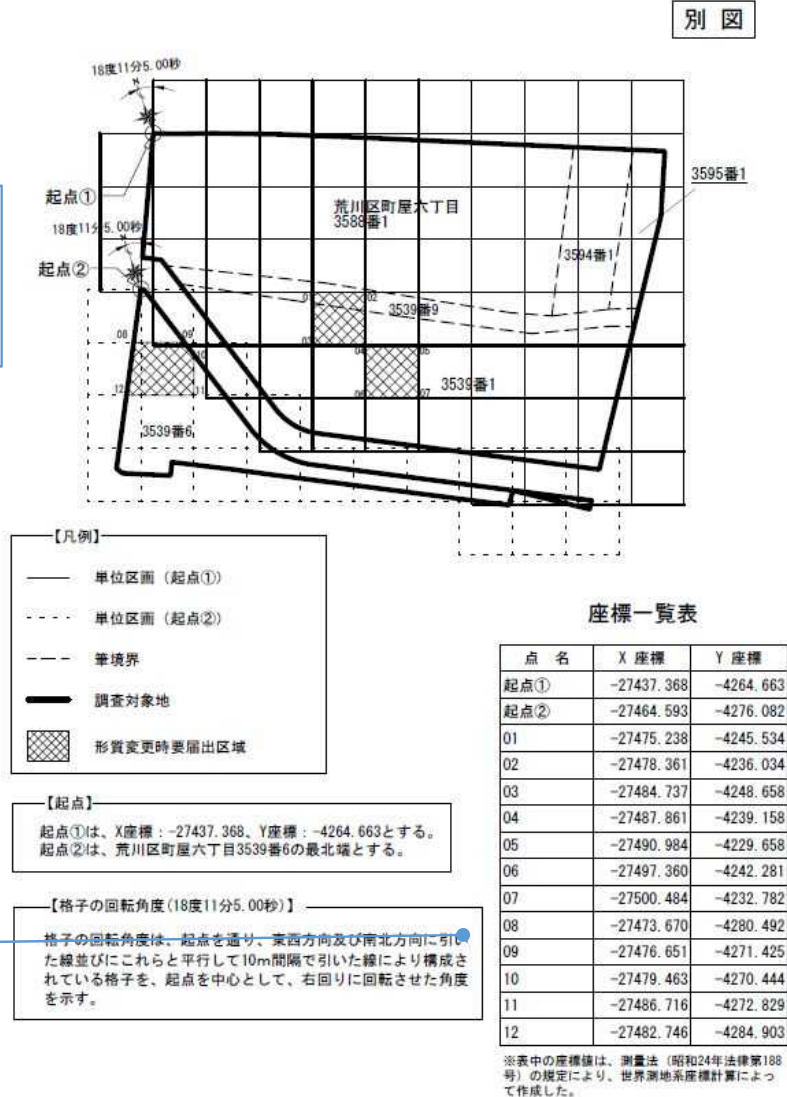
土壌汚染状況調査結果報告シート（確認シート）

項目種類	採取位置	深度	結果	結果	結果
試料採取地点のある区画			C3-1	C3-5	G1-4②
検出範囲に含まれる区画			詳細	詳細	詳細
GL=0mのAP			+4.06	+4.04	+2.85
調査対象物質	基準		六価クロム	鉛	鉛
			溶出量	含有量	含有量
			0.05	150	150
試料採取深度 または調査結果	表層	0~-0.5	0.053	190	270
		-0.6	ND	46	-
		-1.0	ND	68	-
		-1.2	-	-	ND
		-2.0	ND	ND	ND
		-3.0	-	-	ND
地下水調査結果			ND	-	-

単位区画毎のレベル
各調査地点のレベルをTP又はAP記載させることで、後段の措置・対策や次契機の際の復元性を担保

公報掲載の別図
告示においても、回転角度や座標表記のルールを統一

調査結果一覧表（東京都標準様式）



公報掲載図

参考資料－２ ユーザーアクション及び平均ヒット率

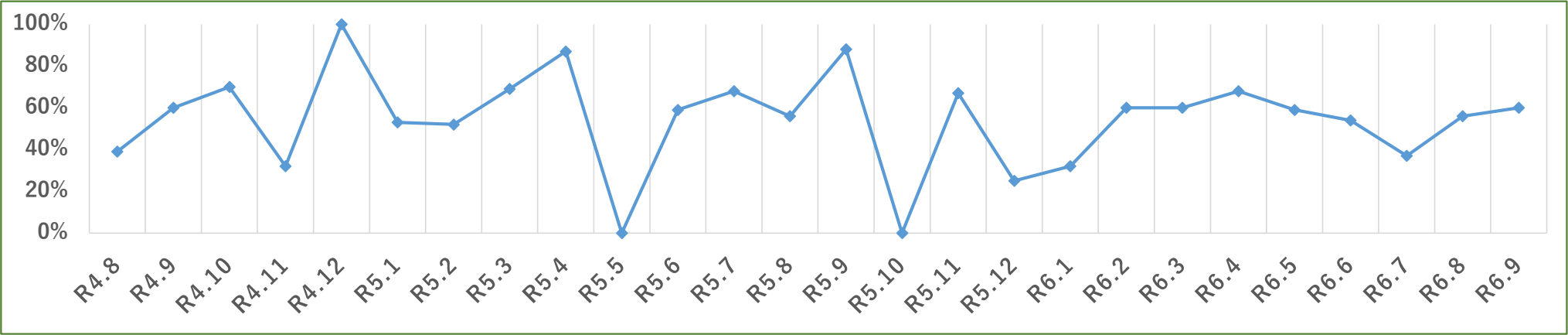
ユーザーアクション

✓土壌汚染対策総合相談窓口問合せ件数について、チャットボット運用開始後は約2割程度減少

チャットボット	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ユーザアクション数	—	1250（7月より集計） （180/月平均）	2180 （182/月平均）	836（9月まで集計） （140/月平均）
総合相談窓口	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
問合せ件数	2009件	1579件	1577件	1206件 （11月末時点）

平均ヒット率

✓直接入力を入力としたユーザーが求めるFAQのヒット率の平均は約54％であり、今後改善予定



参考資料－ 3 地歴台帳

✓令和 6 年10月末時点の調製件数は223件（23区・島しょ：132件、市町村：91件）

(環境確保条例第118条の2 参考様式)

土壌汚染情報公開台帳（地歴台帳）

<留意事項>

- ※1案件No.は環境確保条例第117条に係る届出の受理番号であり、第117条第3項や第6項等を含むため、番号は連続していません。
- ※2所在地は対象地（敷地）範囲を指します。
- ※3汚染のおそれの有無は、環境確保条例に基づく土地利用の履歴等調査の結果であり、該当の土地について土壌汚染がないことを保証するものではありません。
- ※4汚染のおそれがあり、かつ、汚染状況調査の実施状況に記載がある場合は、【土壌汚染情報公開台帳（基準不適合台帳）】又は【土壌汚染情報公開台帳（基準適合台帳）】も併せて参照してください。
- ※5対象地面積のカッコ書きは追加又は分割届出面積を表します。
- ※6備考に「対象地を限定」とある場合、敷地全体に対して地歴調査の範囲を限定しているため、汚染のおそれが無とされていても限定されなかった敷地範囲においては汚染のおそれとなる場合があります。

調製・訂正 年月日	案件No.	届出年月日	所在地	対象地		改変対象地		汚染状況調査の 実施状況	備考
				面積	汚染のおそれ	面積	汚染のおそれ 汚染のおそれのある場合、特定有害物質の種類の		
令和6年8月1日	6環改化土第200号	令和6年7月19日	八丈町大賀郷5 6 2 7 番1、大賀郷5 6 2 7 番3 八丈町大賀郷5 6 2 7 - 1の一部 外1 番	112812.00 ㎡	無	4878.86 ㎡	無		
令和6年8月1日	6環改化土第209号	令和6年7月24日	千代田区麹町六丁目、六番町、五番町 千代田区麹町六丁目5-8,5-16,5-17,5-9、六番町14-13、五番町14-12	8024.00 ㎡	無	930.85 ㎡	無		
令和6年8月2日	6環改化土第229号	令和6年7月31日	港区赤坂二丁目17-10 港区赤坂二丁目1707の一部 外3 番	9217.96 ㎡	無	1115.20 ㎡	無		
令和6年8月8日	6環改化土第100号	令和6年5月23日	なし 大島町泉津字福重701-2 外37 番	93801.74 ㎡	無	7751.33 ㎡	無		
令和6年8月8日	6環改化土第227号	令和6年7月30日	大田区南六郷三丁目 無地 番	13080.00 ㎡	無	13080.00 ㎡	無		
令和6年8月15日	6環改化土第241号	令和6年8月5日	荒川区南千住六丁目38番・39番・67番・68番 荒川区南千住六丁目1 番2 外30 番及び無番地	28018.42 ㎡	有	28018.42 ㎡	有	第二種特定有害物質（シアン以外）、ジクロロメタン	未実施 分割提出
令和6年8月16日	6環改化土第152号	令和6年6月18日	杉並区堀ノ内二丁目5 番26 号 杉並区堀ノ内二丁目545 番7 外15 番	6956.45 ㎡	無	5379.25 ㎡	無		
令和6年8月19日	6環改化土第222号	令和6年7月29日	世田谷区砧公園地内、大蔵一丁目地内、岡本一丁目地内、岡本四丁目地内 世田谷区砧公園18 番1 外629 番	412780.00 ㎡	有	4974.00 ㎡	無		
令和6年8月19日	6環改化土第254号	令和6年8月8日	港区高輪三丁目9 番、13 番、20 番、21 番、22 番 港区高輪三丁目2 番、225の一部 外2 番	24107.44 (301.64) ㎡	有	24107.44 (301.64) ㎡	無		分割提出
令和6年8月19日	6環改化土第202号	令和6年7月22日	渋谷区西原一丁目40 番（以下未定） 渋谷区西原一丁目40 番16の一部	24070.08 ㎡	無	12200.00 ㎡	無		
令和6年8月19日	6環改化土第238号	令和6年8月5日	北区浮間五丁目5 番1 号 北区浮間五丁目五番の一部	54958.43 ㎡	有	4282.00 ㎡	有 不明	未実施	
令和6年8月20日	6環改化土第232号	令和6年7月31日	千代田区一番町1 番1 千代田区一番町1 番3	9259.31 ㎡	無	9259.31 ㎡	無		
令和6年8月23日	6環改化土第203号	令和6年7月22日	江東区千石三丁目1 番20 号 江東区千石三丁目2 番19 外3 番	9487.19 ㎡	有	9487.19 ㎡	有 不明	実施済	6環改化土第204号 基準不適合台帳調製中
令和6年8月26日	6環改化土第188号	令和6年7月7日	荒川区町屋六丁目32-21 荒川区町屋六丁目3539 番1 外8 番	6141.93 ㎡	有	5523.81 ㎡	有	第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、PCB	実施済 6環改化土第189号 基準不適合台帳調製中
令和6年8月27日	6環改化土第250号	令和6年8月6日	渋谷区代々木一丁目29 番1号、外 渋谷区代々木一丁目28 番4の一部 外11 番	6185.95 ㎡	有	4285.15 (2662.04) ㎡	有	第一種特定有害物質、第二種特定有害物質	一部実施 分割提出 06環改化土第251号
令和6年8月28日	6環改化土第228号	令和6年7月30日	大田区北馬込一丁目28 番1 大田区北馬込一丁目53 番1の一部	10995.00 ㎡	無	5340.00 ㎡	無		

参考資料－４ 基準適合台帳

✓令和６年10月末時点の調製件数は28件（23区・島しょ：11件、市町村：17件）

（環境確保条例第118条の2 参考様式）

土壌汚染情報公開台帳（基準適合台帳）

参考様式 6－2

<留意事項>
 ※1案件No.は環境確保条例第117条に係る届出の受理番号であり、第117条第3項や第6項等を含むため、番号は連続していません。
 ※2土壌等の汚染状況における基準適合とは、環境確保条例に基づく汚染状況調査の結果、調査契機時の基準値において適合している旨を指します。
 ※3基準適合と記載のある場合であっても、条例に基づかない自主的な調査や一般的な不動産取引のための土壌調査の結果等は含まれないことから、該当の土地について土壌汚染がないことを保証するものではありません。
 ※4所在地は調査対象区域として設定した範囲を示します。
 ※5汚染のおそれ無とは、汚染状況調査において、特定有害物質の使用・排出等による土壌汚染のおそれが確認されなかった旨を指します。
 ※6試料採取等対象物質に第一種特定有害物質の記載がある場合は、その分解生成物も試料採取等対象物質として調査を実施しています。

調製・訂正 年月日	整理番号	調製契機	第	所在地	工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	調査対象地 面積	試料採取等対象物質	土壌等の 汚染状況	汚染状況調査の方法等 に関する特記事項
令和6年6月12日	06環改化土第39号	第117条第2項	令和6年4月17日	新宿区西新宿一丁目地内 (住居) 新宿区西新宿一丁目202番3の一部 (地番)	東京都市計画事業新宿駅直近 地区土地区画整理事業	1,059.10 m ²	・第一種特定有害物質 ・第二種特定有害物質 ・第三種特定有害物質	基準適合	
令和6年6月25日	06環改化土第122号	第117条第2項	令和6年6月4日	練馬区貫井一丁目36番16号、36番18号 (住居) 練馬区貫井一丁目319番1 外2筆 (地番)	(仮称)練馬区立美術館・貫井 図書館改築等基本設計業務	5,247.29 m ²	ベンゼン	基準適合	
令和6年7月11日	06環改化土第165号	第117条第2項	令和6年6月25日	港区北青山三丁目3番、4番 (住居) 港区北青山三丁目145 外9筆 (地番)	(仮称)北青山三丁目地区市街 地再開発事業	3,116.63 m ²		汚染のおそれ無	地歴調査結果の再評価 を行った結果、汚染の おそれはなかった
令和6年8月19日	6環改化土第158号	第117条第2項	令和6年6月18日	港区白金一丁目15番、16番 (住居) 港区白金一丁目325番28 外(全4筆) (地番)	東京都市計画白金一丁目西部 中地区第一種市街地再開発事 業	413.64 m ²	第一種特定有害物質、第二種特 定有害物質、ポリ塩化ビフェニ ル	基準適合	分割提出
令和6年8月27日	6環改化土第251号	第117条第2項	令和6年8月6日	渋谷区代々木一丁目29番1号外 (住居) 渋谷区代々木一丁目28番4の一部 外9筆 (地番)	(仮称)代々木一丁目プロ ジェクト地下既存躯体解体工 事(その2)	146.62 m ²	第一種特定有害物質、第二種特 定有害物質	基準適合	分割提出
令和6年8月28日	6環改化土第217号	第117条第2項	令和6年7月26日	足立区西新井五丁目41番1号 (住居) 足立区五丁目41番4号外10筆 (地番)	(仮称)大内病院増築工事	2,358.53 m ²	水銀、ふっ素、ほう素	基準適合	分割提出
令和6年9月3日	6環改化土第103号	第117条第2項	令和6年5月24日	足立区平野二丁目10-1 (住居) 足立区平野二丁目10-1 (地番)	日産東京販売株式会社 足立 店	3808.72 m ²	第一種特定有害物質、第二種特 定有害物質、第三種特定有害物 質	基準適合	
令和6年9月13日	6環改化土第237号	第117条第2項	令和6年8月2日	豊島区長崎一丁目地内から同区長崎五丁目 地内 豊島区長崎一丁目18-4 外204筆及び無番 地、水、道 (地番)	東京都市計画道路補助線街路 第172号線	66.91 m ²	水銀、砒素、ふっ素、ほう素	基準適合	
令和6年8月19日	6環改化土第94号	第117条第2項	令和6年5月22日	品川区広町一丁目2番地58 (住居) 品川区広町一丁目666番1の一部 外12筆 (地番)	第一三共株式会社 品川研究 開発センター ガス管新設工 事	918.50 m ²	カドミウム、クロロエチレン、 六価クロム、シアン、水銀、セ レン、ほう素、ポリ塩化ビフェ ニル	基準適合	分割提出

参考資料－ 5 新システムイメージ①

連絡事項一覧

すべて>ステータス=未対応

通知番号	收受文書番号	案件名	通知タイトル	通知内容
【土壌汚染対策届出情報システム】届出提出受付（届出番号：HTD0001194） 土壌 外部ユーザー様 土壌汚染対策届出情報システムで提出受付				

1～1 件目 / 1 件

届出者・都側のコミュニケーション

届出毎に提出受付や審査完了、補正指示等の連絡を一覧で表示
(メールの確認漏れ等を防止)

届出状況一覧

すべて>親/子=親

届出番号	收受文書番号	收受年月日	案件名	法/条例	様式	審査状況	審査完了日	届出者	提出者	更新日時
HTD0001210					土壌汚染状況調査結果報告書（法第3条第1項）	届出作成中				2024-11-18 09:24:13
HTD0001209					土壌汚染状況調査結果報告書（法第3条第1項）	届出作成中				2024-11-18 09:07:02
HTD0001208					土壌汚染状況調査結果報告書（法第3条第1項）	届出作成中				2024-11-18 09:06:12
HTD0001207					土壌汚染状況調査結果報告書	届出作成中				2024-11-15 19:23:06
HTD0001206					土壌汚染状況調査結果報告書（法第3条第1項）	届出作成中				2024-11-15 19:16:10

1～5 件目 / 123 件

進捗管理

届出毎の審査状況をリアルタイムで把握可能
(都職員側で届出の收受や審査完了の処理を行ったタイミングで審査状況が更新される)

参考資料－ 6 新システムイメージ②

マニュアル

外部ユーザー三

ホーム

届出管理

一定規模以上の土地の形質の変更届出書

様式切替

一定規模以上の土地の形質の変更届出書

土壤汚染状況調査結果報告書

基本

添付書類アップロード

添付書類間チェック

別図アップロード

PDF出力

その他

計量証明書OCR読み込み

共有設定

削除

届出作成状況

未完了：①必要な添付書類が全てアップロードされていること

未完了：②届出提出前の添付書類間チェックが完了していること

一定規模以上の土地の形質の変更届出書

書類チェックエラー

にこのフィルターを使用するレコードはありません

開発中

添付書類名	ファイル形式	添付ファイル
権限を有することを証する書類		届出を提出する権限を有することを証する書類（委任状、事務処理規定等）
別冊資料		
添付書類 その他資料		その他資料
添付書類 ②図面		公図

エラーチェック

- ④添付書類をアップロード（別画面）
- ⑤Excelでアップロードした書類は入力内容をシステムに取り込み、書類間で齟齬がないかエラーチェックを実施

⑥エラー内容を表示

- ⇒提出前に不備を把握・修正することで、届出後の補正を軽減
- ⇒審査完了までに係る期間を短縮

届出作成支援ツール
(OCR)

- 必要に応じて、OCRにより計量証明書から値を抽出することが可能
- ⇒調査結果一覧、図面作成の負担を軽減
- ⇒転記ミスを防止

(+ α)

- 発注者への確認や複数の担当者が分担して書類作成している場合等、他のアカウントと届出情報を共有することが可能